

平成24年度版

# 郡山市の環境

(平成23年度郡山市第二次環境基本計画年次報告書)

郡山市

## まちのシンボル

### ●花・木・鳥



#### ★市の花(ハナカツミ)

芭蕉の「奥の細道」の昔から伝統的な花として親しまれてきた清楚な趣きをそなえた心にうるおいのあるまちづくりにふさわしい花です。



#### ★市の木(ヤマザクラ)

樹齢が長く、雄々しく、強い樹木で緑化促進木として緑あふれるまちづくりにふさわしい木です。



#### ★市の鳥(カッコウ)

鳴き声そのまま鳥名になったカッコウ。野鳥の生息地に多く渡来し、自然保護の象徴ともいえる、緑のまちづくりにふさわしい鳥です。

### ●市章



郡山市の市章は、「山」の字の小篆(しょうてん)「𠩺」を図案化したものです。藩政時代から郡山代官支配下の「郡山」の標識として、長い間使用されてきたものです。

### ●シンボルマーク



シンボルマークは郡山の「郡」の文字を力強くデザインしたものです。中心の赤い円は輝く太陽を、楕円は郡山市の豊かな緑が映る猪苗代湖を、流れるような青いラインは安積疏水、緑のラインはそれによって育まれる自然を表しています。

また、シンボルマーク全体は、未来人の姿を表しており、人とまちが調和した理想的な都市のイメージを描いています。

## はじめに

「環境の世紀」といわれる 21 世紀において、私たちは、目先の利益を追うだけでなく、将来の地球のために何をすべきかを考え、取り組んでいく責任があります。特に、本市は、猪苗代湖に代表される清らかな水と山々に囲まれ広大な森林を有し、豊かな「水と緑」に恵まれており、これらをかけがえのない財産として次の世代に引き継いでいくことは、私たちに課せられた責務であると考えております。

このことから、本市では「郡山市環境基本条例」に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「郡山市環境基本計画」を策定し、各種施策を積極的に推進してまいりました。さらに、本市における環境施策を一層推進し、今後、ますます複雑・多様化する環境問題に適切に対応していくため、平成 22 年 3 月に「郡山市第二次環境基本計画」を策定したところであります。

今後とも、人と自然が共生し、健全で恵み豊かな環境を保全するとともに、私たちの活動を環境への負荷の少ないものに変え、持続的発展が可能な社会を作り上げていくため、市民、事業者、行政などあらゆる主体が、日頃の生活の中で環境を意識し、それぞれの協働のもと取り組みを推進していくことができるよう努めてまいりたいと考えております。

本書は、平成 23 年度における本市の環境の現状と取り組みをまとめたものでありますが、昨年度は東日本大震災や原発事故の影響により、本市の施策の取組状況等は例年と大きく異なっております。

市民・事業者の皆様には、本書を通じて、環境に対する関心を高め、理解を深めていただくとともに、日常生活・事業活動において環境保全のための具体的な行動を展開していただくきっかけとなれば幸いです。

---

---

# 目次

## はじめに

---

### 郡山市の概要

---

(1) 位置・面積・地勢	1
(2) 気候・気象	2
(3) 人口・世帯数	2
(4) 土地利用	2
(5) 産業構造	3
(6) 環境行政の動向	4

### 郡山市第二次環境基本計画の概要

---

(1) 郡山市第二次環境基本計画とは	7
(2) 計画の期間	7
(3) 計画の担い手と役割	8
(4) 計画の構成	9
(5) 計画の取り組みの内容と対応する環境指標	11
(6) 計画の進行管理体制図	13

環境指標・目標の実施達成状況	14
----------------	----

### 郡山市環境基本計画に基づく施策の実施状況

---

#### 1. 「地球規模で考え、身近なところから実践する」 ～地球環境の保全～

(1) 地球温暖化対策	17
(2) 地球規模の環境問題への取り組み	26

#### 2. 「自然と共に生きる」 ～豊かな自然環境の保全と創造～

(1) 緑豊かな自然の保全	29
(2) 生物多様性の保全	33
(3) 環境保全型農業の推進	35

#### 3. 「きれいな水を守る」 ～水環境の保全と創造～

(1) 水質の保全と浄化	38
(2) 猪苗代湖の保全	44
(3) 水資源の確保と水の有効利用	48
(4) 身近な水辺の保全と創造	50

4. 「すこやかで安らぎのある暮らしを創る」～快適な生活環境の確保と創造～	
（1）廃棄物対策	52
（2）公害と新たな生活環境問題への対応	61
（3）有害化学物質対策	69
（4）快適な生活空間の確保と創造	71
5. 「学び、考え、行動する」～環境教育・学習の推進～	
（1）環境教育・学習の場や機会の充実	80
（2）人材の育成と連携の促進	90
（3）環境情報の共有化	95

## 郡山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の概要

（1）郡山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）とは	101
（2）計画期間と目標	101
（3）計画の対象とする温室効果ガス	101
（4）計画の対象範囲	101

## 郡山市の温室効果ガス排出量（平成21年度）

郡山市の温室効果ガス排出状況	103
----------------	-----

平成24年度版郡山市の環境に対する意見	106
---------------------	-----

資料	108
----	-----

用語の解説	113
-------	-----

## アンケート

### まめ知識

○郡山市の豊かな自然	32	○カッコウ調査	34
○水とふれあう名所 10 選	47		

### 【コラム】

○太陽光発電システム設置補助金	28
○下水道事業	43
○グリーン購入	60
○出張講座「どこでも環境教室」	89

### 【紹介】

○郡山市の環境守り隊 チーム環太郎	99
-------------------	----

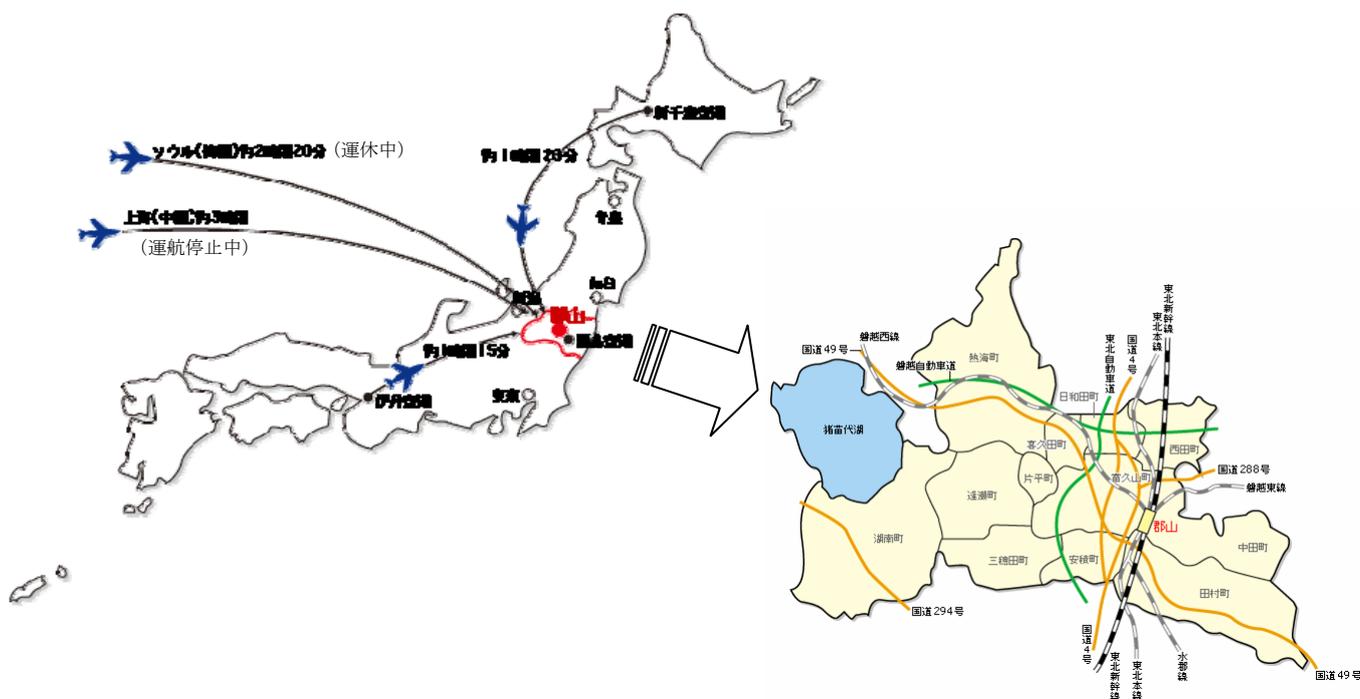
# 郡山市の概要

## (1)位置・面積・地勢

本市は、福島県の中央に位置し、昭和48年（1973）の東北自動車道、昭和57年（1982）の東北新幹線の開通、平成5年（1993）の福島空港の開港、そして平成9年（1997）には、磐越自動車道が全線開通するなど、交通の要衝となっています。

また、標高245m前後の安積平野の平坦地を中心として、北には奥羽山脈の秀峰・安達太良山を望み、東は阿武隈山系につつまれ、全国第4位の面積を誇り、別名「天鏡湖」とも呼ばれる美しい猪苗代湖や県の中央部を南から北へ貫く阿武隈川の豊かな潤いに満たされた、水と緑が豊かな美しい景観を見ることができます。

郡山市の位置



郡山市の位置・面積

地域	東経	140° 02' 10" ~ 140° 33' 52"
	北緯	37° 15' 58" ~ 37° 37' 34"
	東西	46.78 km
	南北	39.95 km
面積		757.06 km <sup>2</sup>
標高		海拔 245m(市役所)

## (2) 気候・気象

本市は、太平洋岸から約 95km、日本海岸から約 200km の内陸部にあり、東に阿武隈高地、西に奥羽山脈があり、その中央に広がる平野部に市街地を形成しています。

年平均気温は 12℃前後で東北地方の中では比較的温暖な地域に含まれます。また、年間降水量は 1,000mm～1,500mm と全国平均より少なくなっています。

### 郡山市の気象概況

	気温(℃)			平均風速 (m/s)	年間日照時間 (hr)	年降水量 (mm)
	平均	最高	最低			
平成 18 年	12.1	33.5	-10.3	3.4	1,621.5	1,436
平成 19 年	12.6	34.9	-6.5	3.2	1,833.9	1,126
平成 20 年	12.3	33.3	-6.4	3.2	1,730.0	1,090.5
平成 21 年	12.4	33.2	-6.6	3.2	1,701.3	1,015.5
平成 22 年	12.6	34.9	-8.2	3.0	1,724.6	1,455
平成 23 年	12.0	35.5	-7.5	3.2	1,824.3	1,033

## (3) 人口・世帯数

### 郡山市における人口及び世帯数の推移

※平成 23 年 10 月 1 日現在

	人口(人)			世帯数	1世帯あたり 人口(人)	備考
	総数	男	女			
平成 7 年	326,833	162,007	164,826	110,964	2.9	国勢調査
平成 12 年	334,824	165,988	168,836	120,229	2.8	国勢調査
平成 17 年	338,834	167,071	171,763	126,382	2.7	国勢調査
平成 22 年	338,712	166,336	172,376	131,740	2.6	国勢調査
平成 23 年	332,482	163,675	168,807	131,214	2.5	人口推計

## (4) 土地利用

本市の土地利用の状況は、山林・原野等が面積の約 5 割を占めていますが、都市化の進展とともに年々減少傾向にあり、逆に宅地が増加しています。

### 郡山市の土地利用状況

※平成 23 年 1 月 1 日現在

	総面積	地目別土地面積 (単位:km <sup>2</sup> )						
		宅地	田	畑	山林	原野	雑種地	その他
平成 23 年	757.06	57.1	106.37	53.53	316.81	47.86	13.36	162.03
構成比 (%)	100	7.5	14.1	7.1	41.8	6.3	1.8	21.4

(5) 産業構造

産業別就業者数（人） 資料：国勢調査

区分	平成 22 年		平成 17 年		増減数	増減率 (%)
	人口	構成比	人口	構成比		
総 数	144,621	100.0	159,643	100.0	-15,022	-9.4
第 1 次産業	5,199	3.6	7,505	4.7	-2,306	-30.7
農業	5,079	3.5	7,403	4.6	-2,324	-31.4
林業	96	0.1	76	0.0	20	26.3
漁業	24	0.0	26	0.0	-2	-7.7
第 2 次産業	34,375	23.8	38,793	24.3	-4,418	-11.4
鉱業	22	0.0	15	0.0	7	46.7
建設業	12,155	8.4	14,944	9.4	-2,789	-18.7
製造業	22,198	15.4	23,834	14.9	-1,636	-6.9
第 3 次産業	99,647	68.9	109,942	68.9	-10,295	-9.4
電気・ガス・熱供給・水道業	611	0.4	535	0.3	76	14.2
情報通信業	1,889	1.3	2,435	1.5	-546	-22.4
運輸業	9,332	6.5	8,625	5.4	707	8.2
卸売・小売業	27,871	19.3	33,544	21.0	-5,673	-16.9
金融・保険業	3,873	2.7	4,158	2.6	-285	-6.9
不動産業	2,492	1.7	1,817	1.1	675	37.1
学術研究・専門技術サービス	4,053	2.8	-	-	-	-
飲食店, 宿泊業	8,467	5.9	8,019	5.0	448	-5.6
生活関連サービス業・娯楽業	5,528	3.8	-	-	-	-
医療, 福祉	14,732	10.2	13,127	8.2	1,605	12.2
教育, 学習支援業	7,178	5.0	7,765	4.9	-587	-7.6
複合サービス事業	799	0.6	1,277	0.8	-478	-37.4
サービス業(他に分類されないもの)	8,106	5.6	23,659	14.8	-15,553	-65.7
公務(他に分類されないもの)	4,716	3.3	4,981	3.1	-265	-5.3
分類不能の産業	5,400	3.7	3,403	2.1	1,997	58.7

(注) 産業分類が改正されたため、比較できない項目がある。

四捨五入の関係で合計と内訳が合わないところがある。

## (6) 環境行政の動向

年	郡山市	国・県・その他
明治 16 年		足尾銅山鉱毒事件(公害として初めて被害が発生)
昭和 21 年	ごみ収集開始	
30 年		イタイイタイ病発生
31 年		水俣病発生
32 年		『自然公園法』公布
33 年		『公共用水域の水質保全に関する法律』公布(廃) 『工場排水等の規制に関する法律』公布(廃)
36 年	し尿処理施設(第一衛生処理場)完成	四日市ぜんそく患者多発
37 年		『ばい煙の排出の規制等に関する法律』公布(廃)
39 年		第二水俣病(阿賀野川)発生
41 年	富久山ごみ焼却場完成 し尿処理施設(第二衛生処理場)完成	
42 年		『公害対策基本法』公布(廃)
43 年		『大気汚染防止法』公布 『騒音規制法』公布
45 年		『水質汚濁防止法』公布 『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』公布
46 年	「郡山市公害防止条例」公布 郡山市公害対策審議会設置 (旧)富久山清掃工場完成	<b>環境庁発足</b> 『悪臭防止法』公布 『自然環境保全法』公布 「福島県産業公害等防止条例」公布(廃)
47 年		「国連人間環境会議」開催(ストックホルム)
48 年		『公害健康被害の補償等に関する法律』公布 『化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律』公布
51 年	厚生部に公害対策センター設置	『振動規制法』公布
52 年	市民部に公害対策センター移管	
59 年	河内清掃センター完成	『湖沼水質保全特別措置法』公布
63 年		オゾン層保護のためのウィーン条約締結 『特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律』公布
平成元年	保健衛生部に公害対策センター移管	
2 年	富久山衛生センター完成	『スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律』公布
3 年		『再生資源の利用の促進に関する法律』公布(後に「資源の有効な利用の促進に関する法律」に改称)
4 年	無着色半透明ごみ袋による回収開始 郡山市廃棄物減量等推進審議会設置	「環境と開発に関する国連会議(地球サミット)」開催(リオ・デ・ジャネイロ) ・気候変動枠組条約を採択 ・生物多様性保護条約を採択 ・アジェンダ 21 を採択

## 郡山市の概要

年	郡山市	国・県・その他
		『自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(自動車NOX法)』公布 『絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律』公布
5年		『環境基本法』公布
6年	<b>環境衛生部に環境保全課を設置</b> 公害対策センターを環境保全課内に移管	「環境基本計画(国)」策定
7年	「郡山市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例」公布 郡山市環境審議会設置	『容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)』公布 「アジェンダ 21 ふくしま」策定
8年	新(現)富久山清掃センター完成 資源物の分別収集開始	「福島県環境基本条例」公布 「福島県生活環境の保全等に関する条例」公布
9年	中核市へ移行 産業廃棄物担当設置	『環境影響評価法』公布 「気候変動枠組条約第3回締約国会議(京都)京都議定書」採択 「福島県環境基本計画」公布
10年	「環境にやさしい郡山市率先行動計画」策定 「郡山市環境基本条例」公布 「郡山市ポイ捨て及び犬のふん放置防止に関する条例」公布	『特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)』公布 『地球温暖化対策の推進に関する法律』公布 「福島県環境影響評価条例」公布
11年	「郡山市環境基本計画」策定	『特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)』公布 『ダイオキシン類対策特別措置法』公布 『家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律』公布 「福島県地球温暖化防止対策地域推進計画」策定
12年	富久山清掃センターにリサイクルプラザ設置	『循環型社会形成推進基本法』公布 『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』改正 『国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)』公布 『資源の有効な利用の促進に関する法律』改正 『建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)』公布 『食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)』公布 「環境基本計画(国;第二次)」策定
13年	環境衛生部に廃棄物対策課を設置 「第二次環境にやさしい郡山市率先行動計画」策定	<b>環境省発足</b> 『自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(自動車NOX・PM法)』公布 『ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB特別措置法)』公布 『特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収破壊法)』公布

年	郡山市	国・県・その他
14年	「郡山市ごみ処理基本計画」策定 「第二次環境にやさしい郡山市率先行動計画」改訂	『土壌汚染対策法』公布 『鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律』公布 『自然再生推進法』公布 『使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)』公布 「第2次福島県環境基本計画(うつくしま環境プラン21)策定 「福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例」公布
15年		『環境保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律』公布(後に「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に改称) 「循環型社会形成推進基本計画」策定 「福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例」公布
16年	「郡山市環境基本計画」改定	『特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律』公布 『環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律』公布
17年		京都議定書発効
18年	「第三次環境にやさしい郡山市率先行動計画」策定	『石綿による健康被害の救済に関する法律(アスベスト新法)』制定 「環境基本計画(国;第三次)」策定 「福島県地球温暖化対策推進計画」策定
19年		「第三次生物多様性国家戦略」策定 『国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律』公布 「第2次福島県環境基本計画」改訂
20年	組織改編により、環境衛生部環境保全課を生活環境部生活環境課へ、公害対策センターを環境保全センターへ、清掃センターをクリーンセンターへ改称	『エコツーリズム推進法』公布 『生物多様性基本法』公布 『農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律』公布 「第二次循環型社会形成推進基本計画」策定
21年		『海岸漂着物処理法』公布
22年	「郡山市第二次環境基本計画」策定 「第四次環境にやさしい郡山市率先行動計画」策定	「第3次福島県環境基本計画」策定
23年	「郡山市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」策定	東日本大震災発生 東京電力福島第一原子力発電所事故発生 「福島県地球温暖化対策推進計画」策定 「福島県循環型社会推進計画」策定
24年		「環境基本計画(国;第四次)」策定 「福島県環境影響評価条例」改正

# 郡山市第二次環境基本計画の概要

### (1) 郡山市第二次環境基本計画とは

本計画は、「環境基本法」の基本理念を踏まえ、「郡山市環境基本条例」に基づく、総合的かつ長期的な目標及び施策の方向を定める本市の環境づくりの最も基本となる計画です。この計画で示している環境づくりの基本的な考え方や方向性に沿って、今後、実施計画を策定するなど、具体的、個別的な取り組みを進めていきます。

さらに、市が実施する環境施策のみならず、市民・事業者の方々に期待する行動や取り組みについても記述しており、環境に関する理解を深めていただくとともに、互いに協力し合って、より良い郡山市の環境を築いていくためのものでもあります。

なお、本計画は「ローカルアジェンダ」※（地域における市民・事業者・行政の具体的な行動計画）の性格を併せ持つものです。

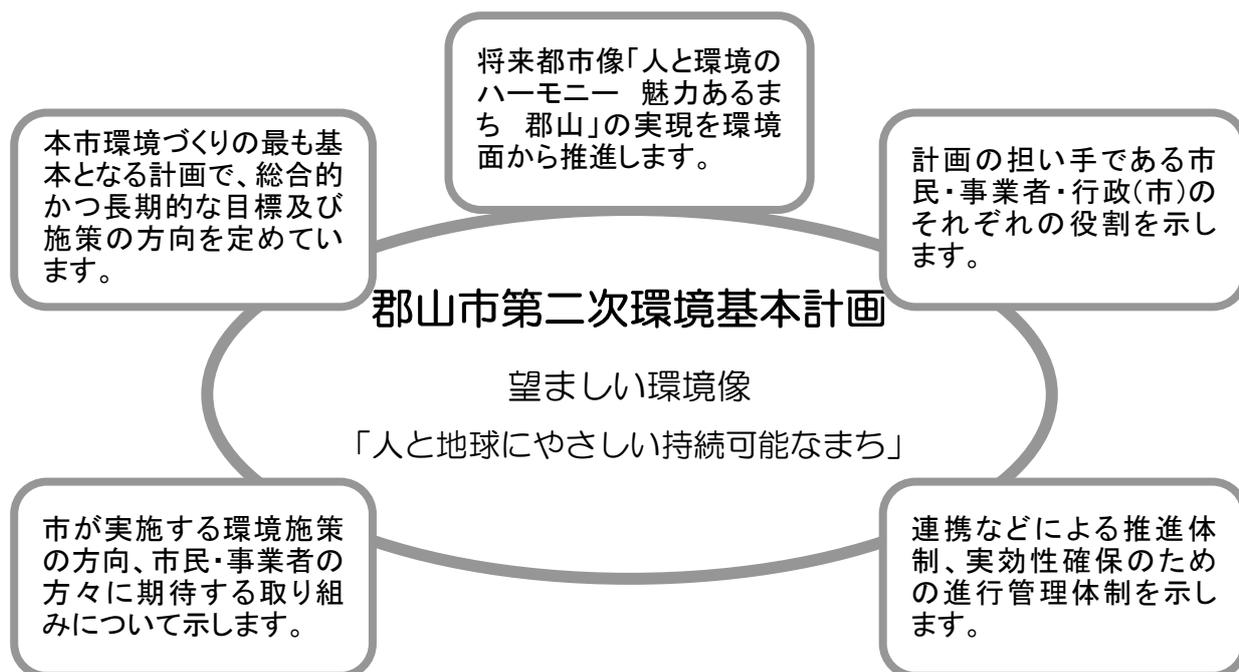
※ローカルアジェンダ：1992年にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された「環境と開発に関する国連会議」で持続可能な開発の実現に向けた具体的な行動計画である「アジェンダ 21」が採択されました。この地方版の行動計画をローカルアジェンダといいます。

### (2) 計画の期間

郡山市第二次環境基本計画は、平成 22 年度を初年度とし、「郡山市第五次総合計画」との整合を図り、平成 29 年度を目標としています。この計画で示している環境づくりの基本的な考え方や方向性に沿って、今後、実施計画を策定するなど、具体的、個別的な取り組みを進めていきます。

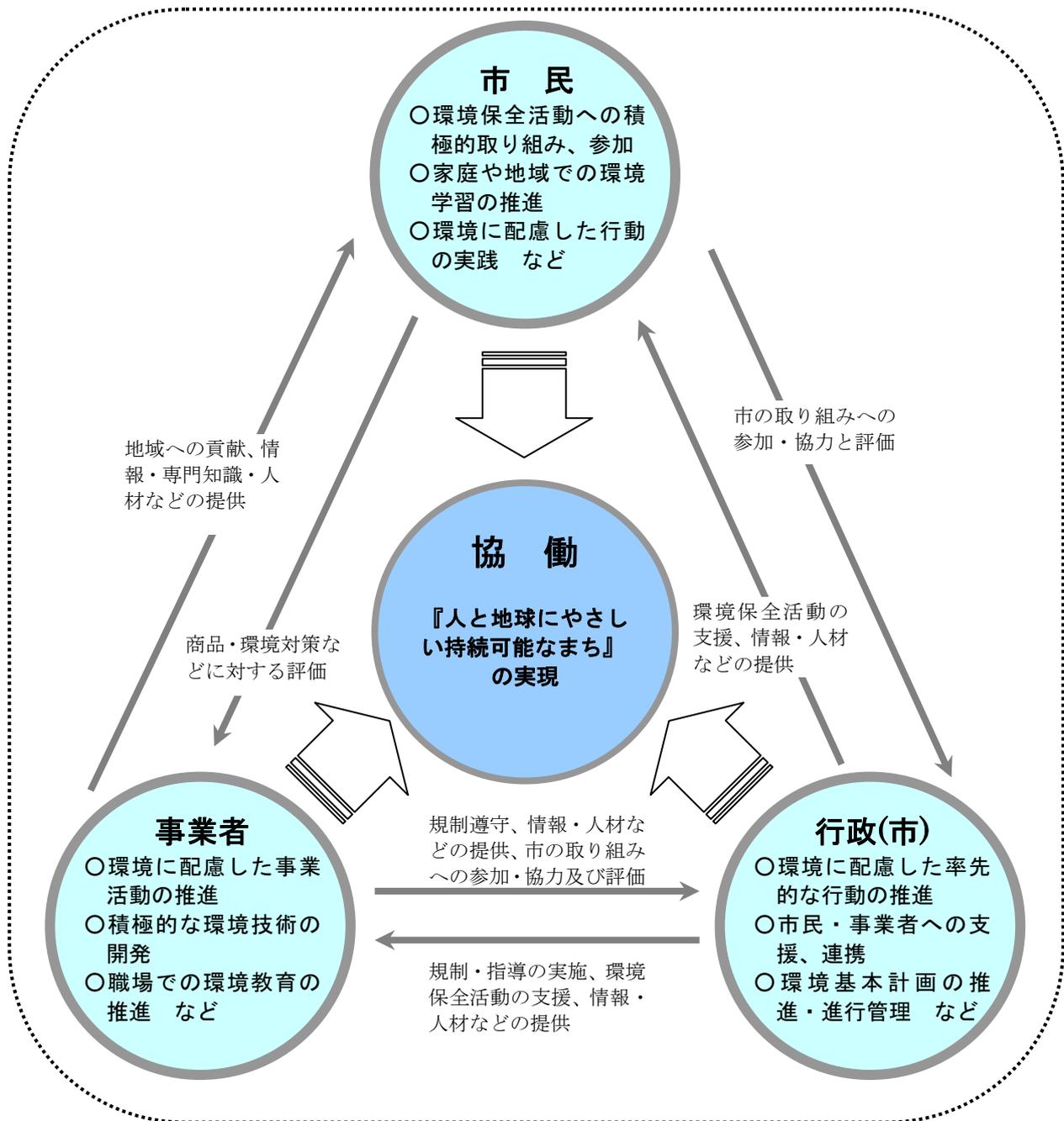
なお、具体的な環境指標・目標値を設定し、本計画の体系に沿った取り組みの成果が目に見える形で表現することにより、市民一人ひとりや個々の事業者が、主体的に行動した成果を実感できるものとなりました。

◇環境指標・目標は、体系ごとの主な取り組みについての成果を表すもので、施策の正確な達成状況を示すものではなく、環境保全施策の達成状況について共通認識を持てることを目的としています。



(3) 計画の担い手と役割

望ましい環境像『人と地球にやさしい持続可能なまち』を実現するためには、市民・事業者・行政の各主体がそれぞれの責務を認識し、自主的な取り組みを行うとともに、互いに連携し協働のもと環境の保全と創造に関する取り組みを進めて行くことが重要です。



市民・事業者・行政の協働イメージ

〈望ましい  
環境像〉

「人と地球にやさしい持続可能なまち」

〈基本理念〉

「保全」と「創造」  
による環境づくり

「循環」と「共生」  
による環境づくり

「協働」による  
環境づくり

〈取り組みの体系〉

○取り組みの柱

1

地球規模で考え、身近な  
ところから実践する  
～地球環境の保全～

2

自然と共に生きる  
～豊かな自然環境の  
保全と創造～

3

きれいな水を守る  
～水環境の保全と創造～

4

すこやかで安らぎのある  
くらしを創る  
～快適な生活環境の確保と創造～

5

学び、考え、行動する  
～環境教育・学習の推進～

市民・事業者・行政の  
協働による取り組み

○取り組みの項目

(市の取り組み・私たちにできること)

- 1 地球温暖化対策
- 2 地球規模の環境問題への取り組み

- 1 緑豊かな自然の保全
- 2 生物多様性の保全
- 3 環境保全型農業の推進

- 1 水質の保全と浄化
- 2 猪苗代湖の保全
- 3 水資源の確保と水の有効利用
- 4 身近な水辺の保全と創造

- 1 廃棄物対策
- 2 公害と新たな生活環境問題への対応
- 3 有害化学物質対策
- 4 快適な生活空間の確保と創造

- 1 環境教育・学習の場や機会の充実
- 2 人材の育成と連携の促進
- 3 環境情報の共有化

<計画推進のために>

○推進体制

- 1 行政における推進
- 2 各主体の連携による推進
- 3 広域的な連携による推進

実効性の確保

○進行管理

- 1 進行管理体制
- 2 年次報告書の作成

## 郡山市第二次環境基本計画の概要

### (5) 計画の取り組みの内容と対応する環境指標

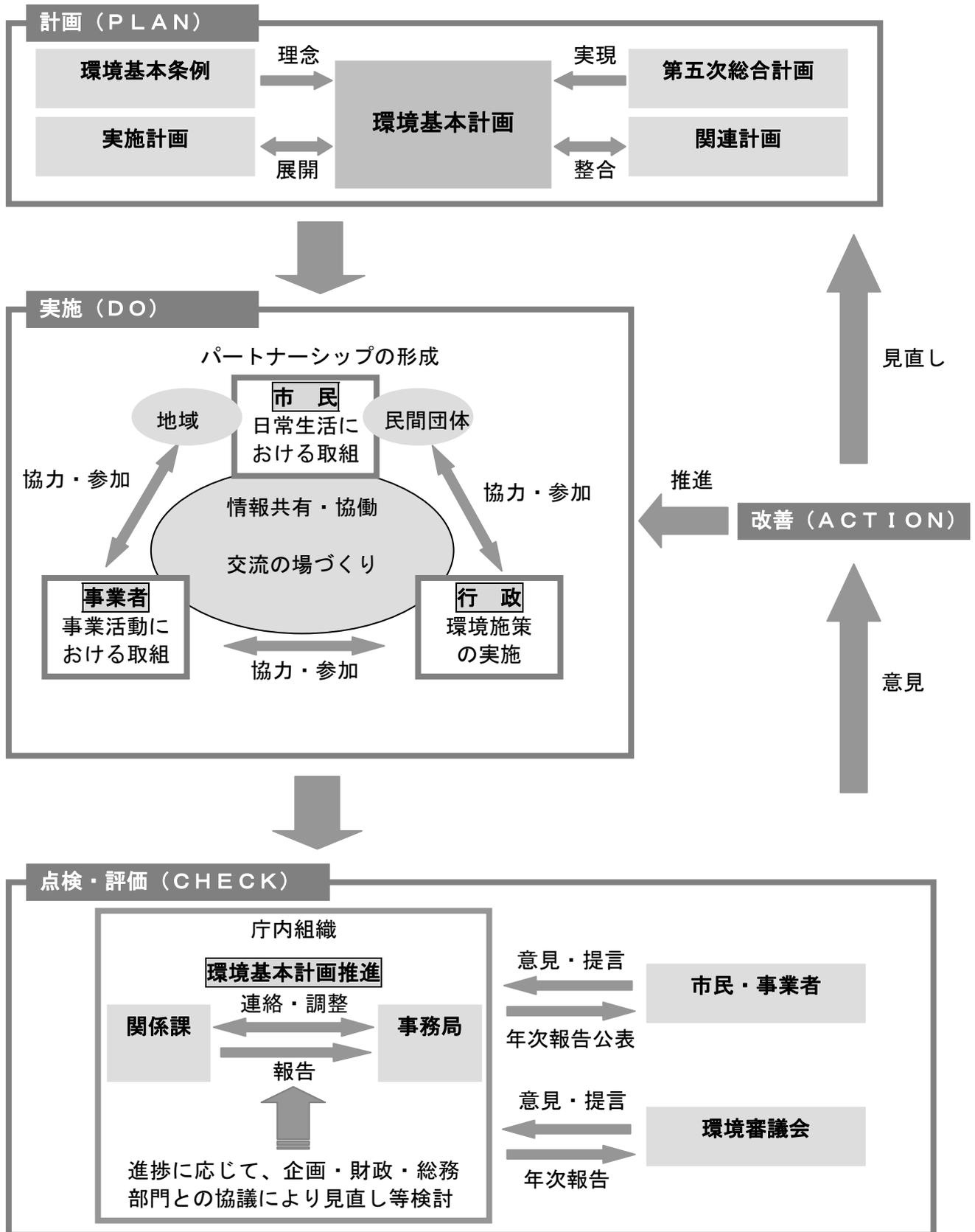
取り組みの柱	取り組みの項目
柱1「地球規模で考え、身近な ところから実践する」 ～地球環境の保全～	1 地球温暖化対策
	2 地球規模の環境問題への取り組み
柱2「自然と共に生きる」 ～豊かな自然環境の保全と創造～	1 緑豊かな自然の保全
	2 生物多様性の保全
	3 環境保全型農業の推進
柱3「きれいな水を守る」 ～水環境の保全と創造～	1 水質の保全と浄化
	2 猪苗代湖の保全
	3 水資源の確保と水の有効利用
	4 身近な水辺の保全と創造
柱4「すこやかで安らぎのある くらしを創る」 ～快適な生活環境の確保と創造～	1 廃棄物対策
	2 公害と新たな生活環境問題への対応
	3 有害化学物質対策
	4 快適な生活空間の確保と創造
柱5「学び、考え、行動する」 ～環境教育・学習の推進～	1 環境教育・学習の場や機会の充実
	2 人材の育成と連携の促進
	3 環境情報の共有化

## 郡山市第二次環境基本計画の概要

市の取り組み	環境指標
(1) 総合的・計画的な地球温暖化対策の推進 (2) 省エネルギーの推進 (3) 新エネルギーの利用促進 (4) その他の地球温暖化対策等 (5) 二酸化炭素吸収源の確保	(1) 環境家計簿参加者数 (2) 太陽光発電システム設置出力累計 (3) 公用車のハイブリッド自動車導入率
(1) オゾン層保護対策の推進 (2) 酸性雨対策の実施 (3) 熱帯林保護対策の推進 (4) 環境協力	
(1) 森林・里山の保全 (2) 特色ある自然の保全 (3) 開発における環境影響への配慮 (4) 広域的な連携	(4) 水源林再生支援整備面積
(1) 動植物の調査・把握 (2) 動植物の生息・生育環境の保全 (3) 情報の提供	(5) カッコウの生息数
(1) 農地の保全と多面的機能の維持 (2) 廃棄物の利活用の推進 (3) 環境にやさしい農業の推進	(6) エコファーマー認定者数
(1) 水質調査の実施 (2) 水質浄化対策 (3) 広域的な連携	(7) 河川のBOD値
(1) 水質の調査・研究 (2) 水質・周辺環境対策 (3) 適切な利活用の推進 (4) 広域的な連携	(8) 湖心の水質測定値 COD (mg/l) 全窒素 (mg/l) 全りん (mg/l)
	(9) 湖南岸部（湖南地区）の水質測定値 COD (mg/l) 全窒素 (mg/l) 全りん (mg/l)
(1) 地下水かん養機能の確保 (2) 水資源の有効利用 (3) 規制・指導	(10) 1人1日当たりの節水量
(1) 水と親しめる空間の創造 (2) 環境に配慮した護岸の整備 (3) 保全活動の推進	(11) 多自然工法による河川等の整備延長
(1) 意識啓発 (2) 一般廃棄物処理の適正化 (3) 公共事業における産業廃棄物対策の推進 (4) 規制・指導及び監視体制の充実	(12) 1人1日当たりのごみ排出量 (13) リサイクル率（家庭系）
(1) 現況調査の実施 (2) 発生源対策 (3) 連絡・処理体制の整備 (4) 規制・指導	(14) 光化学オキシダントの環境基準超過時間数
(1) 現況調査の実施 (2) 発生源対策 (3) 情報提供及び規制・指導	(15) ダイオキシン類測定値
(1) 都市の緑の保全と創造 (2) 歴史・文化的財産の保全・活用 (3) 魅力ある景観の形成 (4) 自然災害に備えたまちづくり	(16) 公園整備面積 (17) 景観形成に関する基準等が設定された地区数
(1) 場の充実 (2) 機会の提供	(18) 「どこでも環境教室」開催回数 (19) 水生生物による水質調査参加者数
(1) 人材の育成・活用 (2) 環境保全活動の支援 (3) 連携・交流の促進	(20) 「こどもエコクラブ」の登録数
(1) 情報の収集 (2) 情報の提供	(21) 環境コーナーの活用・ウェブサイトの充実

# 郡山市第二次環境基本計画の概要

## (6) 計画の進行管理体制図



環境指標・目標の実施達成状況

郡山市第二次環境基本計画では、取り組みの成果が実感できるように、21 項目の「環境指標・目標」を示しています。

ここでは、それらの実施・達成状況についてまとめています。環境指標の目標年度は、計画の目標年度と合わせて平成 29 年度となっています。現況については、特に記載がなければ平成 23 年度の状況を掲載しています。

(1) 目標年度が平成 29 年度で、平成 23 年度の現況数値が把握できる環境指標

◆実施・達成状況欄の評価記載方法について

☆	現時点で目標値を達成している。(今後変動あり)	○	ほぼ計画どおり推進している。
△	計画より遅れている。		

No	環境指標	目標	目標年度	現況	実施・達成状況
取り組みの柱1 「地球規模で考え、身近なところから実践する」～地球環境の保全～					
1	環境家計簿参加者数	1, 300人	平成 29 年度	17人	△
2	太陽光発電システム 設置出力累計	7, 260kW	平成 29 年度	9, 124kW	☆
3	公用車のハイブリッド 自動車等導入率	8. 00%	平成 29 年度	5. 10%	○
取り組みの柱2 「自然と共に生きる」～豊かな自然環境の保全と創造～					
4	水源林再生支援整備面積	62ha	平成 29 年度	39. 02ha	○
5	カッコウの生息数	現状維持 (H18: 122羽)	平成 29 年度	138羽	☆
6	エコファーマー認定者数	600人	平成 29 年度	697人	☆
取り組みの柱3 「きれいな水を守る」～水環境の保全と創造～					
7	河川のBOD値	全地点で環境基準 値以下を維持	平成 29 年度	全地点で環境基準以下	☆
8	湖心の水質測定値 COD (mg/l) 全窒素 (mg/l) 全りん (mg/l)	0. 50 以下 0. 20 以下 0. 003 以下	平成 29 年度	1. 0 0. 22 0. 004	△
9	湖南岸部(湖南地区)の 水質測定値 COD (mg/l) 全窒素 (mg/l) 全りん (mg/l)	1. 0 以下 0. 20 以下 0. 005 以下	平成 29 年度	1. 1 0. 23 0. 005	△
10	1人1日当たりの節水量	120節水 (使用量3300)	平成 29 年度	10節水 (使用量3410)	△
11	多自然工法による 河川等の整備延長	7. 0km	平成 29 年度	3. 3km	△
取り組みの柱4 「すこやかで安らぎのある暮らしを創る」～快適な生活環境の確保と創造～					
12	1人1日当たりの ごみ排出量	990g	平成 29 年度	1, 360g	△

## 環境指標・目標の実施達成状況

N o	環境指標	目標	目標年度	現況	実施・達成状況
13	リサイクル率（家庭系）	24.0%	平成29年度	18.97%	△
14	光化学オキシダントの環境基準超過時間数	200時間以下	平成29年度	142時間	☆
15	ダイオキシン類測定値	環境基準以下を維持	平成29年度	全地点で環境基準以下	☆
16	公園整備面積	342ha	平成29年度	336.33ha	○
17	景観形成に関する基準等が設定されている地区数	5地区	平成29年度	3地区	○
取り組みの柱5 「学び、考え、行動する」～環境教育・学習の推進～					
18	「どこでも環境教室」開催回数	60回	平成29年度	19回	△
19	水生生物による水質調査参加者数	1,600人	平成29年度	829人	△
20	「こどもエコクラブ」の登録数	70クラブ 1,000人	平成29年度	13クラブ 469人	△
21	環境コーナーの活用 ウェブサイトの充実	内容充実	平成29年度	内容充実 (ウェブサイト参照)	○

※ 実施・達成状況については、現状で目標値の8割を達成している、又は前年度からの伸び等を参考にして、現在の進捗状況で目標年度内の達成が可能と思われるものについては「○」としています。



郡山布引“風の高原”

## 郡山市第二次環境基本計画に基づく

# 施策の実施状況

◇本市では、郡山市第二次環境基本計画に基づく行政の具体的な事業の年次計画として「実施計画」を策定しており、本報告書では「郡山市第二次環境基本計画第二次実施計画」に基づき平成23年度に実施した環境施策の内容を、基本計画の体系に沿って掲載しています。

◇平成23年度については、東日本大震災や原発事故の影響等により、廃棄物排出量や水道使用量の著しい増加や、実施を見送った掲載事業が多くあったなど、例年とは大幅に異なる状況になっています。

◇東京電力福島第一原子力発電所の事故による市域内の放射能汚染に関しては、本計画とは別に、追加被ばく線量の低減等を目的として策定された「郡山市ふるさと再生除染実施計画」に基づき、市域内の除染等を進めています。

※「郡山市ふるさと再生除染実施計画」については、原子力災害対策直轄室や市政情報センターで配布しているほか、市ウェブサイトでもダウンロードすることができます。

### ◆環境指標・目標における実施・達成状況欄の評価記載方法について

☆	現時点で目標値を達成している。(今後変動あり)
○	ほぼ計画どおり推進している。
△	計画より遅れている。

## 1.「地球規模で考え、身近なところから実践する」～地球環境の保全～

## (1)地球温暖化防止対策

地球環境問題は、私たちの日常生活や事業活動と密接なつながりがあります。中でも、地球温暖化\*は、私たちが直面する大きな問題です。地球温暖化対策を進め、また資源の枯渇を抑えるには、市民のライフスタイルや事業者の行動様式を見直し、エネルギー消費の削減と効率的利用に努める必要があります。また、原子力発電所の事故に起因する発電能力の低下に対応するために、自然エネルギーやリサイクルエネルギーへの転換が重要となります。

このことから、さまざまな省エネルギーの取り組みの推進と、太陽光や風力、バイオマスエネルギー、ごみ焼却熱などの再生可能エネルギーを推進し、環境への負荷が少ない社会の実現を目指します。

No.	環境指標	目標	目標年度
1	<b>環境家計簿参加者数</b>	1,300人	平成29年度
	各家庭で電気、水道、燃料などを使用することにより、地球温暖化の主な原因となっている二酸化炭素がどれだけ排出されているかを、重さに換算して計算するための環境家計簿に取り組んでいただいた方（世帯）の数。身近に地球温暖化問題を感じることができる取り組みとして、参加者増を目指します。		
2	<b>太陽光発電システム 設置出力累計</b>	7,260kW	平成29年度
	太陽光発電システムによる余剰電力の売買契約（最大出力）の累計。設置助成などにより増加を図ります。		
3	<b>公用車のハイブリッド 自動車等導入率</b>	8.00%	平成29年度
	市役所等の公用車へのハイブリッド自動車・電気自動車等の導入率。公用車購入の際、導入推進に努めます。		

## ● 環境指標・目標の実施・達成状況について

No.	年度	現状	実施・達成状況
1	平成22年度	54人	△
	平成23年度	17人	△
<p>例年はイベントやどこでも環境教室などでパンフレットを配布し、参加を呼びかけていました。しかし、平成23年度は原発事故等の影響により、イベント等の開催数が大幅に減少したため、環境家計簿についても、啓発の機会が減少し、参加者も減少しました。今後、より多くの方々に参加していただけるよう参加の呼びかけの強化やイベント以外での有効な啓発の仕方について検討していきます。</p>			

## 1. 「地球規模で考え、身近なところから実践する」 ～地球環境の保全～

No.	年度	現状	実施・達成状況
2	平成22年度	7, 293 kW	☆
	平成23年度	9, 124 kW	☆

太陽光発電システム設置出力累計については、近年の再生可能エネルギーへの関心の高まりを受けて、太陽光発電システムの設置が急増したことにより目標値を達成することができました。郡山市復興基本方針においても、再生可能エネルギー導入推進が大きな柱として盛り込まれるなど、再生可能エネルギーの重要性は高まっておりますので、今後も、太陽光等の自然エネルギーを中心とした再生可能エネルギーの啓発を図るとともに、発電システムの導入をこれまで以上に推進します。

※現況で目標値に達していますが、今後エネルギー政策等に見直しがあれば、目標値もそれにあわせて変更していきます。

No.	年度	現状	実施・達成状況
3	平成22年度	4. 27%	○
	平成23年度	5. 10%	○

公用車のハイブリッド自動車導入率については、前年からの伸び率は低いものの、これから買い替え予定の公用車も多くあることから、現時点では順調に進んでいると考えております。地球温暖化や大気汚染の問題に対応するため、ハイブリッド等の低公害車の導入は重要になってきますので、さらに導入が進むよう、購入に際して低公害車の検討を促します。

### (1)-①総合的・計画的な地球温暖化対策の推進

#### ◆地球温暖化防止対策事業

〔生活環境課〕

地球温暖化の大きな原因であり、温室効果ガス※の排出量の約9割を占める二酸化炭素は、私たちが生活するうえで必要な電気や灯油などを使用することにより発生しているため、一人ひとりのライフスタイルを見直すことによりその排出量を減らすことができることから、啓発を図るために以下の事業を行いました。

◇平成23年度事業内容

○啓発用資料の作成・配布

- ・リーフレット「Stop!!地球温暖化」(一般へ配布)・作成は休止
- ・「平成24年環境カレンダー」(4,000部：地球温暖化防止月間に併せ一般へ配布)

○出張講座(どこでも環境教室)「みんなで減らそうCO<sub>2</sub>! Stop 地球温暖化」の実施

平成23年度実績

- ・実施回数 7回、受講者数 339名

○地球温暖化防止のための国民運動「チャレンジ25キャンペーン」の推進

- ・チャレンジ25キャンペーンへの参加

○地球温暖化防止月間の推進

○「アイドリングストップ」運動の推進

- ・ステッカーの配布(作成は休止)

○CO<sub>2</sub>削減のための6つのチャレンジの実施

## 1.「地球規模で考え、身近なところから実践する」～地球環境の保全～

- ・クールビズの実施（平成 23 年 6 月 1 日～9 月 30 日）
- ・ウォームビズの実施（平成 23 年 12 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日）

【平成 23 年度実績】 [単位:kg-CO<sub>2</sub>]

	クールビズ	ウォームビズ	合計
21 年度(基準年)CO <sub>2</sub> 排出量	205,492	273,191	478,683
23 年度 CO <sub>2</sub> 排出量	103,108	146,774	249,882
CO <sub>2</sub> 排出削減量	102,384	126,417	228,801

※表は市役所本庁舎及び分庁舎における取組結果。

クールビズの冷房は、本庁舎は「電気」、分庁舎は「都市ガス」を使用。

ウォームビズの暖房は、本庁舎は集中暖房として「重油」（動力は電気）、分庁舎は集中暖房として「都市ガス」を使用。

### ◆第四次環境にやさしい郡山市率先行動計画推進事業

[生活環境課]

行政自らが一事業者として、市民、事業者にも率先した環境負荷の低減を目的として、市の率先行動計画を策定し、総合的かつ計画的な環境にやさしい取り組みを推進していますが、これは「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく本市の実行計画でもあるため、温室効果ガスの削減等を数値目標と定め、市の機関が実施するすべての事務事業を対象に省エネルギー、省資源等を推進しました。平成 23 年度からは「第四次環境にやさしい郡山市率先行動計画（計画期間は平成 23～29 年度の 7 年間）」を策定し、取り組みの推進を図っております。

なお、平成 23 年度は損壊した公共施設からの業務移転等により、各施設から大量の廃棄物が排出されたため、基準年度に比して約 10 倍となり、震災の影響が非常に大きい年になりました。

- ・計画の対象 市の全施設 324 職場（外郭団体を含む） ※H23.5.1 現在
- ・計画の目標 別表のとおり

#### 【平成 23 年度 目標の実績と評価】

目 標		目標値 [平成 21 年度比]	平成 23 年度 実績[%]	平成 23 年度 評価		
1	温室効果ガス排出量	-7%	+84.1	×	平成 29 年度の 達成を目指す 目標	
(1)	電気使用量	-8%	-11.6	◎		
(2)	燃料 使用量	①都市ガス	-5%	+21.0		×
		②LPG	-5%	-8.6		◎
		③灯油	-6%	+9.2		×
		④A 重油	-6%	+1.1		×
		⑤ガソリン	-5%	+9.6		×
		⑥軽油	-5%	+25.3		×
(3)	廃棄物排出量	-6%	+1033.6	×		
2	水道使用量	-3%	-12.0	◎		
3	用紙類使用量	-3%	-7.6	◎		
4	省エネルギーの推進	-7%	市長部局、教育委員会、水道局 における成果			
5	グリーン購入	環境に配慮した物品等の購入			当該年度の 達成を目指す 目標	

※温室効果ガス排出量については、使用量や排出量に CO<sub>2</sub> 排出係数を乗じて算出してあります。

各項目の排出係数は巻末「用語の解説」に記載してあります。

## 1. 「地球規模で考え、身近なところから実践する」 ～地球環境の保全～

●平成 23 年度評価（平成 29 年度の達成を目指す目標）

◎	目標年度(平成 29 年度)における目標をすでに上回っている。	△	このままでは、目標達成にはかなりの努力が必要。
○	このまま取り組みれば、目標達成の可能性が高い。	×	このままでは、目標達成の可能性が低い。

### (1)-②省エネルギーの推進

#### ◆市有施設の省エネルギー推進事業

〔建築課〕

本庁舎改修実施設計において、断熱サッシやペアガラス、太陽光発電システム等の採用を行いました。

#### ◆環境家計簿

〔生活環境課〕

一般市民を対象として、家庭で使う電気や灯油などの使用量を記入して二酸化炭素排出量が計算できる環境家計簿に取り組んでもらい、家庭での「地球と家計にやさしい生活」に挑戦してもらいました。

◇平成 23 年度事業実績

- ・実施人数 17 人

#### ◆環境モニター事業〔再掲〕

別記 5 - (2) - ① (P 9 0) 参照

#### ◆地球温暖化防止月間の推進

〔生活環境課〕

12 月の「地球温暖化防止月間」に合わせて各種の環境啓発を実施し、市民に地球温暖化防止の重要性を広く呼びかけ、意識の高揚を図りました。

◇平成 23 年度事業内容

○ビッグアイ南西角壁面への地球温暖化防止月間 P R 懸垂幕の掲出

○地球温暖化防止月間パネル展の実施

- ・ふれあい科学館ロビー（ビッグアイ 22 階）：平成 23 年 12 月 1 日～27 日
- ・かんきょう楽習コーナー（郡山市役所分庁舎 1 階）：平成 23 年 12 月 1 日～27 日
- ・安積図書館：平成 23 年 12 月 1 日～27 日
- ・富久山図書館：平成 23 年 12 月 1 日～27 日

○平成 24 年こおりやま環境カレンダーの配布

#### ◆郡山市エコ・オフィス認定事業

〔生活環境課〕

二酸化炭素排出量が増加傾向にある民生業務部門に対する温暖化対策として、事業者があらゆる業務に関し、温暖化対策に取り組んでもらうため、本市独自に「エコ・オフィス認定制度」を開始し、広く参加事業所を募集しました。

◇省エネコース登録件数 235 社

◇省エネコース認定件数 66 社

#### ◆中小企業金融対策事業(中小企業成長融資制度)〔再掲〕

別記 5 - (2) - ② (P 9 1) 参照

# 1. 「地球規模で考え、身近なところから実践する」～地球環境の保全～

## (1)-③新エネルギーの利用促進

### ◆廃棄物発電・廃棄物熱利用

〔清掃課〕

ごみ焼却処理により発生した熱を給湯や暖房、自家発電などに有効に利用し、富久山クリーンセンターでは、自家発電による売電を実施しました。

#### 【廃棄物発電・廃棄物熱利用】

施設名	開始年	処理能力[t/日]	発電能力[kW]	電力利用	余熱利用
河内クリーンセンター	昭和 59 年	300	1,000	内部	温水利用(内部、外部)
富久山クリーンセンター	平成 8 年	300	1,950	内部、売電	温水利用(内部、外部)

#### 【実績】

〔単位：MWh〕

項 目	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	
河内クリーンセンター	発 電 量	5,131	5,009	4,667	4,774	5,368
	自家消費量	5,131	5,009	4,667	4,774	5,368
富久山クリーンセンター	発 電 量	14,781	14,898	7,878	14,059	15,144
	自家消費量	9,164	9,313	※① 8,335	8,099	8,931
	余剰電力量	5,617	5,585	※② 3,531	5,960	6,213
合 計	発 電 量	19,912	19,907	12,545	18,833	20,512
	熱量[GJ/年]	(71,683)	(71,665)	(45,162)	(67,799)	(73,843)
	自家消費量	14,295	14,322	13,002	12,873	14,299
	余剰電力量	5,617	5,585	3,531	5,960	6,213

※①② 発電機故障のため、自家消費量の一部（457MWh）は東北電力より購入。②は発電機稼働後の余剰電力量

### ◆市有施設建設事業(新エネルギーの導入)

〔建築課〕

学校や公民館施設等の公共施設の建設や改修において、省エネルギー化を推進するため、従来の電力に頼らない自然エネルギー等の利用促進を設計段階から考慮して施設の整備を図っております。

◇平成 23 年度事業内容

- ・本庁舎改修実施設計において、断熱サッシやペアガラス、太陽光発電システム等の採用を行いました。

### ◆交通安全施設整備事業

〔道路維持課〕

視線誘導標を道路の中央分離帯や区画線上等に設置する際、太陽エネルギーを利用した自発光式製品を使用しました。

◇平成 23 年度事業内容

- ・市内各所（交通事故多発地点等）に、自発光式縁石鉾を設置

### ◆郡山市成人のつどい(グリーン電力の導入)

〔生涯学習スポーツ課〕

大人になったことを自覚し、自ら生き抜こうとする新成人を祝い励ますとともに、互いに祝福しあい、夢と希望を語り合うつどいの場として開催した成人のつどいの実施に際し、新成人への環境意識の醸成を図るため、イベントにかかる電力として、グリーン電力証書を購入し、グリーン電力を導入しました。

◇平成 23 年度実績

バイオマス発電 1,000kWh 分

### ◆住宅用太陽光発電システム導入促進事業

〔生活環境課〕

市民による新エネルギーの導入を推進するため、住宅用太陽光発電システム設置にあたり、1kWにつき 2 万円（最大 4kW 分）の補助金を交付しました。

## 1. 「地球規模で考え、身近なところから実践する」～地球環境の保全～

◇平成 23 年度事業内容

[補助件数] 153 件

[設置出力] 545.95kW

[補助金額] 10,919,000 円 (うち福島県補助金 2,646,000 円)

### ◆新エネルギー導入促進事業

[生活環境課]

「郡山市地域新エネルギービジョン」に基づき、市民や事業者に対して新エネルギーの普及啓発を図り、環境と共生した地域づくりを目指します。

◇平成 23 年度事業内容

- ・市民ふれあいプラザで開催された「発明工夫展」において、小学生を対象にソーラーカー工作教室を行いました。(参加者 81 名)
- ・「郡山市農業・観光物産展」及び「人・環境フェスタ 2011」において、新エネルギーに関するパネルを展示し、啓発活動を実施しました。

### ◆電気自動車導入モデル事業

[生活環境課]

二酸化炭素排出削減による地球温暖化対策を推進するため、電気自動車 2 台を導入し、電気自動車の普及啓発を図りました。

## (1)-④その他の地球温暖化対策等

### ◆クリーンエネルギー車普及促進事業

[生活環境課]

「郡山市地域新エネルギービジョン」に基づき、行政の率先的な取り組みとして公用車新規購入等の際に低公害車の導入に努め、とりわけ、効果の大きいクリーンエネルギー車(電気自動車、燃料電池自動車、ハイブリッド自動車、天然ガス自動車)の導入を推進しました。

◇平成 23 年度事業内容

クリーンエネルギー車購入 ハイブリッド自動車 1 台 電気自動車 2 台

《平成 23 年度までの累計》

ハイブリッド自動車 16 台、電気自動車 2 台 (公用車のクリーンエネルギー車保有率: 5.10%)

### ◆生活路線バス維持対策事業

[総合交通政策課]

慢性化する交通渋滞の緩和及び CO<sub>2</sub> 削減のため、バス事業者から廃止提案のあった路線で、市民の生活にとって必要不可欠なものに対し、補助を行い市民生活の足を確保するとともに、更なる利用促進を図り、路線バスの維持に努めました。

◇平成 23 年度事業内容

- ・路線バス 30 路線について補助を実施しました。

### ◆総合都市交通戦略策定事業

[総合交通政策課]

すべての人が安心して円滑に移動できるまちの実現に向け、地球環境に配慮しながら、過度に自動車に依存しないで暮らせるよう、市民・事業者・行政等が連携し、本市の地域特性に応じた交通システムやその実現に向けた方策等を策定しました。

◇平成 23 年度事業内容

- ・郡山市総合都市交通戦略協議会を 2 回開催しました。
- ・郡山市総合都市交通戦略を策定しました。

## 1.「地球規模で考え、身近なところから実践する」～地球環境の保全～

### ◆モビリティ・マネジメント推進事業

〔総合交通政策課〕

過度な車利用から他の交通手段(公共交通、徒歩、自転車等)への転換を促すため、市民向けの啓発リーフレットを作成し、交通渋滞の緩和、公共交通の利用促進を目指します。

◇平成 23 年度事業内容

- ・転入者に対し、バスマップを配布しました。
- ・平成 23 年 10 月以降、全職員で公共交通や自転車、徒歩によるエコ通勤を月 2 回以上の実施に努めました。

### ◆サイクルプロモーション

〔総合交通政策課〕

自転車の利用を促す施策について検討するため、郡山駅前地区の商店街に『自転車の利用に関するアンケート』を実施しました。

◇平成 23 年度事業内容

- ・商店街へアンケート実施

### ◆幹線道路新設改良舗装事業[再掲]

別記 4 - (2) - ② (P 6 6) 参照

### ◆郡山流通業務団地整備事業[再掲]

別記 4 - (2) - ② (P 6 6) 参照

### ◆都市計画街路事業[再掲]

別記 4 - (2) - ② (P 6 6) 参照

### ◆自転車走行環境整備事業

〔道路維持課〕

今後の整備に向け基礎調査・検討、計画策定業務として、自転車利用調査、自転車関連事故等の現状分析、対象路線の道路現況調査等を実施しました。

◇平成 23 年度事業内容

- ・自転車走行環境整備調査・検討、計画策定業務委託を実施。

### ◆公用自転車活用事業(CO<sub>2</sub>削減開拓チャレンジ事業)

〔生活環境課〕

行政が率先して二酸化炭素排出量削減による地球温暖化対策に取り組むとともに、燃料使用量削減による経費節減を図ることを目的として、市庁舎から近距離の範囲での用務で使用する公用自転車を 13 台運用し、自動車に代わる移動手段として活用する取り組みを実施しました。

◇平成 23 年度実績

- ・利用者数：1,292 人 (延べ人数)
- ・一人当たり平均利用距離：約 1.9km
- ・二酸化炭素排出削減量：約 320kg
- ・利用距離：2,480km
- ・燃料削減量：約 139.3ℓ

### ◆こおりやままるごと給食の日事業[再掲]

別記 5 - (1) - ② (P 8 8) 参照

◆フロンの適正処理の実施[再掲]

別記1-(2)-①(P26) 参照

◆フロンの適正処理の推進[再掲]

別記1-(2)-①(P26) 参照

(1)-⑤二酸化炭素吸収源の確保

◆森林整備地域活動支援事業[再掲]

別記2-(1)-①(P29) 参照

◆木質バイオマス利活用推進事業[再掲]

別記2-(1)-①(P29) 参照

◆森林環境交付金事業[再掲]

別記2-(1)-①(P30) 参照

◆分収造林事業[再掲]

別記2-(1)-①(P30) 参照

◆郡山市有林管理事業[再掲]

別記2-(1)-①(P30) 参照

◆水源林再生支援事業[再掲]

別記3-(3)-①(P48) 参照

◆農業振興地域整備促進事業[再掲]

別記2-(3)-①(P35) 参照

◆中山間地域等直接支払事業[再掲]

別記2-(3)-①(P35) 参照

◆「田舎暮らし」新規就農支援事業[再掲]

別記2-(3)-①(P36) 参照

◆耕作放棄地調査・復旧対策事業[再掲]

別記2-(3)-①(P36) 参照

◆風の高原フラワープロジェクト[再掲]

別記2-(3)-①(P36) 参照

◆農地・水保全管理支払交付金[再掲]

別記2-(3)-①(P36) 参照

◆花壇整備事業[再掲]

別記4-(4)-①(P72) 参照



## 1. 「地球規模で考え、身近なところから実践する」～地球環境の保全～

### ◆緑化重点地区総合整備事業[再掲]

別記4－(4)－①(P72)参照

### ◆市有施設建設事業(施設緑化)[再掲]

別記4－(4)－①(P73)参照

### ◆道路整備事業(街路樹)[再掲]

別記4－(4)－①(P73)参照

### ◆フラワーロード推進事業[再掲]

別記4－(4)－①(P73)参照

### ◆街路樹管理事業[再掲]

別記4－(4)－①(P73)参照

### ◆都市計画道路整備事業(街路樹整備)[再掲]

別記4－(4)－①(P73)参照

### ◆水と緑のまちづくり基金[再掲]

別記4－(4)－①(P72)参照

### ◆人・環境フェスタ in 郡山事業[再掲]

別記4－(4)－①(P72)参照

### ◆郡山市緑あふれるまちづくり事業[再掲]

別記4－(4)－①(P73)参照

### ◆都市緑化事業[再掲]

別記4－(4)－①(P73)参照

### ◆明るいまちづくり推進事業(花いっぱいコンクール)[再掲]

別記4－(4)－①(P74)参照



## (2) 地球規模の環境問題への取り組み

### (2)-①オゾン層保護対策の推進

#### ◆フロンの適正処理の実施

〔各課等〕

公共施設、公用車などにおけるフロンの適正な管理及び処理を行いました。

#### ◆フロンの適正処理の推進

〔各課等〕

家電リサイクル法、フロン回収破壊法、自動車リサイクル法に基づき、各主体の費用負担の下、フロンの適正な回収処理の推進及び指導を行いました。

### (2)-②酸性雨対策の実施

#### ◆酸性雨調査監視事業

〔環境保全センター〕

定期的に大気中に含まれる酸性降下物及び雨水の調査を実施し、大気汚染状況の監視調査を継続しました。

◇平成 23 年度事業内容

##### ・酸性雨\*調査

〔調査地点〕 朝日（環境保全センター屋上）、逢瀬町堀口の 2 地点

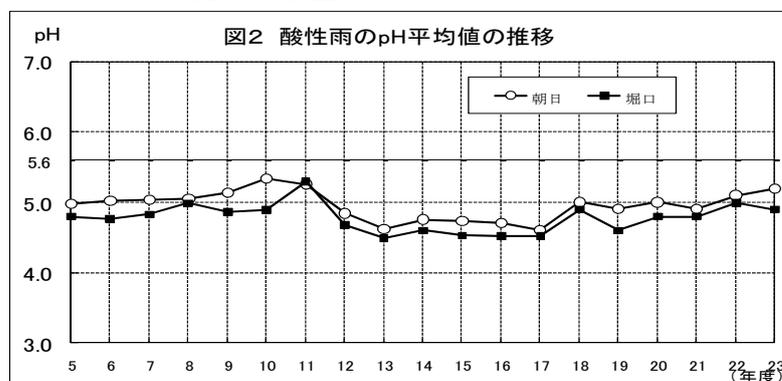
〔調査回数〕 年 26 回（2 週間に 1 回）

##### ・ガス状酸性化成分調査

〔調査地点〕 朝日（環境保全センター屋上）、逢瀬町堀口の 2 地点

〔調査回数〕 年 12 回

《平成 23 年度までの調査結果》



※水素イオン濃度 (pH) が 5.6 以下を酸性雨と呼びます。

水素イオン濃度 (pH) が 7 よりも小さいと酸性と呼ばれ、より強い酸性になると数字が小さくなります。普通の雨でも空気中の二酸化炭素を取込み水素イオン濃度 (pH) が 5.6 の酸性になります。

#### ◆排出ガス等の規制・指導

〔各課等〕

工場・事業場等のばい煙や燃焼機器などについて、関連法令に基づき規制・指導を行いました。

#### ◆自動車交通対策の推進

〔各課等〕

計画的な道路網の整備や低公害車の導入・普及促進、公共交通機関や自転車の利用による自動車の使用抑制に努めました。

## (2)-③熱帯林保護対策の推進

### ◆第四次環境にやさしい郡山市率先行動計画推進事業(森林認証製品の購入推進) [生活環境課]

世界の森林を守るため、木材が原料に使用されている製品については、独立した機関により適切に管理されていることを認証された森林から産出された木材を原料とするもの（F S C 認証材等）の購入を推進しました。なお、平成 20 年度から郡山市環境物品等の調達方針の判断基準に F S C 認証材等であることを明記し推進を図っています。

### ◆市有施設建設事業(地場産材活用) [建築課]

市有施設の新築・増改築において、森林資源の保全及び地産地消を目的として、地場産材の積極的な有効活用を図るため、設計段階から考慮して施設の整備を図りました。

◇平成 23 年度事業内容

- ・八山田第 2 近隣公園の屋外便所建設工事では、構造・内装材に地場産材を積極的に利用し、やわらかさのある建物として整備しました。

## (2)-④環境協力

### ◆三春ダム維持管理協議会[再掲]

別記 3 - (1) - ③ (P 4 2) 参照

### ◆大滝根川流域生活排水対策推進協議会[再掲]

別記 3 - (1) - ③ (P 4 3) 参照

### ◆阿武隈川サミット実行委員会[再掲]

別記 3 - (1) - ③ (P 4 3) 参照

### ◆猪苗代湖岸環境美化事業[再掲]

別記 3 - (2) - ② (P 4 5) 参照

### ◆猪苗代湖環境保全推進連絡会による取り組み[再掲]

別記 3 - (2) - ④ (P 4 6) 参照

### ◆猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会[再掲]

別記 3 - (2) - ④ (P 4 7) 参照

### ◆福島県自然環境保全条例に基づく保全[再掲]

別記 2 - (1) - ② (P 3 1) 参照

### ◆福島県自然公園清掃協議会[再掲]

別記 2 - (1) - ② (P 3 1) 参照

### ◆ものづくりマッチング事業

[商工振興課]

震災等の影響により、交流会は実施できませんでしたが、市ウェブサイトやガイドブックにより市内企業の P R を行いました。また、企業訪問により今後の交流会の運営方法や市内企業の P R のあり方等について、事業所の要望を把握しました。



三春ダム

## 1.「地球規模で考え、身近なところから実践する」～地球環境の保全～

### ◆インキュベーションセンター事業

〔商工振興課〕

環境関連分野等での新事業創出を目指す企業などに対し、開発を促進させるため、研究や試作の場を提供するとともに、技術アドバイスをを行うなど、ハード・ソフトの両面から支援を行いました。

### コラム

#### 太陽光 発電システム

#### 住宅用太陽光発電システム設置補助金

住宅に太陽光発電システムを設置する方に補助金を交付しています。

郡山市では、温室効果ガス削減及びエネルギー源の多様化を図るため、住宅用太陽光発電システムを設置する方に対して、補助金を交付しています。

補助金額は1kW当たり2万円。上限4kW、8万円までだワン！最新情報は市ウェブサイトを見てほしいワン！

## 2.「自然と共に生きる」～豊かな自然環境の保全と創造～

### (1)緑豊かな自然の保全

本市には、奥羽山脈と阿武隈山系の森林が広がり、森林面積は市域の約5割を占めます。また、市街地にも、風致地区など自然が残されており、とても緑に恵まれています。

これら本市の持つ多様かつ豊かな自然の緑を保全し、次代に継承するとともに、自然と「共生」するまちづくりに努めています。

No.	環境指標	目標	目標年度
4	水源林再生支援整備面積	62ha	平成29年度
森林伐採後の水源かん養、災害防止等の多面的機能を維持する再生林面積。再生林や保育等の実施に対し補助を行います。			

#### ● 環境指標・目標の実施・達成状況について

No.	年度	現状	実施・達成状況
4	平成22年度	34.72ha	○
	平成23年度	39.02ha	○

水源林再生支援整備面積については、前年度(34.72ha)から順調に増えており、計画通りに進んでいます。二酸化炭素の吸収源である森林の保全はより重要になってきており、今後も再生林の実施に対して補助を行うなど再生林面積の拡大に努めていきます。

### (1)-①森林・里山の保全

#### ◆森林整備地域活動支援事業

【農地林務課】

森林の有する多面的機能を発揮させることを目的として、森林所有者等による計画的かつ一体的な森林整備の実施に不可欠な境界の明確化作業等を支援しました。

〔事業実施期間〕 平成19年度から平成23年度までの5年間

◇平成23年度事業内容

〔積算基礎森林面積〕 800.0ha

#### ◆木質バイオマス利活用推進事業

【農地林務課】

森林の持つ多面的機能の維持増進と、森林資源の有効な活用を図るため、ペレットストーブ・薪ストーブの導入について助成するとともに、適正な利用について啓発しました。

◇助成台数 13台

## 2.「自然と共に生きる」～豊かな自然環境の保全と創造～

### ◆森林保護対策事業

〔農地林務課〕

松くい虫の被害拡大を防止するため、被害木の伐倒駆除や松以外の樹種への樹種転換を奨励しました。また、森林病虫害の駆除や山火事防止を啓発し森林の保護を図りました。

◇平成 23 年度実施内容

- ・松くい虫防除事業  
伐倒駆除（市内一円） 1,228 m<sup>3</sup>  
被害木調査（市内一円） 1,260 m<sup>3</sup>
- ・山火事防止啓発グッズの配布

### ◆森林環境交付金事業

〔農地林務課〕

県の森林環境税を活用し、荒廃が懸念される森林の整備を行い、公益的機能の保全を図りました。

◇平成 23 年度事業内容

- ・猪苗代湖畔の森林景観整備事業 間伐 11.30ha
- ・教卓更新事業 小学校 50 台、中学校 20 台
- ・図書館施設整備事業 大型絵本用書架 1 台、ディスプレイ付書架 6 台

### ◆分収造林事業

〔農地林務課〕

森林の有する多面的機能を発揮させるため、造林地所有者（地元財産区）と出資者（独立行政法人森林農地整備センター）と造林者（郡山市）の三者で分収造林契約を結んだ森林 1,953ha の継続的な保育を実施しました。

◇平成 23 年度実施内容

[造林事業] 除伐 46.93ha、裾枝払 6.69ha、間伐 13.64ha

### ◆水源林再生支援事業[再掲]

別記 3 - (3) - ① (P 4 8) 参照

### ◆郡山市有林管理事業

〔農地林務課〕

森林の持つ水源かん養機能の保全のため、郡山市有林 561ha の継続的な森林管理を行いました。

◇平成 23 年度事業内容

[造林事業] 下刈・境界刈払 3.42ha、除伐 3.00ha、間伐 9.01ha

### ◆水源の森づくり事業(親子植林体験)[再掲]

別記 5 - (1) - ② (P 8 4) 参照

### ◆林道整備事業

〔農地林務課〕

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響等により休止しました。

### ◆観光登山道等整備事業

〔観光物産課〕

近年のトレッキングブームにより、額取山等本市周辺の山々へ中高年齢の登山客を中心に多くの人々が訪れていることから、観光登山道等を整備し、観光の振興に努めました。

◇平成 23 年度事業内容

- ・既存登山道の整備

## 2. 「自然と共に生きる」 ～豊かな自然環境の保全と創造～

### ◆地産地消推進事業(木材等)

〔農地林務課〕

郡山市主催のイベントにおいて、木工教室などPR事業を実施しました。

◇平成23年度事業内容

- ・こおりやまがんばろう市 平成23年9月24日～25日
- ・郡山の農業・観光物産展 平成23年10月22日～23日

### (1)-②特色ある自然の保全

#### ◆福島県自然環境保全条例に基づく保全

〔生活環境課〕

県自然環境保全条例に基づく各種事業の実施に際し、県自然保護課との連絡調整を図ることとしています。

#### ◆福島県自然公園清掃協議会

〔生活環境課〕

自然公園の清潔を保持することを目的として、利用客が増加する平成23年5月1日から平成23年11月30日にかけて猪苗代湖周辺(舟津浜、舟津公園、青松浜、秋山浜、館浜、横沢浜、浜路浜)について清掃業務を実施しました。

#### ◆指定文化財保護保存事業(自然物)

〔文化課〕

指定天然記念物の定期診断業務を樹木医に委託して実施しました。また、市内に所在する貴重な樹木等については、指定文化財への指定手続きを行い、保存を図りました。

◇平成23年度事業内容

- ・指定天然記念物の定期診断 7件
- 《平成23年度までの指定文化財への指定手続き》
- ・指定天然記念物(名勝、名勝天然記念物を含む)の指定件数 29件

#### ◆指定文化財保護育成事業(自然物)

〔文化課〕

指定天然記念物の保護活動を行っている保存団体に対して、その活動をより一層促進するため、奨励金を交付しました。

◇平成23年度事業内容

- ・指定天然記念物等保存団体奨励金交付 13団体×50千円=650千円

### (1)-③開発における環境影響への配慮

#### ◆環境影響評価制度

〔生活環境課〕

環境影響評価は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施に際し、事前に調査、予測及び評価し、その結果を公表して地域住民の意見を聴くことで十分な環境保全対策を講じようとするものです。

平成23年度の実施対象事務なし。

《郡山市における環境影響評価実施状況》

対象事業の名称	対象事業の種類	対象事業の規模	実施状況
郡山市安積南土地地区画整理事業	土地地区画整理事業	約72.5ha	方法書手続終了
(仮称)郡山市福原土地地区画整理事業	土地地区画整理事業	約72ha	〃
郡山西部第一工業団地開発事業	工場又は事業場の用地の造成の事業	約147.7ha	〃
(仮称)沢又山高原風力発電事業	風力発電所設置事業	風力発電所出力:34,500kW 風力発電機の台数:最大15台	〃
会津布引高原風力発電所設置事業※	風力発電所設置事業	風力発電所出力:最大60,000kW 風力発電機の台数:最大46台	評価書手続終了

※現事業名「郡山布引高原風力発電所設置事業」、現事業規模を最大出力65,980kW、基数33台とし平成19年2月より稼働。

## 2. 「自然と共に生きる」 ～豊かな自然環境の保全と創造～

### (1)-④広域的な連携

#### ◆福島県自然環境保全条例に基づく保全[再掲]

別記2-(1)-②(P31) 参照

#### ◆福島県自然公園清掃協議会[再掲]

別記2-(1)-②(P31) 参照

まめ知識

### 郡山市の豊かな自然

わたしたちが住んでいる郡山市は、磐梯朝日国立公園の一部が市域に含まれていることをはじめ、福島県の指定を受けている自然環境保全地域や緑地環境保全地域など、豊かな自然がまだ多く残っています。この豊かな自然をみんなで守っていきましょう。

国立公園	名称等
わが国を代表するすぐれた自然の風景地で、環境大臣が指定する。	猪苗代湖(湖南七浜) 【湖南町】



猪苗代湖

天然記念物	名称等
自然や成り立ちを後世に残すものとして、国・県・市町村が指定する。	赤津のカツラ(国指定)【湖南町】
	鹿島神社のペグマタイト岩脈(国指定) 【西田町】

自然環境保全地域	名称等
自然性が高く、希少性に富み、また学術的価値の高い地域を恒久的に保全することを目的として県が指定する。	石筵(シダレグリ)【熱海町】
	浄土松【逢瀬町】
	奥州街道松並木【日和田町】
	宇津峰【田村町】
	深沢(ヒノキアスナロ天然林) 【熱海町】



深沢(ヒノキアスナロ天然林)



隠津島神社

緑地環境保全地域	名称等
身近にある鎮守の森や防風林、草原などの地域を、わたしたちの快適な生活環境を維持するため県が指定する。	隠津島神社【湖南町】
	妙見山【三穂田町】

## (2) 生物多様性の保全

本市の数多くの湖沼や河川、田園や森林などの多様かつ豊かな自然には、多彩な動植物が生息・生育しています。

これら生物多様性を保全するため、本市における動植物の生息・生育環境を考慮し、地域の環境特性に応じた生態系の維持・回復などに努めています。

No.	環境指標	目標	目標年度
5	カッコウの生息数	現状維持 (H18 : 122 羽)	平成 2 9 年度
	カッコウが市の鳥であることにちなみ、(財)日本野鳥の会郡山支部が野鳥愛護と自然保護の啓発のため、児童、生徒及び一般市民の協力を得て行っているカッコウ調査における市街地でのカッコウの生息数。シンボルとなる生物として、認識された数の現状維持を目標としています。		

### ● 環境指標・目標の実施・達成状況について

No.	年度	現状	実施・達成状況
5	平成 2 2 年度	1 2 6 羽	☆
	平成 2 3 年度	1 3 8 羽	☆

現状で目標の生息数を維持出来ています。この「カッコウ調査」は、カッコウを見たあるいは声を聞いたというアンケートを基に生息数を推計するものです。カッコウはモズやオオヨシキリなどの仮親にひなを育ててもらおうという習性を持つ鳥であり、カッコウの数を調べることは、他の鳥たちが生息できる環境が保全されているかを見る目安になると言えます。こうした点からも、今後も確認数の推移を見守っていきます。

## (2)-① 動植物の調査・把握

### ◆ 希少野生生物等の情報収集・提供

〔生活環境課〕

ホタルの生息状況について、市ウェブサイトにより公表し、野生生物全体への関心を喚起しました。

## (2)-② 動植物の生息・生育環境の保全

### ◆ 野生鳥獣保護事業

〔生活環境課〕

県鳥獣保護事業計画に基づき、県と連携し、人と野生鳥獣との共生の確保及び生物多様性の保全を基本として野生鳥獣の適切な保護管理を図るため、ヒナを拾わないでキャンペーンやカッコウ調査の協力を呼びかける等、鳥獣保護にかかる各種啓発を行いました。

### ◆ 都市基盤河川改修事業[再掲]

別記 3-(4)-② (P 5 1) 参照

## 2.「自然と共に生きる」～豊かな自然環境の保全と創造～

### (2)-③情報の提供

#### ◆愛鳥週間の推進

〔生活環境課〕

啓発用ポスターやパンフレット等を各関係機関に配布し、野生の鳥類を大切にする愛鳥週間の普及啓発を図りました。



#### ◆希少野生生物等の情報収集・提供[再掲]

別記2-(2)-①(P33)参照

#### ◆特定外来生物に関する啓発

〔生活環境課〕

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響等により休止しました。

### まめ知識

## カッコウ調査

財団法人日本野鳥の会郡山支部では、郡山市の鳥が「カッコウ」であることにちなみ、平成5年から毎年「カッコウ調査」を実施しています。

これは、市内におけるカッコウの生息数を調査することはもちろんのこと、市民に自然に対する関心を高めてもらうことを目的として、市内の小・中・高等学校及び一般市民の協力をいただきながら実施しているものです。

調査方法は、カッコウの渡来時期に合わせ、6月の指定する日の午前7時からの5分間にカッコウの鳴き声が聞こえた（または姿を見た）かどうかのアンケート調査を実施し、その場所を地図上に特定することにより生息数を推計しているものです。

なお、「カッコウ調査」を始めとした郡山支部の野鳥保護活動が、第59回愛鳥週間野生生物保護功労者表彰（平成17年度）において環境省自然環境局長賞を受賞しました。



### (3)環境保全型農業の推進

本市において、農業は地域経済を支える重要な産業であると同時に、農地は良好な緑地空間となることや保水、地下水かん養、多様な動植物の生息・生育環境となるなどの多面的機能を有していることから、農地の適切な管理や、化学肥料・化学農薬の適正使用、堆肥など有機性資源の有効利用による土づくりなどを推進し、自然環境に配慮した持続性の高い農業を目指します。

No.	環境指標	目標	目標年度
6	エコファーマー認定者数	600人	平成29年度
堆肥等による土づくりと、化学肥料・化学農薬の低減などを一体的に行うなど、持続性の高い農業生産方式を導入し、都道府県知事の認定を受けた環境にやさしい農業者（エコファーマー）の増加を推進しています。			

#### ● 環境指標・目標の実施・達成状況について

No.	年度	現状	実施・達成状況
6	平成22年度	685人	☆
	平成23年度	697人	☆
エコファーマー認定者数は、近年の認定者数の増加により目標を達成しています。しかし、環境にやさしい未来型農業の推進と安定的な農業経営の確立に向けて担い手育成を図るため、今後も認定者数増加を図ります。 ※現況で目標値を達成しておりますが、今後農業計画等で見直しがあれば、それにあわせて目標値を変更していきます。			

### (3)-①農地の保全と多面的機能の維持

#### ◆農業振興地域整備促進事業

〔農政課〕

農業振興地域整備計画の管理を通じ、農地の維持保全と無秩序な廃防止等を図るため、年3回（4月、8月、12月）一般管理による農用地利用計画の変更を行いました。

◇平成23年度事業内容

重要変更 25件 10,212㎡

軽微な変更 0件 0㎡ 計 25件 10,212㎡

《農業振興地域の概要》（平成23年12月1日現在）

農業振興地域 41,656ha（内 農用地区域 15,549ha）

#### ◆中山間地域等直接支払事業

〔農政課〕

中山間地域等における水源かん養等の多面的機能の保全を目的として、生産条件不利地域の集落のうち対象となる農地の面積に応じた交付金を交付し、農地の保全及び農業生産活動の維持発展を図りました。

◇平成23年度事業内容

〔対象集落数〕 27集落（農地保全活動等参加農家数 763名）

## 2. 「自然と共に生きる」～豊かな自然環境の保全と創造～

[対象面積]	5,852,601 m <sup>2</sup>
[交付金額]	65,238,967 千円
[活動内容]	農用地の維持管理（耕作放棄地の発生防止） 農業用水路等の維持管理 集团的サポート型集落協定（一部）

### ◆「田舎暮らし」新規就農支援事業 〔農政課〕

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響等により休止しました。

### ◆耕作放棄地調査・復旧対策事業 〔農政課〕

平成 21 年度に実施した耕作放棄地全体調査結果を基に、郡山市農業再生協議会と連携し、将来的な耕作放棄地の解消と有効利用に向けた方策を検討しました。

### ◆風の高原フラワープロジェクト 〔農政課〕

景観形成作物の作付けを行い、布引高原の農業と観光の連携による地域活性化を図りました。  
なお、当初計画していた市民参加型農業体験は、震災等の影響により休止しました。

◇平成 23 年度事業内容

<景観形成作物栽培>

[実施面積] 14ha

[作付け作物] 夏咲き ヒマワリ、コスモス  
春咲き 菜の花、ヒナゲシ、ライ麦

### ◆農地・水保全管理支払交付金 〔農地林務課〕

地域の農業者や非農業者が行う、農地、農業用水等の資源及び農村環境を守るための取り組みや、環境にやさしい営農活動について支援しました。

◇平成 23 年度事業内容

・共同活動

[活動組織数] 49 組織

[対象農用地面積] 332,609a（内訳：水田 255,923a、畑 75,674a、草地 1,012a）

・営農活動

[活動組織数] 1 組織

[対象農用地面積] 2,119a（水田）

## (3)-②廃棄物の利活用の推進

### ◆環境にやさしい資源循環型農業推進事業 〔営農推進課〕

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響等により休止しました。

### ◆畜産環境衛生・環境保全対策事業 〔営農推進課〕

家畜のふん尿処理における現況調査、堆肥化技術指導の実施と、堆きゅう肥の適切な処理と有効利用を進め、悪臭や水質汚濁の発生防止を図りました。

### ◆エコファーマー認定推進事業〔再掲〕

別記 2-(3)-③（P 37）参照

## 2. 「自然と共に生きる」 ～豊かな自然環境の保全と創造～

### (3)-③環境にやさしい農業の推進

#### ◆エコファーマー認定推進事業

〔営農推進課〕

「持続性の高い農業生産方式」を推進し、「エコファーマー」の認定を受けるための支援を実施しました。

◇平成 23 年度認定状況

21 人

《累計認定件数》

697 人



エコファーマー マーク

#### ◆農業センター実証・普及事業

〔営農推進課〕

「持続性の高い農業生産方式」に基づいた実証、試験を行い、農家への技術普及に努めました。

◇平成 23 年度事業内容

[実証] ・見本展示野菜のエコ方式生産実証

[普及] ・現地農家と連携した取り組みによる技術の指導普及

#### ◆農業用使用済みプラスチック適正処理推進事業

〔営農推進課〕

近年の農業分野における被覆栽培化の進展に伴い、多量に排出される農業用使用済みプラスチックの適正処理を推進するため、集積場所を設置し、申込チラシを作成して排出農家の適正処理の啓発に努めるとともに、農協による回収処理の推進を図りました。

◇平成 23 年度事業内容

・市内処理量 31.64 t (農協)

#### ◆環境にやさしい資源循環型農業推進事業[再掲]

別記 2 - (3) - ② (P 3 6) 参照

#### ◆水環境にやさしい農業推進事業[再掲]

別記 3 - (2) - ② (P 4 6) 参照

## 3. 「きれいな水を守る」 ～水環境の保全と創造～

### (1) 水質の保全と浄化

河川、ため池など本市の豊富な水資源の水質を、私たちは清らかなまま次代に引き継いでいかなければなりません。

そのため、生活排水、事業場排水、肥料・農薬の使用など、さまざまな水質悪化の原因をできるだけ低減し、河川、ため池、地下水など公共用水域の一層の水質の保全と浄化に努めます。

No.	環境指標	目標	目標年度
7	河川のBOD値	全地点で環境基準値以下を維持	平成29年度
	河川水質の汚れ具合を示すBODについて、市内の7地点で「環境基準※」（維持することが望ましい基準）が設定されており、全地点で環境基準値以下を維持することを目標とします。 《調査地点》【阿武隈川】 阿久津橋 【五百川】 石筵川合流後 【大滝根川】 阿武隈川合流前 【逢瀬川】 馬場川合流前・幕ノ内橋上流・阿武隈川合流前 【谷田川】 谷田川橋		

#### ● 環境指標・目標の実施・達成状況について

No.	年度	現状	実施・達成状況
7	平成22年度	全地点で環境基準値以下	☆
	平成23年度	全地点で環境基準値以下	☆

平成23年度においては、全地点で環境基準値以下を維持できました。引き続き水質の保全・浄化に努め、全地点での環境基準値以下の継続を目指します。

### (1)-①水質調査の実施

#### ◆公共用水域水質調査

〔環境保全センター〕

水質汚濁防止法に基づき、市内を流れる河川及び湖沼の水質汚濁状況を監視するため、福島県との協議により水質測定計画を作成し、水質調査を実施するとともに、独自調査も併せて実施しました。

- ・水質測定計画によるもの 1 湖沼 3 地点、10 河川 12 地点
- ・独自調査によるもの 2 湖沼 8 地点、8 河川 27 地点、湖水浴場 7 地点
- ・調査実施回数（水質測定計画によるもの）
 

猪苗代湖	年 8 回
逢瀬川、大滝根川、谷田川	年 12 回
五百川、舟津川、菅川、常夏川	年 6 回
桜川、藤田川、亀田川	年 4 回

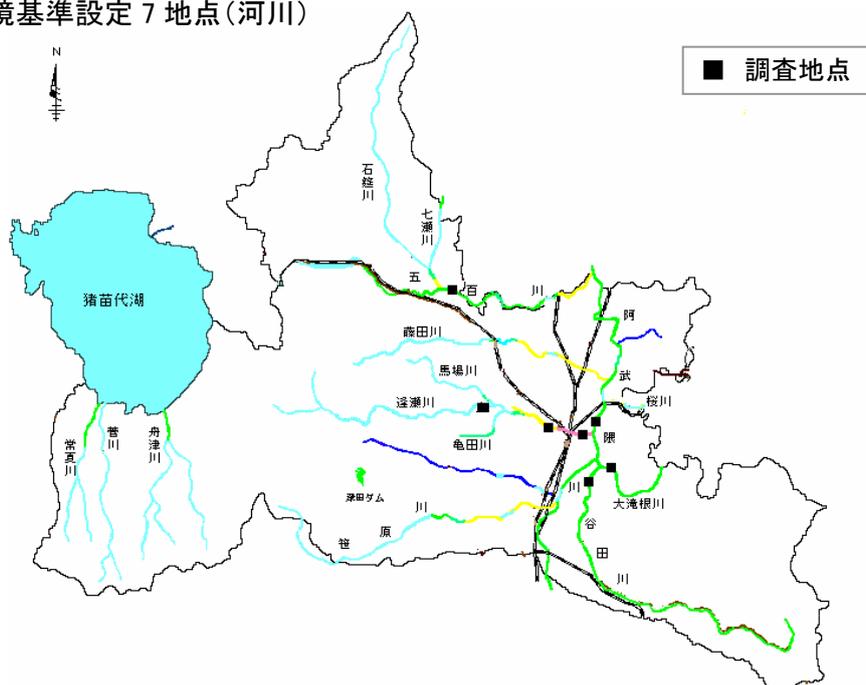
### 3. 「きれいな水を守る」 ～水環境の保全と創造～

【平成 23 年度水質調査結果】

水系	水域名	調査地点	環境基準 [mg/l] (COD※または BOD※)	調査結果
阿賀野川	猪苗代湖	浜路浜	COD 3 以下	1.1
		舟津港	COD 3 以下	1.1
		青松浜	COD 3 以下	1.2
	舟津川	舟津橋	設定なし	0.7
	菅川	三浜橋上流	設定なし	0.8
	常夏川	大作橋上流	設定なし	0.9
阿武隈川	阿武隈川	阿久津橋	BOD 3 以下(県発表値)	1.1
	五百川	石筵川合流後	BOD 2 以下	1.2
	逢瀬川	馬場川合流前	BOD 2 以下	1.2
		幕ノ内橋上流	BOD 3 以下	3.0
		阿武隈川合流前	BOD 5 以下	3.7
	大滝根川	阿武隈川合流前	BOD 2 以下	1.3
	谷田川	谷田川橋	BOD 2 以下	1.9
	桜川	小泉橋	設定なし	1.8
	藤田川	阿武隈川合流前	設定なし	1.4
	亀田川	逢瀬川合流前	設定なし	3.9

備考;BOD(河川)及び COD(湖沼)の評価は、環境省の定める方法によります。(75%値※)

【参考:環境基準設定7地点(河川)】



◆**休廃止鉱山調査**

〔環境保全センター〕

公共用水域の水質を保全するため、休廃止鉱山から排出される鉱水の継続調査を行いました。  
 ・松井鉱山、高玉鉱山 各1回/年  
 調査結果では、下流において影響は認められませんでした。  
 (道路崩落により高旗鉱山からの排出鉱水は調査できませんでした。)

(1)-②**水質浄化対策**

◆**特定事業場等調査(水質)**

〔環境保全センター〕

公共用水域の水質を保全するため、水質汚濁防止法に規定される特定事業場\*及び福島県生活環境保全等に関する条例に規定されている排水指定事業場等への立入調査及び改善指導等を実施しました。

【平成23年度届出状況】

届出の種類	特定事業場	排水指定事業場
設置届出	23件	1件
構造等変更届出	7件	0件
使用届出	0件	0件
氏名等変更届出	13件	1件
承継届出	6件	1件
使用廃止届出	11件	1件

◆**下水道等普及促進事業**

〔下水道総務課〕

水質汚濁を防止し、安全で快適な生活環境を確保する下水道等の効果を高めるため、各種普及促進活動により整備区域における早期接続を促進しました。

◇各イベントでの普及啓発の実施

- ・「人・環境フェスタ in 郡山 2011」平成23年11月27日(日) 郡山カルチャーパーク
- ・「みんなの生活展」平成23年12月17日(土)～18日(日) ハーモニーステーション郡山
- ・「湖南町文化祭」平成23年11月3日(木) サン・サン・グリーン湖南において、下水道相談コーナーの設置及び啓発用品の配布を行い、普及促進に努めました。

◇普及訪問活動

- ・下水道等未接続世帯訪問件数  
 公共下水道地区：3,006件 農業集落排水地区：522件 計3,528件

◇融資あっせん実行数

- 公共下水道：18件 農業集落排水：3件 計21件

◆**公共下水道汚水施設整備事業**

〔下水道建設課〕

公衆衛生の向上及び阿武隈川水系に係る公共用水域の水質改善を目的として、公共下水道の整備を行いました。

◇平成23年度整備面積 37ha

《平成23年度までの整備状況》

年度	整備済面積	処理人口普及率
平成19年度	4,091ha	67.4%
平成20年度	4,200ha	69.0%
平成21年度	4,283ha	70.1%
平成22年度	4,341ha	70.7%
平成23年度	4,378ha	70.8%

### 3. 「きれいな水を守る」 ～水環境の保全と創造～

#### ◆郡山市県中流域関連汚水処理事業

〔下水道総務課〕

本市を貫く阿武隈川は、流域面積約 5,405k m<sup>2</sup>（福島県分 4,080k m<sup>2</sup>）、延長 239km（福島県分 181km）で、その流域では、福島市、郡山市をはじめとする 11 市町村、県総人口の半分以上の人々が生活しており、人口、産業の集中が著しいため、河川の水質悪化が近年顕著になっております。阿武隈川流域の県中地域 3 市 2 町における広域的な下水道整備のため、流域下水道建設及び維持管理に要する経費を負担しました。

◇平成 23 年度事業内容

建設 処理場 水処理施設改築更新・耐震補強  
 災害復旧 管渠工 313m マンホール工 110 箇所  
 維持管理 処理水量 28,668,340 m<sup>3</sup>

《平成 23 年度までの整備状況》

管渠工 県中幹線 37.0 km 処理場 機械電気設備能力 142,800 m<sup>3</sup>/日最大

#### ◆新・合流式下水道緊急改善事業

〔下水道建設課〕

河川等の公共用水域の水質保全及び合流式下水道区域内の浸水被害軽減を図るため、合流式下水道改善事業を実施しました。

◇平成 23 年度事業内容

- ・ 3 号幹線増補管布設
- ・ 受変電設備改築
- ・ 簡易処理ポンプ改築

《平成 23 年度までの整備状況》

- ・ 流域下水道への接続 ・ 沈砂地の改築
- ・ 処理施設改修（簡易処理施設へ改築） ・ 中央監視装置改築
- ・ 受変電設備改築 ・ ポンプ棟改築

#### ◆浄化槽設置整備事業

〔下水道総務課〕

公共下水道等の未整備区域においても快適な生活環境を確保し、公共用水域等の水質保全を図るため、合併処理浄化槽の設置に対する補助を行いました。

◇平成 23 年度補助状況

	区分	5 人槽	6～7 人槽	8～10 人槽	計
補助限度額 (千円)	転換以外	124	155	205	
	単独処理浄化槽からの転換	332	414	548	
	汲み取り便槽からの転換	373	465	616	
補助基数 (基)	転換以外	99	51	8	158
	単独処理浄化槽からの転換	9	23	2	34
	汲み取り便槽からの転換	16	31	2	49

合計 241 基

《平成 23 年度までの補助基数累計（平成 5 年～）》

補助基数 4,986 基

※「浄化槽」とは、トイレ排水や台所・風呂・洗濯および洗面などの生活雑排水を微生物のはたらきを利用して処理し、きれいな水にして放流する施設です。大きく分けて以下の 2 つがあります。

単独処理浄化槽：トイレ排水のみを処理する浄化槽

合併処理浄化槽：トイレと台所・風呂など生活雑排水を合わせて処理できる浄化槽

### 3. 「きれいな水を守る」 ～水環境の保全と創造～

#### ◆浄化槽維持管理費補助事業

〔下水道総務課〕

合併処理浄化槽の使用者等の負担軽減を図るため、浄化槽の故障や清掃の時期を調べる保守点検、浄化槽に溜まった汚泥を汲み取る清掃及び浄化槽法で定められている 11 条検査に対する補助を行いました。

##### ◇平成 23 年度補助状況

人槽区分	5～7		8～10	計
補助金額（千円）	10	15	20	
補助基数（基）	207	1,067	66	1,340

##### 《平成 23 年度までの補助基数累計（平成 12 年～）》

人槽区分	5～7	8～10	計
補助基数(基)	12,868	2,750	15,618

#### ◆浄化槽維持管理PR事業

〔下水道総務課〕

浄化槽の使用者等の維持管理と法定検査に関する意識の向上を図るためPRパンフレットを送付しました。また、保守点検業者の質の向上を図るため講習会を開催しました。

##### ◇平成 23 年度事業内容

- ・PRパンフレットの送付：送付件数 4,031 件
- ・保守点検業者講習会の開催：参加業者 63 社

#### ◆単独から合併処理浄化槽への転換促進事業

〔下水道総務課〕

大平町、白岩町、下白岩町、舞木町、横川町、荒井町、蒲倉町、西田及び中田町において、単独処理浄化槽及び汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換の際の補助制度について各町内会等ごとにパンフレットを回覧して周知しました。

##### ◇平成 23 年度事業内容

- ・補助制度パンフレットの回覧：回覧部数 398 部

#### ◆「はじめて使う浄化槽」セミナー事業

〔下水道総務課〕

新たに合併処理浄化槽を設置した管理者を対象に、浄化槽の役割、機能及び維持管理の必要性を理解してもらうため、セミナーを開催しました。

##### ◇平成 23 年度事業内容

- ・セミナーの開催：回数 6 回、総参加者数：161 人

#### ◆生活排水対策講座

〔生活環境課〕

河川の汚れの主な原因が生活排水であることから、きらめき出前講座及びどこでも環境教室などにより生活排水対策の必要性について啓発を行いました。

##### ◇平成 23 年度実績

- ・実施回数 3 回、受講者数 261 名
- ※講座実施の詳細については、「どこでも環境教室」参照

### (1)-③広域的な連携

#### ◆三春ダム維持管理協議会

〔政策調整課〕

三春ダムの適正な維持管理及び水質の保全を図ることを目的とし、会員市町村内で情報交換等各種活動を行いました。

構成団体：三春町（会長）、郡山市、二本松市、田村市、本宮市

### 3.「きれいな水を守る」～水環境の保全と創造～

- ◇「さくら湖流域ネットワーク総会」に出席。  
[日時] 平成 23 年 11 月 7 日  
[場所] 三春交流館まほら  
[内容] 基調講演など

#### ◆大滝根川流域生活排水対策推進協議会

[生活環境課]

大滝根川流域が生活排水対策重点地域に指定されたことに伴い協議会を設置し、各市町において、生活排水対策を行っています。平成 23 年度は、下記の活動を行いました。

- ◇生活排水対策啓発事業

ゴムベラ及び啓発用チラシを各種イベントにおいて配布

#### ◆阿武隈川サミット実行委員会

[生活環境課]

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響等により休止しました。

## コラム

### 下水道事業



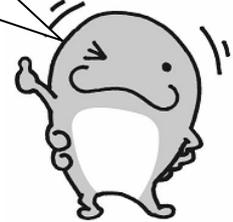
### 郡山市の下水道

郡山市の汚水処理は、公共下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽により整備を進めています。



郡山市の汚水処理人口普及率（公共下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽を利用している人の割合）は平成 22 年度時点で 86.2%になっているよ。これは、全国平均とほぼ同じ水準であり、福島県平均と比べると高い水準になっているんだ！

下水道等に接続すると排水をきれいにして流すので、環境にとっても良いわね。水洗トイレも使うことができるようになるので衛生的にも良いわね。



くまっち

郡山市下水道中期ビジョン  
マスコットキャラクター

## (2) 猪苗代湖の保全

豊かな自然に恵まれた良好な水環境のシンボリック存在でもある「紺碧の猪苗代湖」の水環境の悪化を未然に防止し、美しいままに将来の世代に引き継いでいくことは、私たちに課せられた重大な使命です。

そのため、県や周辺市町村などと連携し、猪苗代湖の水環境保全対策を総合的かつ計画的に推進します。

No.	環境指標	目標	目標年度
8	湖心の水質測定値 COD (mg/l) 全窒素 (mg/l) 全りん (mg/l)	0.50 以下 0.20 以下 0.003 以下	平成29年度
9	湖南岸部(湖南地区)の水質測定値 COD (mg/l) 全窒素 (mg/l) 全りん (mg/l)	1.0 以下 0.20 以下 0.005 以下	平成29年度

水の汚れ具合を示すCOD、全窒素\*、全りん\*について、良好な水質を長期的に保つため、改善・維持することを目標とします。目標の設定にあたっては、福島県策定の「猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画」との整合を図ります。なお、目標値の変更があった場合には、その目標値によるものとします。

### ● 環境指標・目標の実施・達成状況について

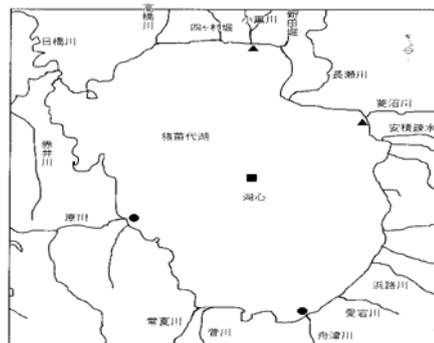
年度	No. 8		No. 9	
	現況	実施・達成状況	現況	実施・達成状況
平成22年度	1.0 0.24 0.003	△	1.1 0.24 0.004	△
平成23年度	1.0 0.22 0.004	△	1.1 0.23 0.005	△

目標を達成できませんでした。引き続き公共下水道の整備や湖岸清掃等の環境保全を目的とした活動の推進を図り、きれいな水環境の保全に取り組みます。

### 【参考：環境指標・目標に係る猪苗代湖水質調査地点】

※「猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画(福島県策定)」によるもの

調査地点	備考
湖心(■)	環境指標 8
北岸部 小黒川および菱沼川河口沖(▲)	—
南岸部 原川および舟津川河口沖(●)	環境指標 9



### 3.「きれいな水を守る」～水環境の保全と創造～

#### (2)-①水質の調査・研究

##### ◆猪苗代湖の水質保全調査

〔環境保全センター〕

猪苗代湖の水質を保全するため、湖水の透明度低下要因、pH 上昇関与物質、富栄養化現象の動向とその結果増加するプランクトン量、湖内生産量増加要因物質等の調査を実施しました。

◇調査実施内容

・猪苗代湖水質調査

調査地点：猪苗代湖（湖心、浜路浜、舟津港、青松浜）

調査項目：透明度、窒素、リン、鉄、マンガン、イオンバランス（陰イオン、陽イオン）等

・湖内生産量調査 調査項目：プランクトン、クロロフィル a

≪猪苗代湖の pH≫

水質汚濁防止法に基づき、猪苗代湖の水質汚濁状況を監視するため、福島県との協議により水質測定計画を作成し、水質調査を実施しました。

・調査地点：浜路浜、舟津港、青松浜 ・調査回数：4月から11月まで8回実施

【猪苗代湖水質調査結果】

調査地点	pH				
	H19	H20	H21	H22	H23
浜路浜	6.6	6.7	6.8	6.8	6.8
舟津港	6.7	6.7	6.8	6.8	6.8
青松浜	6.7	6.7	6.8	6.8	6.8

##### ◆猪苗代湖水環境保全調査等対策事業

〔生活環境課〕

猪苗代湖に流入する河川の水質調査を行うとともに、関係課長等による連絡会議を設置し情報共有を図りました。

◇流入河川調査

[調査場所] 18 河川、27 地点

[調査回数] 1 回

[調査項目] 大腸菌群数・大腸菌数・pH・COD 等

◇庁内連絡会議

[開催回数] 1 回（3 月）

#### (2)-②水質・周辺環境対策

##### ◆特定環境保全公共下水道整備事業

〔下水道建設課〕

湖南地区の美しい自然と生活環境を守ることはもとより、本市の重要な水道水源及び観光資源となっている猪苗代湖の水質保全に努めるため、公共下水道の整備を推進しました。

◇平成 23 年度整備面積 1.8ha

≪平成 23 年度までの整備状況≫

全体計画面積	整備済面積	整備率
180ha	131.3ha	72.9%

##### ◆猪苗代湖岸環境美化事業

〔生活環境課〕

本市、会津若松市及び猪苗代町で構成する猪苗代湖環境保全推進連絡会において、猪苗代湖岸の環境美化を図るため、次の事業を行いました。

◇ビーチクリーナーによる砂浜清掃

[実施期間] 平成 23 年 4 月 1 日～11 月 30 日

[実施箇所] 猪苗代湖各浜 (14 浜)

[実施状況] 延べ 27 日 (会津若松市 2 日、郡山市 5 日、猪苗代町 20 日)

(本市の清掃砂浜：横沢浜、館浜、舟津浜、青松浜、秋山浜)

◇猪苗代湖岸クリーンアップ作戦

[実施状況] 郡山市 (舟津浜、10 月 15 日) 市民 118 名 収集ごみ約 36.0kg

猪苗代町 (上戸浜、8 月 7 日) 町民 148 名 収集ごみ約 90.0kg

会津若松市 (崎川浜、7 月 31 日) 市民 25 名 収集ごみ約 11.4kg

#### ◆猪苗代湖の水を守りたい事業[再掲]

別記 5 - (1) - ② (P 8 4) 参照

#### ◆水環境にやさしい農業推進事業

[営農推進課]

猪苗代湖の良好な水環境を保全するため、適切な施肥及び水管理についての啓発を行うことにより、農用地からのりん及び窒素の含有物、稲わら、刈り取った雑草等の流出抑制に努めました。

### (2)-③適切な利活用の推進

#### ◆猪苗代湖岸施設整備事業

[観光物産課]

湖水浴場及びキャンプ場等の利便性や利用客の安全性等を確保し、観光地のイメージアップ及び観光誘客を図るため、トイレやキャンプ施設、駐車場の整備を行いました。

◇平成 23 年度事業内容

- ・湖水浴場入口付近に「ごみの持ち帰り」啓発用の「のぼり」を設置
- ・駐車場にごみ箱を設置し、湖水浴場開設期間中は毎日回収

#### ◆猪苗代湖湖岸周辺景観づくり重点地区における届出制度[都市景観形成事業:再掲]

別記 4 - (4) - ③ (P 7 5) 参照

#### ◆屋外広告物規制による良好な景観形成の推進[屋外広告物許可制度:再掲]

別記 4 - (4) - ③ (P 7 6) 参照

### (2)-④広域的な連携

#### ◆猪苗代湖環境保全推進連絡会による取り組み

[生活環境課]

猪苗代湖の環境及び水質保全対策を総合的に推進する目的で、本市、会津若松市及び猪苗代町により平成 13 年 2 月 7 日に設立されたもので、次の事業を行いました。

◇ビーチクリーナーによる砂浜清掃

◇猪苗代湖岸一斉クリーンアップ作戦

◇子ども交流会

[開催日] 平成 23 年 11 月 10 日

[開催場所] 郡山市ふれあい科学館

[内 容] 猪苗代湖を囲む小学生の環境活動発表などを行いました。(参加者 61 名)

◇猪苗代湖に関連するイベントでの啓発

啓発グッズ 1,500 セットを購入し、各種イベント等において配布・啓発を行いました。

◇ヨシ刈り

[内 容] 水質汚濁の一要因となる枯死したヨシを刈取り、堆肥化しました。(0.15ha)

◇ビーチクリーナーによる水草回収

[内 容] 水質汚濁の一要因となる漂着水草をビーチクリーナーで回収しました。

### 3.「きれいな水を守る」～水環境の保全と創造～

#### ◆猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会

〔生活環境課〕

猪苗代湖及び裏磐梯湖沼流域の水環境保全対策を積極的に推進し、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画に寄与することを目的として、平成12年11月に設置されたもので、次の各種事業を行いました。

《構成会員》 福島県、周辺市町村、民間団体及び個人

◇「県民参加による猪苗代湖のボランティア清掃」

平成23年10月22日猪苗代湖小黒川河口付近（猪苗代町）にて開催（参加者187名）

◇水環境保全推進員活動

水環境保全推進員の委嘱による巡回等活動（委嘱数：21人）

◇その他、会報誌の発行、湖美来基金による湖美来クラブ運営、水環境保全活動の支援事業、他団体等が実施するイベント等への後援、参加等を行いました。

#### ◆清らかな湖、美しい猪苗代湖の水環境研究協議会

〔生活環境課〕

「清らかな湖、美しい猪苗代湖」の水質日本一の復活を目指し、猪苗代湖の美しい水環境を次世代に伝えていくために、猪苗代湖の水環境についての調査研究や水草回収等の実践活動を行いました。

#### まめ知識

### 水とふれあう名所10選

本市では、平成6年度に市制施行70周年記念事業の一環として「水とふれあう名所10選」を市民から公募し、下の表に示す10か所が選ばれています。

部 門	名所10選(所在地)
河川・滝	①銚子ヶ滝(熱海町)
	②菅滝(湖南町)
	③大滝溪谷(逢瀬町)
	④藤田川(喜久田町)
湖 沼	⑤五十鈴湖(開成山公園)
	⑥弁天池(麓山公園)
	⑦猪苗代湖(湖南七浜)
湧水・泉	⑧清水池(逢瀬町)
	⑨子和清水(西田町)
	⑩御井戸の清水(田村町)



①銚子ヶ滝



### (3)水資源の確保と水の有効利用

自然が持つ本来の保水能力の保全のため、水源かん養林・農地の保全や雨水浸透を推進するとともに、雨水貯留の推進や節水などにより水資源を有効に利用し、良好な水循環の保全に努めます。

No.	環境指標	目標	目標年度
10	1人1日当たりの節水量	120節水 (使用量3300)	平成29年度
	シャンプーを流すときだけでなく、髪を洗っている間、シャワーを1分間出しっぱなしにしていると、120の水が流れてしまうといわれます。日常生活での節水を心がけ、1人1日当たりの水道使用量(=3420: H19年の使用量)を基準とし、1日1分間120の削減を目指します。		

#### ● 環境指標・目標の実施・達成状況について

No.	年度	現状	実施・達成状況
10	平成22年度	60節水 (使用量3360)	△
	平成23年度	10節水 (使用量3410)	△
平成23年度については、震災に伴う家屋解体等の工事や清掃作業の増加により前年度の使用量3360より増加してしまい、目標を達成することはできませんでした。家屋解体や清掃作業が完了すれば水道使用量は減ってくると考えられますが、より早く目標を達成できるように、イベント等での呼びかけや情報発信等の充実により、多くの方に節水に取り組んでいただけるように努めます。			

### (3)-①地下水かん養機能の確保

#### ◆分収造林事業[再掲]

別記2-(1)-①(P30)参照

#### ◆水源林再生支援事業

[農地林務課]

森林主伐後の水源かん養、災害防止など「森林の持つ公益的機能」を保全するための再造林の実施に対し補助を行いました。

[事業内容] 補助対象面積 4.3ha

[事業費] 4,300,000円

#### ◆郡山市有林管理事業[再掲]

別記2-(1)-①(P30)参照

#### ◆市有施設建設事業(雨水浸透・透水性舗装の導入)

[建築課]

屋外整備工事において、透水性舗装を採用することにより、表面の雨水等を土壌に浸透させて水循環の保全を推進する整備を図っておりますが、平成23年度の実績はありませんでした。

### 3.「きれいな水を守る」～水環境の保全と創造～

#### (3)-②水資源の有効利用

##### ◆第四次環境にやさしい郡山市率先行動計画推進事業（節水・水有効利用の推進）〔生活環境課〕

行政が自ら一事業者として市民・事業者にも率先して環境負荷の低減に取り組むための行動計画に基づき、水道使用量の削減に取り組みました。なお、平成23年は震災により一部の施設が休館したことや、小中学校などを中心に、日頃の取り組みやプールでの活動見合せ等により、全体的に使用量が減少しました。

##### 【平成23年度水道使用量】

水道使用量[m <sup>3</sup> ]		平成21,23 年度比[%]
平成21年度	平成23年度	
845,882	744,312	-12.0

##### ◆雨水流出抑制施設整備促進事業〔再掲〕

別記4-(4)-④(P77)参照

#### (3)-③規制・指導

##### ◆地盤沈下対策

〔環境保全センター〕

良好な水循環の確保を図るため、県条例に規定される一定規模を有する揚水設備の設置届出時において適正揚水量の指導を行いました。

◇福島県生活環境の保全等に関する条例第55条に基づく届出

(吐き出し口の断面積 21cm<sup>2</sup>を超える設備)

・平成23年度届出 ・設置届出：0件 ・廃止届出：1件 ・氏名等変更届出：5件

《平成23年度末までの届出状況》

届出事業場数：32（施設数：86）

局地的に大雨が降る「ゲリラ豪雨」が頻発したり、都市化の影響で雨水が地面にしみこまなくなったりして、洪水が増える傾向にあるんだね。自然災害に備えたまちづくりが必要だね。



#### (4)身近な水辺の保全と創造

水とふれあう場や親しみある水辺空間の整備・活用に努めるとともに、河川改修などにおいては、多自然性護岸を積極的に取り入れるなど、自然に配慮した水辺の保全と創造に努めています。

No.	環境指標	目標	目標年度
11	多自然工法による河川等の整備延長	7.0 km	平成29年度
準用河川における多自然工法での護岸等の整備延長。自然に配慮した水辺の保全・再生を図ります。			

#### ● 環境指標・目標の実施・達成状況について

No.	年度	現状	実施・達成状況
11	平成22年度	3.2 km	△
	平成23年度	3.3 km	△
多自然工法による河川等の整備延長については、前年度3.2kmから0.1kmの整備延長であり、計画より遅れています。河川等の整備については、事業採択から設計・施工・完成に至るまで長期間を要することから、短期的な評価は難しい状況ですが、多自然工法の河川の増加は水生生物を育むとともに、水とふれあうことで水質保全意識の高揚が図れる側面もあることから、今後も河川の治水安全性と自然環境保全の両立した河川整備を推進していきます。			

#### (4)-①水と親しめる空間の創造

##### ◆総合治水対策事業(愛宕川調節池整備事業)

[河川課]

池周辺の浸水被害の軽減と周辺の環境整備を図るため、準用河川愛宕川流域内に位置する善宝池を、親水性を兼ね備えた洪水調節池として整備を進めています。

◇善宝池

[整備面積] 約5.5ha

[整備内容] ・調節池整備：雨水貯留施設、流入路施設、排水施設等  
・環境整備：散策路約1,000m、休憩施設等

◇平成23年度事業内容

・土壌調査委託

##### ◆水辺空間整備事業

[河川課]

各々の河川が持つ、歴史、風土、自然環境を十分に尊重した有効な水辺空間の保全と利用を考え、「水と緑あふれる水辺空間」を住民と一体となり創出するため整備を進めています。

◇平成23年度事業内容

・調査検討

##### ◆五十鈴湖水質浄化事業

[公園緑地課]

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響等により休止しました。

### 3.「きれいな水を守る」～水環境の保全と創造～

#### (4)-②環境に配慮した護岸の整備

##### ◆都市基盤河川改修事業

〔河川課〕

河川狭小と流域内の急激な都市化により、著しく低下している治水安全度を高めるため、河川改修を行うとともに、親水性や河川の自然環境に配慮することにより、市民が“憩い”と“うるおい”を感じる川づくりを実現するため、平成 23 年度においては下記の事業を行いました。

〔対象河川〕 一級河川 南川

〔事業内容〕 鉄道施設支障物移転及び函体工事

##### ◆河川改修事業

〔河川課〕

従来のコンクリート護岸ではなく自然石を利用した多自然護岸を採用することにより、水生植物を育み水辺環境の保全を回復するため、平成 23 年度においては下記の河川で整備を行いました。

・準用河川：徳定川                      ・普通河川：仲川、栗川、根柄川

##### ◆水辺空間整備事業〔再掲〕

別記 3 - (4) - ① (P 5 0) 参照

#### (4)-③保全活動の推進

##### ◆河川クリーンアップ作戦

〔河川課〕

ふるさとの川や海の環境美化作業を通じて、河川・海岸に対する愛護意識のより一層の普及を目指し、「河川・海岸愛護月間」である 7 月の第一日曜日を「河川愛護デー」として、県内の河川・海岸において県民総参加のもとに環境美化活動（クリーンアップ作戦）を実施しています。

◇平成 23 年度実施内容

東日本大震災の影響により、福島県が県内一斉の実施を見合わせたことに伴い、本市でも市内一斉の実施を見合わせました。



大滝渓谷(逢瀬町)



五十鈴湖(開成山公園)



子和清水(西田町)

## 4. 「すこやかで安らぎのある暮らしを創る」 ～快適な生活環境の確保と創造～

## (1) 廃棄物対策

「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」から「循環型社会」へと転換を図ることが求められています。そのため、廃棄物（一般及び産業廃棄物\*）を適正に処理するという考え方だけでなく、廃棄物の減量化や資源の有効利用に取り組みます。

No.	環境指標	目標	目標年度
12	1人1日当たりの ごみ排出量	990g	平成29年度
13	リサイクル率（家庭系）	24.0%	平成29年度

市の施設で処理したごみの量をもとに、市民1人1日当たりのごみの排出量を算出し、市全体でごみ減量を目指します（集団資源回収量とあわせ産廃量を除く）。また、リサイクル率（家庭系） $[\text{資源物として回収した量} + \text{破砕回収金属} + \text{集団資源回収}] \div (\text{家庭系ごみ量} + \text{集団資源回収})$ の向上を目指します。

## ● 環境指標・目標の実施・達成状況について

年 度	No.12		No.13	
	現 況	実施・達成状況	現 況	実施・達成状況
平成22年度	1,145g	○	18.6%	△
平成23年度	1,360g	△	18.97%	△

家庭系ごみのリサイクル率については、前年度（18.6%）より増加しましたが、計画よりは若干遅れています。また、ごみ排出量は、震災による家屋の損壊や台風15号による水害等による家庭ごみ全般の増加により前年度よりも増加してしまっただけで、今後さらなるごみ排出量の削減に向けた取り組みが必要です。今後とも、各家庭及び事業者への3Rの推進など、ごみの減量や適正処理に関する施策に取り組んでいきます。

## (1)-①意識啓発

## ◆第四次環境にやさしい郡山市率先行動計画推進事業（廃棄物排出量の削減） [生活環境課]

行政自らが一事業者として市民・事業者にも率先して環境負荷の低減に取り組むための行動計画に基づき、廃棄物排出量の削減に努めました。なお、平成23年度は損壊した公共施設からの業務移転等により、各施設から大量の廃棄物が排出されたため、基準年度に比して約10倍となり、震災の影響が非常に大きい年になりました。

#### 4. 「すこやかで安らぎのある暮らしを創る」 ～快適な生活環境の確保と創造～

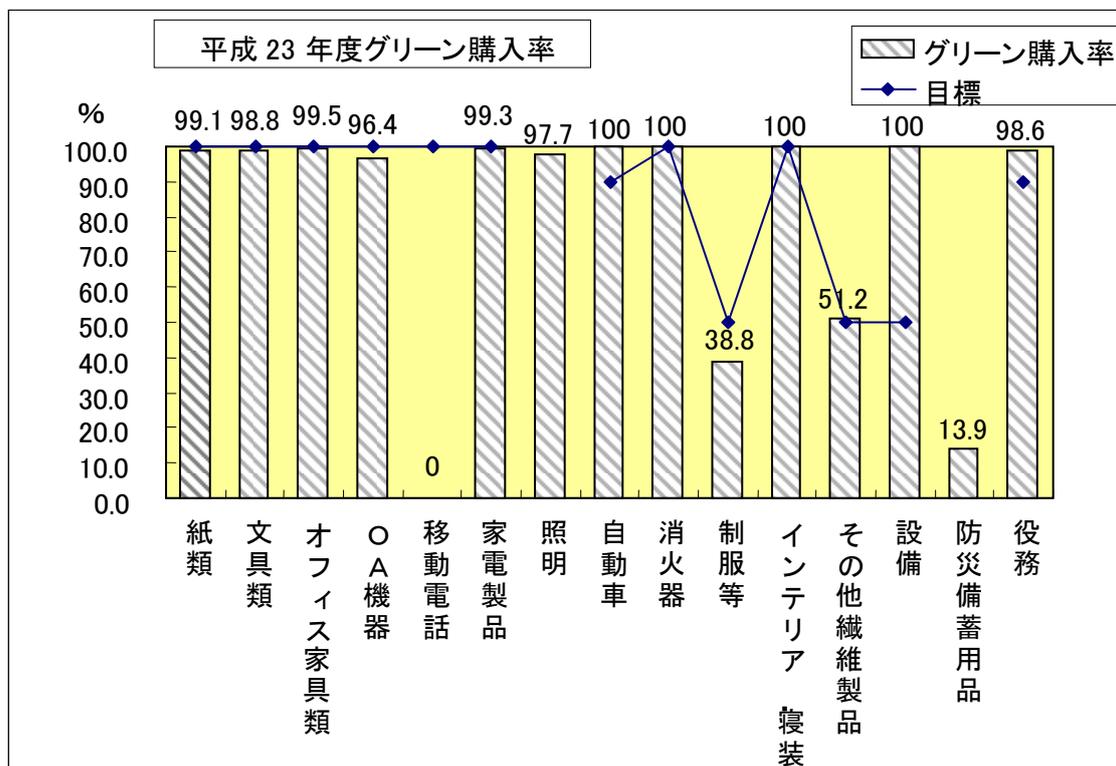
##### 【廃棄物排出量】

種 別	廃棄物排出量[t]		平成 21,23 年度比[%]
	平成 21 年度	平成 23 年度	
合 計	1,236	14,011	1033.6
内 訳	可燃ごみ	1,179	951.9
	不燃ごみ	57	2722.8
(参考)資源物	107	159	48.6

##### ◆第四次環境にやさしい郡山市率先行動計画推進事業(グリーン購入の推進)

〔生活環境課〕

地球上の限りある資源（エネルギー、金属、森林など）を有効に活用し、資源の循環利用を図るなど地球への負担を最小限に抑えるため、平成 23 年度郡山市環境物品等の調達方針に基づき、15 分野 112 品目について調達目標を設定し、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入する「グリーン購入」を推進しました。



##### ◆教育施設生ごみ再利用処理機設置事業

〔学校管理課〕

ごみの減量化・リサイクル意識の高揚を図るため、学校給食から排出される野菜屑、残さ等をコンポスト化（肥料）し、環境教育及び情操教育の一環として花壇などに有効活用しました。

設置施設：自校給食実施小中学校及び共同調理施設 62 施設

##### ◆家庭系ごみ減量推進事業

〔清掃課〕

家庭ごみについては、広報誌に啓発記事を掲載して協力を呼びかけました。

#### 4.「すこやかで安らぎのある暮らしを創る」～快適な生活環境の確保と創造～

##### ◆事業系ごみ減量推進事業

〔清掃課〕

東日本大震災及び台風15号による災害対応により、クリーンセンターにおける事業者の排出したごみの調査は実施できませんでした。

##### ◆集団資源回収報奨金制度[再掲]

別記4-(1)-②(P56)参照

##### ◆環境浄化推進委員制度[再掲]

別記4-(1)-②(P56)参照

##### ◆市民総ぐるみクリーンこおりやま運動

〔清掃課〕

道路、公園をはじめとする学校周辺等の公共施設に投げ捨ててある空き缶、空きびん、紙くず等の収集に、市民が一丸となって取り組み、ごみのポイ捨て防止等の意識高揚を図る目的で、実施しました。

◇平成23年度事業内容

- ・第1回 6月5日(日) 収集量:78.65t
- ・第2回 未実施

##### ◆木戸前清掃

〔清掃課〕

平成8年6月から、毎月1日の朝、全市一斉に市民及び事業者が、それぞれの家、商店及び事業所などの出入口や玄関先(木戸前)を清掃することで、散乱ごみに対する意識の啓発を行いました。

※市役所においては、東日本大震災による災害対応のため4、5月は中止しました。

##### ◆アイラブロード事業

〔道路維持課〕

地域の皆様に、自らの地域道路の清掃活動をボランティアとして協力いただき、市民の活動を支援しました。

- ・平成23年度新規加盟団体 3団体

##### ◆クリーンフェスティバル

〔清掃課〕

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響等により休止しました。

##### ◆出前講座「わたしたちとごみ」の実施

〔清掃課〕

きらめき出前講座及びどこでも環境教室により、ごみの減量やリサイクル、まち美化に係わる取り組みについて説明を行い、ごみ問題に関しての理解と協力を求めました。

◇平成23年度実績

- ・実施回数 1回、受講者数 104名

##### ◆廃棄物処理事業者指導研修事業[再掲]

別記4-(1)-④(P59)参照

##### ◆優良廃棄物処理事業者表彰事業[再掲]

別記4-(1)-④(P59)参照

##### ◆「わたしたちとごみ」作成・配布事業

〔清掃課〕

子どもたちに郡山市のごみ処理の現状とリサイクルについて学習してもらい、自分たちにもで

#### 4.「すこやかで安らぎのある暮らしを創る」～快適な生活環境の確保と創造～

きる取り組みについて知ってもらうため、社会科授業の学習資料として「わたしたちとごみ」を作成し、市内小学4年生に配布しました。

◇平成23年度事業実績

・作成部数：4,000部

##### ◆リサイクル伝言板

〔市民安全課〕

市役所分庁舎1階にリサイクル伝言板を設置して一般家庭の不用品情報を提供、各自交換することにより、リサイクル精神を育て、資源の節約及び消費生活の合理化を図りました。

◇平成23年度事業内容

事業内容見直しのため休止

##### ◆リサイクル図書コーナーの設置

〔中央図書館〕

市民の環境保全に関する意識を高めるため、市民の寄贈による図書のリサイクル図書コーナーを設置し、図書の再活用を図りました。

◇平成23年度事業内容

合計 9,343冊

(内訳) 4月:7冊、5月:1,624冊、6月:632冊、7月:808冊、8月:595冊、  
9月:730冊、10月:841冊、11月:699冊、12月:780冊、  
24年1月:685冊、2月:640冊、3月:1,302冊

また、昨年に引き続き、蔵書として適さなくなった図書館資料と保存期限の過ぎた雑誌などを広く市民に無償提供し、不要となった図書の有効活用を図るリサイクルブックフェアを図書館全館(12館)で実施しました。

◇平成23年度事業内容

12館合計 準備:18,008冊、譲与:12,786冊、来場:2,271人、譲与:1,670人

##### ◆子育てグッズリユース事業

〔こども支援課〕

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響等により休止しました。

#### (1)-②一般廃棄物処理の適正化

##### ◆粗大ごみリユース(再使用)推進事業

〔清掃課〕

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響等により休止しました。

##### ◆家庭系ごみ減量推進事業[再掲]

別記4-(1)-①(P53)参照

##### ◆事業系ごみ減量推進事業[再掲]

別記4-(1)-①(P54)参照

##### ◆分別収集推進事業

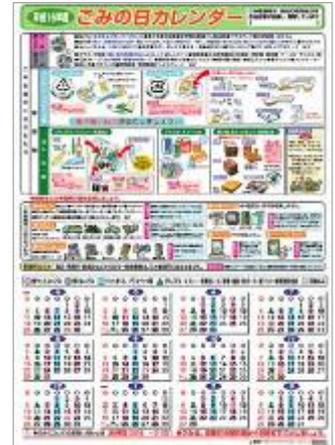
〔清掃課〕

市内各世帯への平成23年度ごみの日カレンダー、ごみの分け方と出し方パンフレットの配布等により、ごみの分け方と出し方について周知徹底を図りました。

#### 4. 「すこやかで安らぎのある暮らしを創る」 ～快適な生活環境の確保と創造～

##### 【分別の種類一覧（4種13分別）掲載】

4種	13分別
燃やしてよいごみ	燃やしてよいごみ
燃えないごみ	燃えないごみ
粗大ごみ	粗大ごみ
資源物	びん・乾電池、ガスカートリッジ・スプレー缶、アルミ缶・スチール缶、新聞、雑誌、段ボール、紙パック、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック類



ごみの日カレンダー

##### ◆生ごみ減量啓発事業

〔清掃課〕

##### （生ごみ処理容器無償貸与事業・電動式生ごみ処理機購入費補助金交付事業）

一般家庭の生ごみ減量化を推進し、併せて再利用及び環境保全に対する意識の高揚を図るため、生ごみ処理容器（コンポスト容器、ボカシ密閉容器）を無償貸与するとともに、電動式生ごみ処理機（家庭用）の購入に対する補助を行い、ごみ減量化を推進しました。

◇平成23年度事業内容

- ・コンポスト容器無償貸与数 52個
- ・ボカシ密閉容器無償貸与数 50組
- ・電動式生ごみ処理機購入補助 18基（補助総額 446千円）

《平成23年度までの実績》

- ・コンポスト容器無償貸与数 8,663個（H4～）
- ・ボカシ密閉容器無償貸与数 5,472組（H7～）
- ・電動式生ごみ処理機購入補助 2,931基（H12～）

##### ◆環境浄化推進員制度

〔清掃課〕

不法投棄の未然防止及び不法投棄された廃棄物を早期に発見し対処するための監視体制を構築し、安心して快適な生活環境の整備を図りました。

◇地区住民との連携による監視体制

- ・不法投棄監視員による管内巡回：25名（13地区）
- ・各地区保健委員会環境浄化部（環境浄化推進員）による地区内の監視：約700名

◇企業等との連携による監視体制

多数の外務職員を擁する企業等からの不法投棄に関する情報提供の協定の締結

- ・郡山市内54郵便局（平成13年8月9日締結）
- ・郡山地区ハイヤータクシー協同組合（平成14年2月12日締結）
- ・市内21の各業種組合並びに団体（平成15年9月4日締結）
- ・社団法人福島県測量設計業協会県中支部（平成18年11月21日締結）
- ・新聞公正取引協議会福島県支部郡山地区実行委員会（平成19年6月29日締結）

##### ◆集団資源回収報奨金制度

〔清掃課〕

再生利用可能な廃棄物の集団回収運動を実施した団体に対して報奨金を交付し、ごみ問題に対する市民意識の高揚と資源の有効利用を図りました。

〔対象品目〕古紙、金属、繊維、びん、その他有価物

〔単 価〕5円/kg（一律）

#### 4. 「すこやかで安らぎのある暮らしを創る」 ～快適な生活環境の確保と創造～

◇平成 23 年度事業内容

[実施団体数] 638 団体

[回 収 量] 6,606t (古紙 : 6,277t、金属類 : 139 t、繊維 : 1t、びん : 189t)

[報 奨 金] 33,012,605 円

##### ◆資源回収業者報奨金制度

[清掃課]

集団資源回収運動を推進するため、市場価格の低落等により資源物が引き取られない状況が生じた場合、資源物を回収する業者等に対し報奨金を交付しますが、平成 23 年度の交付実績はありませんでした。

##### ◆一般廃棄物収集運搬業務

[清掃課]

一般廃棄物収集運搬業務を業者に委託するなど、効率的なごみ収集体制の整備を図りました。なお、平成 23 年度は東日本大震災及び台風 15 号による災害等により処理量及び処理費用が増加しました。

一般廃棄物処理状況 (汚泥類を除く) ※小数点以下四捨五入 (リサイクル率を除く)

年度	可燃ごみ	不燃ごみ	資源物	粗大ごみ	合 計	リサイクル率	
						全体	家庭系
H23	149,265t	8,573t	10,661t	938t	169,437t	12.24%	18.97%

※ リサイクル率については、事業系ごみからあわせ産廃を除いた量で算出

ごみ処理量及び処理費用 (平成 23 年度) ※小数点以下四捨五入

区 分	処 理 量		処 理 費 用	
	1 日当たり	1 年間当たり	1 日当たり	1 年間当たり
1 人当たり	1,360g	498kg	22 円	8,069 円
1 世帯当たり	3,432g	1,256kg	56 円	20,361 円
郡山市全体	450 t	164,787 t	7,298 千円	2,671,042 千円

※災害等によるごみ及び費用を除く

※人口及び世帯数については、平成 24 年 3 月 1 日現在の数値で算定 (人口 : 331,016 人、世帯数 : 131,183 世帯)

##### ◆し尿処理事業

[清掃課]

市民が清潔で快適な生活を営むことができるよう、環境整備の一環として、し尿及び浄化槽汚泥の処理を行いました。

◇平成 23 年度事業内容

・し尿 : 13,133kℓ      ・浄化槽汚泥 : 45,365kℓ

##### ◆清掃施設補修整備事業

[清掃課]

富久山クリーンセンター (衛生処理センターを含む)、河内クリーンセンター、西田埋立処分場及び河内埋立処分場の各清掃施設の機能維持と安全性を確保するため、適正な維持管理・補修を行いました。

##### ◆リサイクル適正化検討事業

[清掃課]

リサイクル施設についての調査・検討を行いました。

◆リサイクル伝言板[再掲]

別記4-(1)-①(P55)参照

◆リサイクル図書コーナーの設置[再掲]

別記4-(1)-①(P55)参照

(1)-③公共事業における産業廃棄物対策の推進

◆第四次環境にやさしい郡山市率先行動計画推進事業(廃棄物排出量の削減)[再掲]

別記4-(1)-①(P52)参照

◆第四次環境にやさしい郡山市率先行動計画推進事業(グリーン購入の推進)[再掲]

別記4-(1)-①(P53)参照

◆道路整備事業(産業廃棄物適正処理)

〔道路建設課〕

道路工事により発生する産業廃棄物の適正な処理を行い、快適な都市生活環境の確保と創造を図りました。

◇平成23年度事業内容

幹線道路新設改良舗装事業、生活道路改良舗装事業において実施。

◆市有施設建設事業(残土有効利用、発生抑制設計)

〔建築課〕

公共施設の建設において、建設現場からの排出残土の発生を抑制し、再資源化や適正処理を推進するための率先的な取り組みとして、大規模建設工事等において、設計段階から発生土の抑制や他の現場の埋戻し土として利活用を図りました。また、解体工事における産業廃棄物は、建設リサイクル法を遵守して適正処理を行いました。

◇平成23年度事業内容

○適正処理

- ・老朽化に伴う市営住宅の解体・・・2件
- ・郡山市湖南母子健康センター解体工事

◆河川等樹木有効活用事業

〔河川課〕

河川管理で伐採した樹木を薪やガーデニング用材として、市民に無料提供することで、資源の有効活用及び河川維持管理費の縮減を図ります。

◇平成23年度実施内容

震災原発事故による放射能汚染の影響により事業休止。

(1)-④規制・指導及び監視体制の充実

◆ポイ捨て・犬のふん放置防止啓発推進事業

〔清掃課〕

ポイ捨て及び犬のふんの放置防止を啓発推進することにより、市民の快適な生活環境を確保するため、平成11年4月1日から施行となった「郡山市ポイ捨て及び犬のふんの放置防止条例」により「郡山市ポイ捨て等防止指導員」を6人配置し、市内重点区域(郡山駅前地区・開成山公園地区)を中心に啓発・指導等を行っておりましたが、平成23年3月31日の任期満了に伴う新たな指導員の委嘱を東日本大震災の影響により見送りました。

◆マナーリーダー(犬のふん放置防止啓発ボランティア)登録制度

〔清掃課〕

犬のふんの放置防止に関する啓発事業の一つとして、犬のふんの持ち帰りを実践している模範的な犬の飼い主に対し、「マナーリーダー」として登録してもらい、それぞれの地域において犬

#### 4. 「すこやかで安らぎのある暮らしを創る」～快適な生活環境の確保と創造～

の飼い主としての同じ立場からボランティアで啓発活動を行っていただきました。

・登録者数：71人（平成24年3月31日現在）

#### ◆廃棄物処理事業者指導研修事業

〔廃棄物対策課〕

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響等により休止しました。

#### ◆優良廃棄物処理事業者表彰事業

〔廃棄物対策課〕

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響等により休止しました。

#### ◆「奥州安積の関」(産業廃棄物不法搬入阻止街頭検問)事業

〔廃棄物対策課〕

産業廃棄物の不法投棄などを未然に防止するため、主要道路に検問所を設置し、産業廃棄物収集運搬車両の運転手に対しマニフェストの確認や適正処理の指導啓発を行いました。

◇平成23年度事業内容

実施月日	実施場所	調査台数	啓発台数
10月21日	熱海町地内 国道49号	5	18

#### ◆不法投棄監視員制度

#### ◆「廃棄物の不法投棄の情報提供」についての協定

〔清掃課〕

不法投棄の未然防止及び不法投棄された廃棄物を早期に発見し対処するための監視体制を構築し、安心して快適な生活環境の整備を図りました。

◇地区住民との連携による監視体制

- ・不法投棄監視員による管内巡回：25名（13地区）
- ・各地区保健委員会環境浄化部（環境浄化推進員）による地区内の監視：約700名

◇企業等との連携による監視体制

多数の外務職員を擁する企業等からの不法投棄に関する情報提供の協定の締結

- ・郡山市内54郵便局（平成13年8月9日締結）
- ・郡山地区ハイヤータクシー協同組合（平成14年2月12日締結）
- ・市内21の各業種組合並びに団体（平成15年9月4日締結）
- ・社団法人福島県測量設計業協会県中支部（平成18年11月21日締結）
- ・新聞公正取引協議会福島県支部郡山地区実行委員会（平成19年6月29日締結）

#### ◆廃棄物の不法投棄・不適正処理の監視指導業務

〔廃棄物対策課〕

排出事業者や処理業者に対する立入調査、適正処理の指導・啓発を行うと共に、不法投棄多発地区への不法投棄監視カメラの設置及び山間部を中心とした市内全域での監視パトロール等により監視体制を強化し、不法投棄等の未然防止を図りました。

◇平成23年度事業内容

#### 【指導件数】

内容	件数
不法投棄	27件
野外焼却	21件
不適正処理	20件
計	68件

#### 【不法投棄監視カメラ設置】

- ・移動式監視カメラ設置台数：10台（不法投棄多発地区に適時設置）

#### 【不法投棄等監視業務委託】

- ・休日・夜間のパトロール日数：東日本大震災の影響により中止
- ・平日・日中のパトロール日数：233日

#### 4. 「すこやかで安らぎのある暮らしを創る」 ～快適な生活環境の確保と創造～

##### ◆不法投棄一斉撤去作業の実施

〔清掃課〕

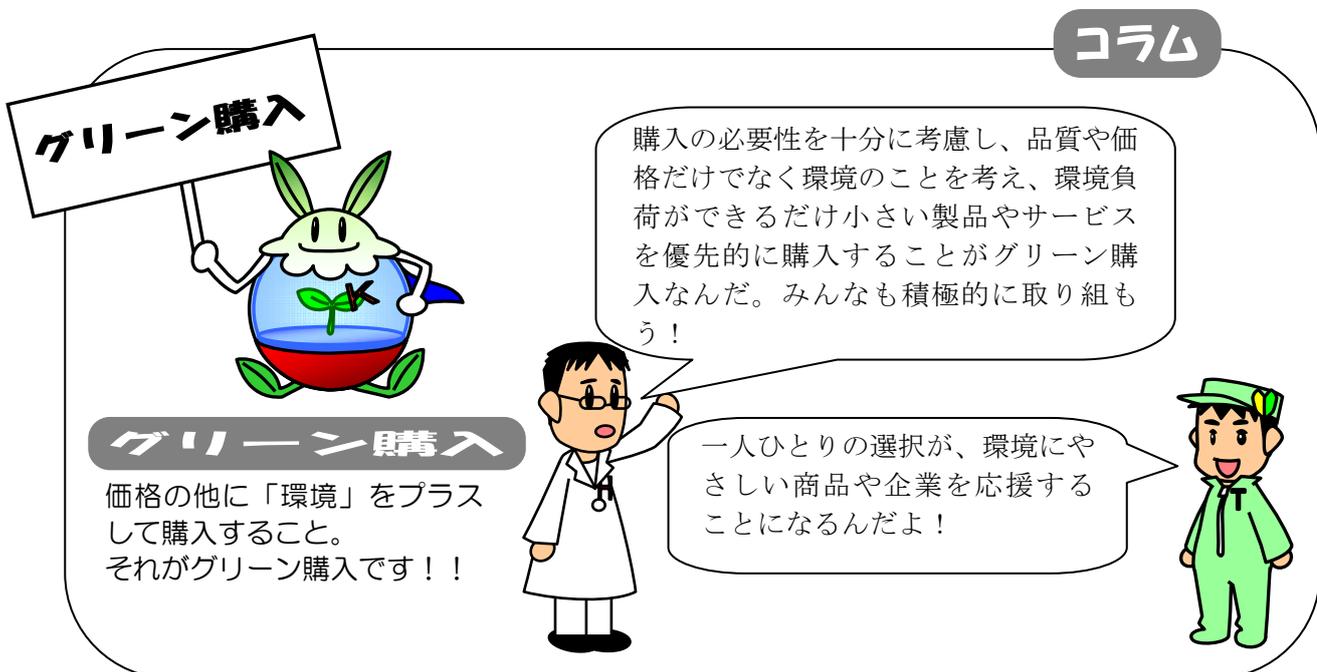
「きれいな水と豊かな緑」を守り、美しく住みよいまちづくりを推進するため、市内の山林、川などに大量に投棄されている廃棄物を不法投棄監視員の報告をもとに、地域住民・行政・関係機関が一体となり市内各地区で撤去作業を行いました。

《平成 23 年度までの実績》

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23
実施地区数	14	14	14	29	26	1
回収量(t)	89	42	47	19	19	2
処分料(千円)	911	427	478	208	229	21

##### ◆農業用使用済みプラスチック適正処理推進事業[再掲]

別記 2 - (3) - ③ (P 37) 参照



## (2) 公害と新たな生活環境問題への対応

市民が健康かつ安全に生活できるよう、公害\*の未然防止に努めるとともに、公害の発生に備え、連絡体制の整備を行います。

また、日照障害や電波障害、光害などの新たな生活環境問題の発生を防止し、良好な生活環境の確保を目指します。

No.	環境指標	目標	目標年度
14	光化学オキシダントの環境基準超過時間数	200時間以下	平成29年度

光化学スモッグの原因となる光化学オキシダントは、高濃度では目やのどの痛みを引き起こすほか、農作物や植物にも悪影響を与えます。全国的に環境基準超過の傾向が見られ、本市でも超過している状況であり、今後改善していくことを目標とします。

※光化学オキシダント環境基準：1時間値が0.06ppm以下であること。

### ● 環境指標・目標の実施・達成状況について

No.	年度	現状	実施・達成状況
14	平成22年度	287時間	△
	平成23年度	142時間	☆

環境基準超過時間は前年度（287時間）より大幅に減少し、目標値以内になりました。光化学オキシダントの環境基準未達成は全国的傾向であり、郡山市における超過原因は主に関東圏からの汚染物質の移流や東アジアからの越境汚染が影響していると考えられます。今後、大気汚染物質広域監視システムの情報活用なども図りながら、推移を把握していきます。

## (2)-① 現況調査の実施

### ◆ 大気汚染調査

〔環境保全センター〕

大気中の汚染物質である窒素酸化物、硫黄酸化物、オキシダント（光化学スモッグの原因物質）等を常時監視し、大気環境の保全に努めるとともに、大気汚染防止法等に基づく届出の受理、審査、指導を行いました。

◇平成23年度事業内容

○特定事業場からの届出

- ・設置届出：14件
- ・使用届出：0件
- ・構造等変更届出：4件
- ・期間短縮届出：11件
- ・氏名等変更届出：23件
- ・承継届出：5件
- ・使用廃止届出：15件

○ばい煙指定事業場からの届出

- ・設置届出：0件
- ・廃止届出：1件
- ・氏名変更届出：0件
- ・変更届出：0件
- ・短縮届出：0件

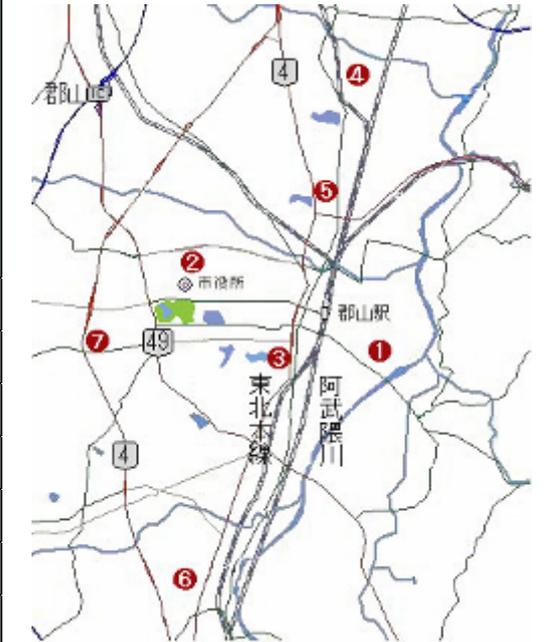
○大気汚染常時監視7局（芳賀、朝日、堤下、日和田、富久山、安積、台新）

〔測定項目〕 二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、窒素酸化物、オキシダント、一酸化炭素、炭化水素、気象条件

#### 4. 「すこやかで安らぎのある暮らしを創る」 ～快適な生活環境の確保と創造～

##### 大気汚染常時監視測定局

No.	測定局名	設置場所
1	芳賀	芳賀地域公民館
2	朝日	環境保全センター
3	堤下	橘小学校
4	日和田	日和田小学校
5	富久山	行健小学校
6	安積	檜ノ下公園
7	台新	台新公園



##### 【平成 23 年度大気環境基準達成状況】

No.	測定局名	環境基準達成状況(○:達成 ×:未達成)				
		二酸化硫黄	二酸化窒素	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質	一酸化炭素
1	芳賀	○	○	×		
2	朝日	○	○	×	○	
3	堤下	○	○	×		
4	日和田	○	○	×		
5	富久山	○	○	×		
6	安積	○	○	×		
7	台新		○		○	○

○有害大気汚染物質の調査 2 地区（開成山公園、芳賀地域公民館）年 12 回 ベンゼン等 11 物質

##### 【平成 23 年度有害大気汚染物質調査結果】

No.	調査対象物質	(単位)	調査地点		評価値		平成 22 年度地方公共団体等 モニタリング調査結果	
			開成	芳賀	環境 基準	指針 値	平均値	濃度範囲
1	ベンゼン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.87	1.0	3	—	1.1	0.50~2.8
2	トリクロロエチレン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.30	0.35	200	—	0.44	0.0081~10
3	テトラクロロエチレン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.10	0.12	200	—	0.17	0.0076~1.4
4	ジクロロメタン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.75	0.91	150	—	1.6	0.28~16

#### 4. 「すこやかで安らぎのある暮らしを創る」～快適な生活環境の確保と創造～

5	アクリロニトリル	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.00	0.00	—	2	0.073	0.0075～1.3
6	クロロホルム	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.15	0.16	—	18	0.19	0.0060～1.5
7	水銀及びその化合物	$\text{ng}/\text{m}^3$	1.5	1.4	—	40	2.0	0.79～4.0
8	1,3-ブタジエン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.09	0.12	—	2.5	0.14	0.0052～1.6
9	クロム及びその化合物	$\text{ng}/\text{m}^3$	2.1	2.4	—	—	5.6	0.36～93
10	ベリリウム及びその化合物	$\text{ng}/\text{m}^3$	0.02	0.02	—	—	0.030	0.0022～0.62
11	ベンゾ[a]ピレン	$\text{ng}/\text{m}^3$	0.15	0.17	—	—	0.21	0.020～1.7

【備考】環境基準は「大気環境基準値」、指針値は「有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値」を示します。

#### ◆大気中のアスベスト監視等

〔環境保全センター〕

アスベスト除去工事等の適正な指導と併せて、適宜、除去工事中周辺環境中のアスベスト濃度を監視し、また、定点において定期的に一般環境大気中のアスベスト濃度をモニタリングしています。

◇平成 23 年度結果

アスベストの調査対策

- ・環境調査（朝日）月 1 回（結果：世界保健機関の環境保健評価基準内）
- ・除去作業実施届出件数 41 件（立入調査 64 回）

#### ◆地下水及び土壌汚染調査

〔環境保全センター〕

水質汚濁防止法に規定される特定事業場等において使用・製造される有害物質等による地下水・土壌の汚染状況を監視するため、平成 23 年福島県水質測定計画に基づき地下水調査を実施しました。

◇平成 23 年度事業内容

〔概況調査（ローリング方式）〕（10km 四方メッシュ） 2 地点各 1 回/年

〔概況調査（定点方式）〕 5 地点各 1 回/年

〔継続監視調査〕 21 地点各 1 回/年

#### 【平成 23 年度地下水水質調査結果】

	調査 井戸数	汚染井戸		未汚染 井戸数
		環境基準値 超過井戸数	環境基準値 以内井戸数	
概況調査	ローリング方式	2	0	2
	定点方式(事業場周辺)	5	0	5
汚染井戸周辺地区調査				
継続監視調査	21	6	7	8
合計	28	6	7	15

#### 4. 「すこやかで安らぎのある暮らしを創る」～快適な生活環境の確保と創造～

##### ◆騒音調査

〔環境保全センター〕

一般環境、道路沿線、高速道路沿線、新幹線沿線騒音調査及び工場・事業場騒音、建設作業等の騒音調査を実施し、生活環境の監視・保全に努めました。また、県高速交通公害対策連絡会議を通じ、東日本旅客鉄道株式会社及び東日本高速道路株式会社等への遮音壁設置等の改善要望活動を実施しました。

##### 【平成23年度環境騒音調査結果】

〔単位：dB(デシベル)〕

調査地点	都市計画用途地域	騒音レベル(Leq) <sup>※</sup> (環境基準)	
		昼間	夜間
①朝日三丁目5-7 環境保全センター	第一種住居地域	51 (55)	★46 (45)
②喜久田町卸三丁目 宇倍公園	準工業地域	54 (60)	49 (50)
②清水台一丁目6-1 地域職業訓練センター	商業地域	55 (60)	48 (50)
④安積町笹川字西長久保 市営安積団地	第一種中高層住居専用地域	51 (55)	★48 (45)
⑤緑ヶ丘 緑ヶ丘公園	第一種低層住居専用地域	46 (55)	38 (45)

(注)昼間とは午前6時から午後10時まで、夜間とは午後10時から翌日の午前6時までの時間帯をいいます。

【備考】 ★表示されているものは、環境基準超過を示します。

##### 【平成23年度道路交通騒音調査結果】

〔単位：dB(デシベル)〕

路線名	調査地点	都市計画用途地域	騒音レベル(Leq) (環境基準/要請限度)	
			昼間	夜間
国道4号バイパス	富田町字音路20	第二種住居地域	62 (70/75)	58 (65/70)
国道4号	富久山町久保田字大原3	第二種住居地域	★72 (70/75)	★69 (65/70)
国道49号	富田町字菱内9	近隣商業地域	70 (70/75)	65 (65/70)
国道288号	富久山町久保田字上野12	第一種住居地域	66 (70/75)	61 (65/70)
東北自動車道	喜久田町赤坂一丁目15-1	調整区域	★75 (70/-)	★72 (65/-)
国道4号	富田町字若木下35-2	第二種住居地域	56 (70/75)	50 (65/70)
国道4号	日和田町高倉字大口原1-57	工業地域	56 (70/75)	50 (65/70)
国道4号	安積町荒井字大久保39-1	第二種住居地域	66 (70/75)	62 (65/70)
国道49号	喜久田町堀之内字外左工門 段1-4	調整区域	70 (70/-)	★66 (65/70)

4.「すこやかで安らぎのある暮らしを創る」～快適な生活環境の確保と創造～

国道49号	熱海町熱海六丁目166	第一種中高層住居 専用地域	70 (70/75)	65 (65/70)
郡山矢吹線	大槻町字北寺28-8	近隣商業地域	69 (70/75)	61 (65/70)
河内郡山線	希望ヶ丘2-5	第二種住居地域	65 (70/75)	60 (65/70)
仁井田郡山線	安積町荒井字萬海50-8	第一種低層住居専 用地域	65 (70/75)	58 (65/70)
牛庭大槻線	大槻町字室ノ木北10-1	第一種低層住居専 用地域	66 (70/75)	61 (65/70)
大町大槻線	御前南六丁目31	第二種住居地域	63 (70/75)	56 (65/70)
本町開成線	麓山一丁目8-4	近隣商業地域	67 (70/75)	59 (65/70)
伊賀河原西柳作線	新屋敷一丁目161	近隣商業地域	67 (70/75)	59 (65/70)
田村香久池二丁目 線	小原田五丁目18-3	近隣商業地域	62 (70/75)	54 (65/70)
向河原大町線	大町二丁目15-10	商業地域	65 (70/75)	61 (65/70)

【平成 23 年度高速道路騒音調査結果】

[単位: dB(デシベル)]

高速道 路名	調査地点		都市計画用途地域	等価騒音レベル(Leq) 昼間/夜間 (環境基準)		
				25m地点	50m地点	100m地点
自 東 動 北 車 縦 道 貫	富久山町八山田 字柳池原	下り	調整区域	64/★64 (65/60)	61/★61 (65/60)	58/59 (65/60)
	喜久田町字双又	下り	準工業地域	★67/★67 (60/55)	-	-
	大槻町字三角田	上り	第一種中高層住宅 専用地域	58/★57 (60/55)	53/53 (60/55)	-
	大槻町字山下前	上り	調整区域	★66/★64 (65/60)	64/★62 (65/60)	61/58 (65/60)
	安積町牛庭三丁 目	上り	調整区域	58/56 (65/60)	-	-
自 磐 動 越 車 道	熱海町高玉	下り	未指定	58/57 (65/60)	58/57 (65/60)	57/55 (65/60)

#### 4. 「すこやかで安らぎのある暮らしを創る」～快適な生活環境の確保と創造～

【平成23年度東北新幹線騒音調査結果】

[単位: dB(デシベル)]

調査地点	都市計画用途地域	騒音レベル(dB) (環境基準)			振動レベル(dB) (環境基準)
		25m地点	50m地点	100m地点	25m地点
田村町徳定字才竹	第一種住居地域	★71 (70)	70 (70)	66 (70)	48(※50m) (70)
富久山町福原 字一斗蒔田	第一種住居地域	★73 (70)	70 (70)	65 (70)	57 (70)
西田町鬼生田字石畑	都市計画区域外	★75 (70)	★73 (70)	70 (70)	57 (70)
小原田三丁目(上り)	第一種住居地域	★75 (70)	70 (70)	63 (70)	58 (70)
小原田三丁目(下り)	第一種住居地域	★75 (70)	-	-	58 (70)
小原田二丁目	第一種住居地域	★72 (70)	70 (70)	65 (70)	58 (70)
駅前一丁目	商業地域	72 (75)	72 (75)	68 (75)	62 (75)

#### (2)-②発生源対策

##### ◆幹線道路新設改良舗装事業

[道路建設課]

道路網の整備により、生活環境の向上及び自動車交通対策を図りました。

◇平成23年度事業内容

- ・幹線道路新設改良舗装事業：大町大槻線 外1路線

##### ◆都市計画街路事業

[都市計画課]

自動車交通により発生する振動や騒音などの公害を抑制するため、整備プログラムに基づき、幹線道路網の整備を推進しました。

◇平成23年度事業内容：都市計画街路4路線（5地区）

笹川大善寺線、東部幹線（桜木）、内環状線、東部幹線（富久山）、本町谷地林線

##### ◆生活路線バス維持対策事業[再掲]

別記1-(1)-④(P22)参照

##### ◆総合都市交通戦略策定事業[再掲]

別記1-(1)-④(P22)参照

##### ◆モビリティ・マネジメント推進事業[再掲]

別記1-(1)-④(P23)参照

##### ◆郡山流通業務団地整備事業

[企業立地課]

市内中心部等に卸売業、倉庫業、運送業などの流通業務施設が集中して立地していることにより、これら施設に出入りするトラック等の影響で交通混雑を引き起こし、また、排気ガスや騒音、振動といった生活環境問題が課題となってきたため、市街地周辺の高速道路IC近くに流通業務団地を整備し、流通業務施設の集約的な立地を図ることにより、物流体系の適正化を図り、交通混雑に起因する各種の環境問題等を解決することを目的としています。

## 4.「すこやかで安らぎのある暮らしを創る」～快適な生活環境の確保と創造～

《平成 23 年度までの分譲状況》

【参考】平成 12 年 11 月から分譲を開始（運送業施設 15 区画・卸売業施設 18 区画）

- ・運送業施設 15 区画（130,254.66 ㎡）平成 18 年度完売
- ・卸売業施設 18 区画（52,040.53 ㎡、分譲率 87.07%）残区画 3 区画（7,727.86 ㎡）

※卸売業施設は、処分計画を変更し現在 21 区画

### ◆第四次環境にやさしい郡山市率先行動計画推進事業（低公害車導入）

〔生活環境課〕

行政自らが一事業者として市民・事業者にも率先して環境負荷の低減に取り組むための行動計画に基づき、低公害車の導入に努めました。

◇平成 23 年度実施状況

- ・導入台数 10 台（うち、ハイブリッド自動車 1 台、電気自動車 2 台）

＜平成 23 年度までの累計＞

- ・保有台数：353 台（うち、ハイブリッド自動車 16 台、電気自動車 2 台）

### ◆郡山市民間住宅吹付けアスベスト対策事業

〔開発建築指導課〕

吹付けアスベストと疑われるものが存する住宅等のアスベスト調査・分析を行う民間住宅の所有者に対して、補助金を交付しています。

◇平成 23 年度事業内容

- ・補助実施棟数：3 棟
- ・「広報こおりやま」及び市ウェブサイトにて事業実施のお知らせを掲載

## (2)-③連絡・処理体制の整備

### ◆油等流出事故緊急時連絡体制の整備

〔環境保全センター〕

工場・事業場等の事故による油・化学物質等の流出事故対応として、阿武隈川、阿賀野川水系の 2 水系緊急時連絡体制網により、迅速な対応を図りました。

### ◆光化学スモッグ緊急時連絡体制の整備

〔環境保全センター〕

大気汚染常時監視網により、市内及び隣接地区の大気汚染状況をリアルタイムで監視するとともに、光化学スモッグ注意報等の緊急時連絡体制網により、迅速な対応を図りました。

◇平成 23 年度事業内容

- ・予報・注意報の発令件数 光化学スモッグ予報発令回数： 0 回  
光化学スモッグ注意報発令回数： 0 回

### ◆公害苦情処理

〔環境保全センター〕

市民から寄せられる公害等に係る苦情に公害紛争処理法に基づき迅速かつ適切に対応することにより、生活環境の保全に努めました。

○典型 7 公害：環境保全センター

廃棄物関連：廃棄物対策課

その他、空き地管理等：生活環境課

◇平成 23 年度事業内容

- ・苦情処理件数 222 件（内訳：大気汚染 36 件、水質汚濁 4 件、土壌汚染 0 件、騒音 34 件、振動 6 件、悪臭 14 件、その他 128 件）

### ◆アスベストに関する健康相談

〔保健所地域保健課〕

市民の不安に対応するため、アスベストに関する健康相談を実施しました。

(2)-④規制・指導

◆土壤汚染対策(生産履歴、土地履歴調査)

〔環境保全センター〕

- 土壤汚染対策法に基づき有害物質使用特定事業場等に対して立入調査及び指導を実施しました。〔立入調査及び指導実施事業場数 16 事業場〕
- 有害物質使用特定事業場等における生産履歴の確認及び土地履歴から汚染に関する情報等の収集を行い、土壤環境・生活環境の保全に努めました。
- 改正土壤汚染対策法（H22.4）により、土地の形質変更届出業務を行い、汚染土壤の把握に努めました。

【届出等件数】

- ・土壤汚染状況調査報告：6 件（うち一部報告 1 件）
- ・調査の猶予申請：3 件
- ・土地所有者への調査実施通知：3 件
- ・調査報告期限延長申請：1 件
- ・一定規模(3000m<sup>2</sup>)以上の土地の形質変更届出：11 件
- ・形質変更届出要届出区域の指定：1 件
- ・形質変更届出要届出区域内における土地の形質の変更届出書：2 件

◆地盤沈下対策[再掲]

別記 3 - (3) - ③ (P 4 9) 参照

◆悪臭防止対策

〔環境保全センター〕

事業活動に伴って発生する悪臭を防止するため、悪臭防止法及び郡山市悪臭対策指針に基づき、工場、事業場の悪臭改善指導に努めるとともに、水質汚濁防止法に基づく畜舎設置時における事前指導に努めました。

◇平成 23 年度事業内容

- ・悪臭苦情：14 件

◆畜産環境衛生・環境保全対策事業(施設整備補助)[再掲]

別記 2 - (3) - ② (P 3 6) 参照

◆「郡山市中高層建築物の建築に関する指導要綱」及び

「郡山市共同住宅型集合建築物等の建築に関する指導要綱」による指導

〔開発建築指導課〕

要綱等に基づき、日影規制や用途地域における建築規制など適切な建築指導を行い、地域住民の良好な近隣関係の保持に努めました。

◇平成 23 年度事業内容

届出件数：43 件

〔内訳〕・郡山市中高層建築物の建築に関する指導要綱：23 件

- ・郡山市共同住宅型集合建築物等の建築に関する指導要綱：20 件

### (3)有害化学物質対策

化学物質の開発、普及が急速に進み、私たちの生活に利便をもたらしましたが、一方で、ダイオキシン類<sup>※</sup>や環境ホルモンが環境に与える影響が懸念されるとともに、PCB<sup>※</sup>（ポリ塩化ビフェニル）による人への健康被害や生態系への悪影響などの問題が発生しています。

このようなことから、化学物質についての情報の収集や提供に努めるとともに、有害化学物質の実態把握や排出抑制のための規制・指導などを行っています。

No.	環境指標	目標	目標年度
15	<b>ダイオキシン類測定値</b>	環境基準以下を維持	平成29年度

ダイオキシン類は、環境大気、環境水質、河川底質、環境土壌、地下水の5種類の対象について環境基準が設定されています。全対象、全調査地点で環境基準値以下の維持を目標とします。

#### ● 環境指標・目標の実施・達成状況について

No.	年度	現状	実施・達成状況
15	平成22年度	全地点で環境基準以下	☆
	平成23年度	全地点で環境基準以下	☆

平成23年度においても、全対象、全調査地点で環境基準値以下を維持しました。今後も、有害化学物質の情報収集・実態把握に努めるとともに、環境基準値以下の維持のための常時監視や、事業所への立入検査・指導を行います。

### (3)-①現況調査の実施

#### ◆ダイオキシン類等調査事業

[環境保全センター]

市民の生活環境を保全するため、環境中のダイオキシン類による汚染状況を監視し、環境への排出低減化の指導を行いました。

#### 【平成23年度ダイオキシン類調査結果】

調査対象	調査状況	調査地点	調査結果	環境基準
環境大気	季節毎、年4回	開成地区	0.01pg-TEQ/ m <sup>3</sup>	0.6pg-TEQ/ m <sup>3</sup>
環境水質	季節毎、年4回	逢瀬川	0.40pg-TEQ/L	1pg-TEQ/L
		大滝根川	0.09pg-TEQ/L	
河川底質	夏季、冬季、年2回	逢瀬川	3.80pg-TEQ/g	150pg-TEQ/g
		大滝根川	1.98pg-TEQ/g	
環境土壌	市内の公園、小学校及び事業場周辺土壌	小山田小学校	0pg-TEQ/g	1,000pg-TEQ/g
		小原田小学校	0.04pg-TEQ/g	
		安積第三小学校	0.05pg-TEQ/g	

#### 4. 「すこやかで安らぎのある暮らしを創る」～快適な生活環境の確保と創造～

調査対象	調査状況	調査地点	調査結果	環境基準
		芳山公園	3.20pg-TEQ/g	
地下水	市内 10km メッシュ 16 地点をローリング方式により、毎年 2 地点	熱海町地内	0.05pg-TEQ/L	1pg-TEQ/L
		逢瀬町地内	0.06pg-TEQ/L	

※毒性等量(TEQ: Toxicity Equivalency Quantity)

ダイオキシン類においてはその種類が 200 種類以上あり、毒性も様々です。よって、その中で最も毒性の強い「2, 3, 7, 8-テトラクロロジベンゾ-パラジオキシン」の毒性を 1 とし、その他のダイオキシン類の毒性の強さを換算し、それらを足し合わせたものがTEQとして表現されます。

#### ◆地下水及び土壌汚染調査[再掲]

別記 4 - (2) - ① (P 63) 参照

#### ◆住居衛生対策事業

[保健所生活衛生課]

シックハウス症候群や化学物質過敏症が問題となっていることから、市民の健康で快適な生活環境の確保のため、住環境についての調査及び啓発活動を行いました。

◇平成 23 年度事業内容

- ・快適住まいの相談事業

[相談件数] 1 件

[調査項目] 温度、ホルムアルデヒド濃度、粉塵量、VOC 濃度、ダニアレルゲン量等

- ・出前講座 1 件

### (3)-②発生源対策

#### ◆廃棄物の不法投棄・不適正処理の監視指導事業[再掲]

別記 4 - (1) - ④ (P 59) 参照



#### ◆小・中学校環境衛生保全事業

[学校管理課]

小中学校の室内環境の保全を図るため、空気環境衛生検査（シックハウス）、ダニアレルゲン対策を実施しました。

◇平成 23 年度事業内容

- ・検査実施校：小学校 8 校 (21 箇所)、中学校 1 校 (1 箇所)

### (3)-③情報提供及び規制・指導

#### ◆ダイオキシン類等調査[再掲]

別記 4 - (3) - ① (P 69) 参照

#### ◆有害物質の地下浸透による水質汚濁防止対策

[環境保全センター]

有害物質及び油類による地下水汚染を未然に防止するため、有害物質取扱事業場等に対し地下浸透の禁止について指導を行いました。

#### ◆地下水及び土壌汚染調査 [再掲]

別記 4 - (2) - ① (P 63) 参照

#### (4) 快適な生活空間の確保と創造

快適でうるおいのある生活環境を確保するため、道路、河川、公園などの公共空間から民有地に至るまで、全市的な緑化を推進します。また、豊かな生活環境をつくりだしていくうえで不可欠である本市の歴史文化的環境の保全や魅力ある景観の形成に努めます。

さらに、安全・安心な生活環境の確保のため、自然災害に備えたまちづくりを推進します。

No.	環境指標	目標	目標年度
16	<b>公園整備面積</b>	342ha	平成29年度
新たに整備した公園を加えた都市公園の面積。まちにゆとりとうるおいを与える公園の整備を進めます。			

No.	環境指標	目標	目標年度
17	<b>景観形成に関する基準等が認定されている地区数</b>	5地区	平成29年度
景観づくり重点地区、住民協定（三軒協定、まちなみ協定）、地区計画等を定めた地区数。良好な景観形成を推進します。			

#### ● 環境指標・目標の実施・達成状況について

No.	年度	現状	実施・達成状況
16	平成22年度	334.21ha	○
	平成23年度	336.33ha	○
公園整備面積については、順調に整備は進んできています。今後も、特色のある公園・緑地等の整備を進めるとともに、既存公園の再整備や維持管理に努めます。			

No.	年度	現状	実施・達成状況
17	平成22年度	3地区	○
	平成23年度	3地区	○
平成23年度については、基準等が設定された地区はなかったものの、計画通りに地区数は推移しています。今後も、一層の普及啓発活動を展開し、市民を主体とした協働による景観づくりの推進を図ります。 認定されている地区：①郡山市猪苗代湖湖岸周辺景観づくり重点地区 ②安積町田向地区 ③向河原地区			

(4)-①都市の緑の保全と創造

◆**街区公園整備事業**

〔公園緑地課〕

新規街区公園の用地取得を行い、次年度以降の整備計画の策定を行いました。

◇平成 23 年度事業内容

- ・(仮称) 神明下公園 用地取得

◆**花壇整備事業**

〔公園緑地課〕

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響等により休止しました。

◆**花かおる公園事業**

〔公園緑地課〕

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響等により休止しました。

◆**公園桜咲く事業**

〔公園緑地課〕

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響等により休止しました。

◆**公園機能保全事業**

〔公園緑地課〕

老朽化した公園の利用環境の改善を図るため、改修が必要な公園の計画を検討しました。

◆**ちびっ子広場機能保全事業**

〔公園緑地課〕

震災に伴い事業費の見直しを行い、事業を休止しました。

◆**公園トイレ整備事業**

〔公園緑地課〕

水洗化やゆったり型トイレへの新築・改築により利用環境の改善を図りました。

◇平成 23 年度事業内容

- ・新池公園 (改修)
- ・菖蒲池公園 (下水道接続)

◆**水と緑のまちづくり基金**

〔公園緑地課〕

寄附金による基金への積立てを実施しました。

◇平成 23 年度事業内容

- ・寄附件数：6 件
- ・合計金額：3,467,581 円

◆**緑化重点地区総合整備事業**

〔公園緑地課〕

都市景観の形成や防災機能向上のため緑化重点地区の整備を実施しました。

◇平成 23 年度事業内容

- ・開成二丁目公園整備

◆**人・環境フェスタ in 郡山事業**

〔公園緑地課〕

人と自然環境のふれあいをテーマにした、市民参加型イベント「人・環境フェスタ 2011」を実施しました。

◇平成 23 年度事業内容

[日時] 平成 23 年 11 月 27 日 (日)

[場所] 郡山カルチャーパーク

[内容] 市民参加型の様々なイベントを各コーナーで実施

園芸教室、緑の相談、下水道相談、環境体験、水道水体験等

## 4.「すこやかで安らぎのある暮らしを創る」～快適な生活環境の確保と創造～

### ◆市有施設建設事業(施設緑化)

〔建築課〕

学校や公民館施設等の公共施設の建設において、設計段階から周囲環境との調和を図りながら樹木や生垣等を植栽し、緑化の推進に努めました。

◇平成 23 年度事業内容

- ・景観を考慮した生垣等の植栽整備を行うなど緑化推進に努めました。  
(中央公民館堤下分室改修周辺整備工事)

### ◆道路整備事業(街路樹)

〔道路建設課〕

幹線道路新設改良舗装工事において、歩道の植樹帯や植樹帯に植栽することにより緑化の推進を図りますが、平成 23 年度は該当がありませんでした。

### ◆フラワーロード推進事業

〔道路建設課〕

地域住民の方々に道路の植樹帯や植樹帯に花を植えてもらい、美しい都市空間の形成を図りました。

◇平成 23 年度事業内容

- ・熱海地区      ・大成地区      ・富久山地区

### ◆街路樹管理事業

〔道路維持課〕

市内幹線道路沿いの街路樹の消毒・剪定、除草、落葉清掃等の維持管理作業及び立ち枯れ樹木の伐採、補植工を行うとともに、新規路線への植栽を実施し、快適で潤いのある豊かな生活環境の整備推進を図りました。

◇平成 23 年度事業内容

- ・街路樹管理(剪定等)、落葉清掃、補植工、植樹工を実施

### ◆都市計画道路整備事業(街路樹整備)

〔都市計画課〕

ヒートアイランド現象の緩和や地球温暖化防止対策のため、街路樹の整備を推進しました。

◇平成 23 年度事業内容

- ・内環状線：ムサシノケヤキ (H=4.0m, C=0.15m) 37 本  
ドウダンツツジ(H=0.3m)5,432 本、(H=0.5m)2,687 本
- ・本町谷地林線：ハナミズキ (H=3.0m, C=0.15m, W=1.0m) 14 本  
キンモクセイ (H=3.0m, W=1.0m) 8 本

### ◆郡山市緑あふれるまちづくり事業

〔公園緑地課〕

様々な緑化事業を推進するため基金を設け、生垣を新設する際の助成などにより市民の緑化活動を支援しました。

◇平成 23 年度事業内容

- ・生垣設置助成：助成件数 17 件、生垣設置延長 306.9m
- ・緑化木交付(新築・出生)：新築記念 220 本、出生記念 257 本 合計 477 件  
緑化木交付(地域緑化用)：8 地区 118 本(ソメイヨシノ・クチナシ)
- ・緑化啓発用パンフレット等の配布
- ・緑の相談所及び園芸教室の開催
- ・苗木・草花の配布

### ◆都市緑化事業

〔公園緑地課〕

市民の緑化意識を高め、自発的な地域緑化の取組を促進することを目的に様々な事業を実施しました。

#### 4.「すこやかで安らぎのある暮らしを創る」～快適な生活環境の確保と創造～

◇平成 23 年度事業内容

・申請件数 1 件

設置延長：L=50m

[貸与資材]・プランター：25 個 ・土：34 袋 ・花苗：200 ポット

・各家庭で不要になった樹木等の情報を集め、樹木等を必要としている方々にそれらの情報を提供（緑のリサイクルデータバンク事業）：平成 23 年度利用実績なし

#### ◆明るいまちづくり推進事業(花いっぱい運動)

〔生涯学習スポーツ課〕

豊かで、活力ある地域社会を築いていくために、行政、市民、地域の参加と連携による「明るいまちづくり運動」事業の一環として、花いっぱい運動を推進しました。

◇平成 23 年度事業内容

・花の苗の配付（地区明るいまちづくり推進委員会、公民館を通じて、地域団体等に配付）

サルビア：4,000 ポット、マリーゴールド：5,000 ポット

・花いっぱいコンクールの開催

平成 23 年 6 月から 10 月まで開催（参加団体 239 団体）

### (4)-②歴史・文化的財産の保存・活用

#### ◆守山城跡史跡整備事業

〔文化課〕

市内で唯一石垣を持つ守山城跡は、本市の城郭研究や目で確認できる歴史資料として大変貴重なため、空堀の整備と石垣の保存、年 2 回の草刈り業務を行っており、整備計画（案）の検討に向けた条件整備をしました。

#### ◆大安場史跡公園管理運営事業

〔文化課〕

国指定史跡大安場古墳とガイダンス施設を核とした総合公園を運営し、多くの市民に郷土の歴史に触れていただきました。

◇平成 23 年度事業内容

・指定管理者制度による運営

・各種イベント・体験学習事業の実施（古墳祭り、発掘体験、古代食づくり、勾玉づくり等）

#### ◆風土記の丘公園整備事業

〔文化課〕

豊かな自然と共生しながら、美術館を核とした新文化ゾーンの形成と、蒲倉古墳群との融合を図り、自然と芸術と歴史が共生する公園の整備を行うための準備を進めました。

#### ◆保育所地域活動事業[再掲]

別記 5 - (1) - ② (P 8 8) 参照

#### ◆伝統文化伝承育成支援[再掲]

別記 5 - (1) - ② (P 8 8) 参照

#### ◆民俗芸能伝承保存事業

〔文化課〕

指定無形民俗文化財の上演状況を、映像により記録保存しています。

◇平成 23 年度事業内容：事業実績なし

#### ◆指定文化財保護育成事業(指定無形民俗文化財)

〔文化課〕

指定無形民俗文化財の保護団体に対し、保護活動を援助するため奨励金を交付し、文化財の保護と育成を図りました。

## 4.「すこやかで安らぎのある暮らしを創る」～快適な生活環境の確保と創造～

◇平成 23 年度事業内容

- ・指定無形民俗文化財保存団体奨励金交付  
1 団体×500,000 円＝ 500,000 円    1 団体×400,000 円＝ 400,000 円  
16 団体×100,000 円＝1,600,000 円    計 18 団体 2,500,000 円

### ◆埋蔵文化財周知紹介事業

〔文化課〕

埋蔵文化財の適切な保存・活用を図り、広く市民の歴史・文化への理解を深めるため、考古・歴史資料展示事業、文化財等学習サポート事業、文化財出前展示事業等を行いました。

### ◆古文書筆耕事業

〔文化課〕

近代郡山の発展の礎となった安積開拓事業を後世に伝えるため、開成館に収集保管されている古文書の筆耕を行うとともに、開成館の展示内容の充実を図りました。また、歴史資料館において常設展や企画展を通して広く市民に郡山の歴史を理解していただくよう努めました。

◇平成 23 年度事業内容

- ・筆耕作業：「今泉家文書」6 冊、「守山藩御用留帳」7 冊
- ・歴史資料館企画展「郡山の地租改正」

## (4)-③魅力ある景観の形成

### ◆都市景観形成事業

〔開発建築指導課〕

周辺景観に与える影響が大きい大規模行為や景観づくり重点地区における一定規模以上の行為に対して助言・指導を行い、また、推進員の研修会を通じての市民意識の啓発・高揚を図るなど、良好な景観形成を推進しました。

◇平成 23 年度事業内容

- ・大規模行為届出：103 件
- ・大規模特定行為事前協議：9 件
- ・助言件数：14 件
- ・猪苗代湖湖岸周辺重点地区における行為の届け出：3 件
- ・猪苗代湖湖岸周辺重点地区における重点地区大規模特定行為事前協議：0 件
- ・助言件数：1 件
- ・景観づくり推進員研修会：3 回
- ・景観まちづくり賞：東日本大震災により中止

### ◆中心市街地空き店舗活用支援事業

〔商工振興課〕

郡山市中心市街地活性化基本計画における重点整備地区内の商店街において、空き店舗等を集客力向上や商店街の活性化のために活用する事業に対し助成を行い、中心市街地内の空き店舗の解消に取り組む団体を支援しました。

◇平成 23 年度事業内容

- ・中心市街地空き店舗活用支援事業実施団体への補助（1 団体／4 店舗）

### ◆商業起業家支援事業

〔商工振興課〕

郡山市中心市街地活性化基本計画における重点整備地区内の商店街において、空き店舗を活用し、将来、開業意思のある者を入居させ、経営指導を行うチャレンジショップを実施する事業に対し助成を行い、起業家支援に取り組む団体を支援しました。

◇平成 23 年度事業内容

- ・商業起業家支援事業実施団体への補助（1 団体／2 店舗）

## 4.「すこやかで安らぎのある暮らしを創る」～快適な生活環境の確保と創造～

### ◆屋外広告物許可制度

〔開発建築指導課〕

屋外広告物について必要な規制・指導等を行うことにより、良好な景観、風致を維持し、公衆に対する危害の防止を図りました。

◇平成 23 年度実績

- ・屋外広告物の許可：653 件（新規許可：90 件、更新許可：563 件）
- ・屋外広告物の簡易除却：3,947（はり紙 3,244 件、はり札 700 件、立看板 3 件）
- ・屋外広告業の登録及び特例届出：84 件（登録 2 件、特例届出 82 件）
- ・屋外広告物講習会の開催（郡山市、福島県、いわき市の共同開催）

### ◆用途地域の指定

〔都市計画課〕

用途地域は、良好な都市環境の形成や機能的な都市活動の確保を目的として、建築物の用途、大きさ（容積率・建ぺい率）、高さなどを規制・誘導する都市計画の制度であり、本市では 10 種類の用途地域を指定しております。

- ・第一種低層住居専用地域： 812.6ha
  - ・第一種中高層住居専用地域：1,318.0ha
  - ・第二種中高層住居専用地域： 246.5ha
  - ・第一種住居地域： 1,540.5ha
  - ・第二種住居地域： 434.8ha
  - ・近隣商業地域： 337.6ha
  - ・商業地域： 270.5ha
  - ・準工業地域： 582.5ha
  - ・工業地域： 582.6ha
  - ・工業専用地域： 759.6ha
- 計 6,885.2ha

## (4)-④自然災害に備えたまちづくり

### ◆浸水対策事業(排水路整備)

〔道路維持課〕

近年、土地利用の高度化により、都市部及びその周辺部における状況が変化しており、低地で危険性のある地域にまで人家が集中し、洪水等による災害が発生しています。このため、集中豪雨や台風等によって水害の発生が予想される箇所を調査するとともに、浸水の恐れのある地域の水路を整備し、水害への安全度を向上させ、良好な市街地整備及び生活環境整備の促進を図りました。

◇平成 23 年度事業内容

- ・排水路の整備延長 498m

### ◆水路・側溝整備事業

〔道路維持課〕

側溝の質的改良及び水路施設の整備を推進し、災害に強く快適な生活環境づくりを図るため、市内側溝・単独水路の整備工事を実施しました。

◇平成 23 年度事業内容

- ・市内各所の水路・側溝整備

### ◆総合治水対策事業(愛宕川調節池整備事業)[再掲]

別記 3 - (4) - ① (P 5 0) 参照

### ◆公共下水道雨水対策整備事業

〔下水道建設課〕

近年の急激な都市化に伴い、浸水による被害が頻発していることから、雨水幹線及びポンプ場の整備を図り、浸水被害の軽減に努めました。

#### 4.「すこやかで安らぎのある暮らしを創る」～快適な生活環境の確保と創造～

◇平成 23 年度事業内容

- ・整備面積：56.4ha

≪平成 23 年度までの整備状況≫

- ・整備済面積：1,839.1ha（全体計画：6,553ha、事業認可：5,501ha）
- ・雨水ポンプ場（6 箇所）：梅田ポンプ場、水門町ポンプ場、古川ポンプ場、横塚ポンプ場、古垣ポンプ場、五百淵ポンプ場

#### ◆新・合流式下水道緊急改善事業[再掲]

別記 3－（1）－②（P 4 1）参照

#### ◆雨水流出抑制施設整備促進事業

〔下水道維持課〕

洪水、浸水被害の軽減及び水資源の有効活用を図るため、下記の費用の一部を補助するものです。しかしながら、今年度は東京電力福島第一原子力発電所事故の放射能の影響により事業を休止しました。

- ①公共下水道への接続により不用となった浄化槽を雨水流出抑制施設に転用する工事又は新たに雨水流出抑制施設を設置する工事の費用
- ②雨水浸透ますを設置する工事の費用
- ③雨水貯留タンク（100ℓ以上）を購入する費用

≪平成 8 年度からの累計≫

1,721 件（雨水貯留量 3403.8 m<sup>3</sup>）

#### ◆浸水ハザードマップ作成事業

〔下水道総務課〕

平成 23 年 8 月 25 日から 26 日までの日程で先進地視察を実施し、浸水想定図作成のための浸水想定手法の検討や、作成後の活用方法等について調査研究しました。

8 月 25 日 愛知県岡崎市

8 月 26 日 千葉県印西市 東京都杉並区

#### ◆道路整備事業(橋りょう整備)

〔道路建設課〕

橋りょうの耐震工事を行いました。

◇平成 23 年度事業内容

- ・左内橋

#### ◆緑化重点地区総合整備事業[再掲]

別記 4－（4）－①（P 7 2）参照

#### ◆水害対策推進事業

〔河川課〕

ハザードマップの増刷、避難案内看板等の設置等、ソフト面での水害対策を実施しました。

◇平成 23 年度事業内容

- ・避難案内看板設置： 10 基

#### ◆河川防災ステーションの活用

〔河川課〕

富久山町久保田地内にある河川防災ステーションには、緊急時の水防活動を迅速かつ効果的に行うため、水防資材を常時備蓄しています。

#### ◆防災連絡体制推進の取り組み

〔消防防災課〕

災害時に備え、総合行政ネットワークの活用などにより情報の一元化及び情報の共有化体制の整備を図りました。

#### 4. 「すこやかで安らぎのある暮らしを創る」～快適な生活環境の確保と創造～

##### ◆災害時の情報連絡体制整備事業

〔消防防災課〕

FAXによる防災関係機関、自主防災組織等への災害時情報の一斉提供及び「災害時における報道に関する協定」などを締結している放送報道機関8社による避難情報等の災害情報の提供など、災害時における市民との連絡体制及び情報提供の強化により被害の未然防止・軽減を図りました。

◇平成23年度実績

台風15号に伴う水害に関する情報提供

- ・町内会へのFAX
- ・郡山市災害対策本部からの報道依頼

##### ◆「市民防災リーダー」養成事業

〔消防防災課〕

防災知識や技術を習得した「防災リーダー」を養成して防災活動の牽引者となってもらい、「災害に強いまちづくり」を推進しました。

◇平成23年度事業内容

東日本大震災及び台風15号による水害対応のため休止

##### ◆耐震性貯水槽利用体制整備

〔消防防災課〕

飲料水兼用耐震性貯水槽の設置目的や設置箇所について、きらめき出前講座や自主防災組織の説明会等の機会をとらえて周知を図りました。また、ライフライン関係情報として市ウェブサイトに掲載しました。

##### 【参考：飲料水兼用耐震性貯水槽設置箇所一覧】

設置箇所	所在地	容量(t)
希望ヶ丘団地	希望ヶ丘1	100
芳賀小学校	芳賀一丁目20-17	50
四ツ長公園	安積二丁目131	50
行健小学校	富久山町久保田字久保田23-1	50
開成山公園	開成一丁目5	50
西部公園	柏山町108	50
酒蓋公園	深沢二丁目291	50
香久池公園	香久池一丁目304	50
西ノ内公園	西ノ内二丁目265	50
緑ヶ丘ふれあいセンター	緑ヶ丘東三丁目1-21	50
郡山消防署	堂前町5番16号	50
荒井中央公園	安積町荒井字南大部28-4	50
郡山駅西口駅前広場	駅前二丁目3-1	50
21世紀記念公園	麓山二丁目64	50
芳山公園	虎丸町231	50
合計		800

#### 4. 「すこやかで安らぎのある暮らしを創る」 ～快適な生活環境の確保と創造～

##### ◆知って安心、耐震性貯水槽(耐震性貯水槽操作訓練事業)

[水道局配水課]

災害時、市民への円滑な飲料水供給のため、地域住民とともに、市内 15 か所に設置している耐震性貯水槽の操作訓練を行いました。

平成 23 年度 耐震性貯水槽操作訓練実績表

1 回目	11 月 3 日 (木)	西部公園	参加人数	65 名
2 回目	2 月 10 日 (金)	行健小学校 職員駐車場内	参加人数	53 名



「知って安心、耐震性貯水槽」(耐震性貯水槽操作訓練)の様子

## 5. 「学び、考え、行動する」 ～環境教育・学習の推進～

## (1) 環境教育・学習の場や機会の充実

家庭、地域、学校、職場などにおける環境教育・学習を推進するとともに、遊びや体験を通して環境について学べる場や公民館活動など、あらゆる場・機会の活用と、それらの連携を図ることにより、積極的な環境教育・学習の推進に取り組みます。

No.	環境指標	目標	目標年度
18	「どこでも環境教室」 開催回数	60回	平成29年度
市民の環境への関心や意識を高めることを目的に実施する、環境に関する出張講座「どこでも環境教室」の開催回数の増加を図ります。			

No.	環境指標	目標	目標年度
19	水生生物による 水質調査参加者数	1,600人	平成29年度
身近な河川で、水生生物を調べることにより水質を判定する水質調査に参加した児童・生徒の数。支援の充実などにより参加者数の増加を図ります。			

## ●環境指標・目標の実施・達成状況について

No.	年度	現状	実施・達成状況
18	平成22年度	35回	△
	平成23年度	19回	△
平成23年度は、震災および原発事故の影響により、公民館や学校等での活動が大幅に減ったことにより、開催回数が減少し、目標値である開催回数60回を達成することができませんでした。地球温暖化や生活排水の問題への関心や意識を高め、市民一人ひとりが対策に取り組んでもらえるように、今後より一層学校や公民館利用者等の市民団体への働きかけを強化することにより「どこでも環境教室」の参加者増加に努めます。			

No.	年度	現状	実施・達成状況
19	平成22年度	1,480人	○
	平成23年度	829人	△
平成23年度においては、原発事故の影響による屋外活動の自粛等により、参加人数は大幅に減少しました。今後は除染の状況や安全に留意しながら、地域の環境活動を支えるエコリーダーやエコサポーターの育成を図り、より多くの地域での環境保全活動の広がりを推進していきます。			

## 5. 「学び、考え、行動する」 ～環境教育・学習の推進～

### (1)-①場の充実

#### ◆清掃施設への見学者の受け入れ

〔清掃課〕

環境教育・学習に活用できる清掃施設の充実を図るとともに、見学者の受け入れのための体制の整備に努めました。

【平成 23 年度実施内容】

施設名称	受け入れ件数	見学者数(人)
富久山クリーンセンター 同リサイクルプラザ	33	2,128
河内クリーンセンター	22	897
河内埋立処分場	2	10
合 計	56	3,029

#### ◆各施設の活用

環境教育・学習に活用できる施設の充実を図るとともに、各施設において見学者受け入れの体制整備に努めました。

【平成 23 年度実施内容(市民利用施設を除く)】

施設名称	受け入れ件数	見学者数(人)
湖南浄化センター	1	18
豊田浄水場	-	-
堀口浄水場	-	-
荒井浄水場	-	-

※浄水場については、東日本大震災による施設の被害や浄水発生土の場内保管、また堀口浄水場での浄水施設統合事業による工事のため、全浄水場の施設見学を休止しました。

#### ◆水辺空間整備事業[再掲]

別記 3 - (4) - ① (P 5 0) 参照

#### ◆五十鈴湖水質浄化事業[再掲]

別記 3 - (4) - ① (P 5 0) 参照

#### ◆せせらぎこみちの活用

〔下水道維持課〕

せせらぎこみちは、地下部には雨水排水路と防火貯留水槽を設置して都市防火用水の機能を持たせるとともに、地上部には浄化した雨水をせせらぎとして流し、遊歩道、植栽やあずまやなど設けて親水空間を整備し、水と緑あふれる憩いの場として多くの方に利用されています。

しかしながら、今年は震災及び福島第一原子力発電所の事故のため、せせらぎこみちの通水を見合わせ、さらに創造開拓チャレンジ事業「せせらぎクリーン大作戦」の事業についても見合わせました。

◇平成 23 年度事業内容

- ・清掃、除草作業及び緑地管理業務委託  
(社) 郡山市シルバー人材センター外 2 社へ外部委託

#### ◆観光登山道等整備事業[再掲]

別記 2 - (1) - ① (P 3 0) 参照

◆守山城跡史跡整備事業[再掲]

別記4－(4)－②(P74)参照

◆大安場史跡公園管理運営事業[再掲]

別記4－(4)－②(P74)参照

◆布引高原周辺観光地整備事業

〔観光物産課〕

風力発電所建設に伴い、布引高原周辺を観光地として整備しました。

- ◇平成23年度事業内容
- ・仮設トイレの設置

◆紅枝垂地蔵ザクラ周辺整備事業

〔観光物産課〕

観光客等に対する環境教育・学習の場及び利便性の提供を図ることを目的として、引き続きシーズン時のトイレリース整備を行いました。

- ◇平成23年度事業内容
- ・仮設トイレリース

◆雪村庵周辺整備事業

〔観光物産課〕

地域から要望が出ているトイレの整備に向け、地元との協議を行いました。

◆学校における環境教育の推進

〔学校教育課〕

全小・中学校において、環境教育全体計画を作成しました。

各学校は、計画に基づき各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等において、環境保全や環境問題に係る指導を展開しております。

特に、平成19年度から実施している森林環境学習の取り組みでは、森林観察や探検を通して森林財産の価値、保護意識等を高めることができました。また、地球温暖化防止のための「福島議定書」事業へ参加を呼びかけ、環境教育推進に向けた取り組みを行っています。

平成23年度の森林環境学習は、震災の影響により県の予算の内示が2学期に延期されたため、30校の予定校のうち、11校のみ実施しました。「福島議定書」事業への参加については、小学校50校、中学校24校の計74校(86%)が参加しました。このような中、「福島議定書」事業における優秀団体として小学校1校、中学校1校が優秀賞、小学校4校が入賞を受賞するなど環境教育に対する意識が高まっております。

(1)-②機会の提供

◆環境家計簿[再掲]

別記1－(1)－②(P20)参照

◆新エネルギー導入促進事業[再掲]

別記1－(1)－③(P22)参照

◆駅前観望会

〔ふれあい科学館〕

天体望遠鏡などを使用し、気軽に参加でき、宇宙への興味関心を高める自由参加形式の天体観望会を駅前で開催しました。

- ◇平成23年度事業内容

〔開催場所〕郡山駅西口駅前広場

## 5. 「学び、考え、行動する」 ～環境教育・学習の推進～

[参加者数] 460名

[開催日] 平成23年 5月7日(土)、6月11日(土)、7月9日(土)、8月6日(土)、9月3日(土)、  
10月1日(土)、11月5日(土)

平成24年 3月17日(土)

※悪天候で4回中止、1回途中で終了

### ◆星の宅配便

[ふれあい科学館]

ふれあい科学館の職員と天文ボランティアが天体望遠鏡を持参して市内の各地区に出向き、星空の観察などを行う観望会を、市内地域公民館との共催により開催しました。

◇平成23年度事業内容

- ・平成23年10月8日(土) 西田公民館 (30名)

### ◆調査活動(星空等)

[ふれあい科学館]

市民に対し、星空、宇宙を通して地球環境や大気汚染を伝える活動を実施しました。

市民参加型による、郡山市における環境の実態把握の調査活動は、東日本大震災のため実施を見送りました。

### ◆夏休みこおりやま親子発見探検ツアー

[広聴広報課]

市民の市政参加の一環として、市の施設等を見学、体験をしながらまちづくりへの理解を深めることを目的として実施しました。

◇平成23年度事業内容

- ・実施回数：4回(8月2、3、9、10日)

- ・参加者 70人

[Aコース] 県農業センター(施設見学)～湖南高原そば道場(そば打ち体験)  
～布引風の高原

[Bコース] 文学の森資料館～ふれあい科学館～美術館

### ◆親子体験学習のつどい

[少年湖畔の村]

小学生を持つ親子20組40名を対象に、自然や人、伝統文化とのふれあいを通じ、親子の絆を深め、心身ともにたくましい青少年を育むことを目的として、親子体験学習の集いを、年2回実施しました。

◇平成23年度事業内容

- ・そば打ち体験 平成23年10月29日(土)～平成23年10月30日(日)

1泊2日 参加者：7組20名

- ・そば打ち体験 平成23年11月19日(土)～平成23年11月20日(日)

1泊2日 参加者：5組12名

### ◆コメ紀行 親子体験教室

[少年湖畔の村]

小学生を持つ親子30組60名を対象に、農業体験と収穫を通して自然の恵みや食の大切さを感じるとともに、親子の絆を深め心身ともにたくましい青少年を育むことを目的として、年7回にわたって作業を実施しております。なお、作業は人力で行い、農薬等を使用しないなど環境悪化防止に配慮して行っています。

◇平成23年度事業内容

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響等により休止しました。

◆親子体験「エコ教室」

〔総合教育支援センター〕

地球温暖化、資源のリサイクルといった今日的な環境問題の啓発について、その課題解決のための具体的な活動を親子やこどもの体験活動プログラムに取り入れることによって、環境保全に主体的にかかわろうとする気持ちを育てました。

◇平成 23 年度事業内容

- ・第 1 回：親子体験「エコ教室① 染め物」
- ・第 2 回：こども体験「エコ教室② 割り箸から紙作り」

◆地区・地域公民館における体験教室・講座等

〔中央公民館〕

市民の多様な学習ニーズに応えるため、市内の 40 公民館において生涯にわたる学習機会の提供を行っていますが、青少年対象事業や野外活動、各種学級・講座において環境をテーマとした講義を入れるなど、環境保護を目的とした講座等を実施しました。

◆親子ふれあい自然探検事業

〔中央公民館〕

平成 23 年 10 月 16 日（日）に、中型バス 2 台で、親子 20 組、自然保護指導員 2 名、公民館職員 4 名により、中地大仏のけやき、猪苗代湖・布引高原での自然観察を実施しました。

自然形成の歴史、植物、野鳥、小動物、昆虫など観察をしながら、自然保護の理念を学習し、集団でのマナーの育成や家族のコミュニケーションの充実が図られました

◆親子かんきょう教室

〔生活環境課〕

東日本大震災の影響により規模を縮小し、猪苗代湖岸クリーンアップ作戦として猪苗代湖岸の清掃を行いました。

◇平成 23 年度事業内容

- [日 時] 平成 23 年 10 月 15 日（日）
- [場 所] 湖南町
- [内 容] 猪苗代湖岸の清掃
- [参加者] 44 人

◆環境体験事業(かんきょう楽習塾)

〔生活環境課〕

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響等により休止しました。

◆こどものもり公園自然体験事業

〔公園緑地課〕

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響等により休止しました。

◆森林環境交付金事業[再掲]

別記 2 - (1) - ① (P 30) 参照

◆猪苗代湖の水を守りたい事業

〔水道局総務課〕

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響等により休止しました。

◆水源の森づくり事業(親子植林体験)

〔水道局浄水課〕

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響等により休止しました。

◆湖まつり

〔観光物産課〕

水と緑に恵まれた湖南地区の豊かな自然と景観を生かしながら、自然環境の保全やその有効性を図り、調和のとれた観光の振興と地域の発展を象徴するまつりとして猪苗代湖で実施しました。

◇平成 23 年度事業内容

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響等により休止しました。

## 5. 「学び、考え、行動する」 ～環境教育・学習の推進～

### ◆クリーンフェスティバル[再掲]

別記4-(1)-①(P54)参照

### ◆郡山市成人のつどい(エコイベントの開催)

〔生涯学習スポーツ課〕

大人になったことを自覚し、自ら生き抜こうとする新成人を祝い励ますとともに、互いに祝福し合い、夢と希望を語り合うつどいの場として開催した成人のつどいの実施に際し、企画の段階から、環境に配慮したイベント開催を視野に入れて内容の検討を行い、事業を実施しました。

記念品にエコ商品を取り入れる、イベントにかかる電力にグリーン電力を使用、来賓・列席者へ節車の呼びかけ、スーパー環太郎による環境に対する啓蒙活動、配布物を少なくすることによるゴミの減量促進等に取り組み、うつくしまエコイベントにも5つ星で認定されました。

◇平成23年度実績

- ・記念品：エコバッグ(3,400セット)
- ・グリーン電力の使用：バイオマス発電1,000kWh分
- ・ペットボトルキャップの回収(63kg)

### ◆環境に関する出張講座「どこでも環境教室」

〔生活環境課〕

環境に関する講座メニューを用意し、小中学校・高校及び市民等の申し込みを受け、市職員だけでなく賛同いただく企業・団体等の方を講師として、市内のどこへでも出張して講座を行うことにより、環境保全への意識の高揚を図ることを目的に実施しました。

◇平成23年度事業実績

- ・実施回数 19件
- ・受講者数 937人

#### 【参考：平成23年度「どこでも環境教室」メニュー】

小学校・中学校・高校向け			
No.	講座名(講座担当)		対象
S-1	「郡山市のかんきょう」を学ぼう！(生活環境課)		小中学生
S-2	エコ・クッキング講座(東部瓦斯(株)福島支社)		小学5・6年生
S-3	きれいな水を取り戻すために(生活環境課)		小中学生
S-4	みんなで減らそうCO <sub>2</sub> ！～ストップ地球温暖化～(生活環境課)		小中高生
S-5	わたしたちとごみ(清掃課)		小学4年生以上
S-6	環境の現状を知ろう！(環境保全センター)	1 郡山市の大気環境	小中高生
		2 郡山市の水環境	
		3 ダイオキシンや環境ホルモン	
S-7	考えてみよう！ふるさと“郡山”の水のこと(日本大学工学部 中村玄正名誉教授)		小中高生
S-8	地球にやさしい新エネルギー(生活環境課)		小中高生
一般向け			
No.	講座名(講座担当)		
A-1	「郡山市のかんきょう」を学ぼう！(生活環境課)		
A-2	きれいな水を取り戻すために(生活環境課)		
A-3	みんなで減らそうCO <sub>2</sub> ！～ストップ地球温暖化～(生活環境課)		
A-4	亀倉さん家のエコライフ(主婦 亀倉宣子)		
A-5	わたしたちとごみ(清掃課)		
A-6	環境の現状を知ろう！(環境保全センター)	1 郡山市の大気環境	
		2 郡山市の水環境	
		3 ダイオキシンや環境ホルモン	

## 5. 「学び、考え、行動する」 ～環境教育・学習の推進～

A-7	サンパイってなに？（廃棄物対策課）
A-8	“ふるさと郡山”の美しい水環境を守るために （日本大学工学部 中村玄正名誉教授）
A-9	地球にやさしい新エネルギー（生活環境課）

※S-4については、幼稚園児・保育園児・小学校低学年対応可能です。

### ◆環太郎のエコあくしょん教室

〔生活環境課〕

市内保育所を訪問し、スーパー環太郎の着ぐるみとふれあいながら「地球を守る5つのおやくそく」について教室を実施しました。

◇平成23年度事業実績

実施施設 25か所（市立保育所）

参加人数 2,000人

実施期間 平成23年12月7日から平成24年2月7日まで

### ◆きらめき出前講座

〔生涯学習スポーツ課〕

市民が市政に関する理解を深め、市民の学習機会の拡充を図ることを目的として、市民などで構成する団体からの要望に基づき、市職員が講師として出向き専門知識を活かした講座を行いました。（環境以外の分野も含む）

◇平成23年度事業内容

- ・きらめき出前講座メニュー数：87メニュー
- ・申込件数：138件
- ・参加申込人数：5,354人

### ◆出前講座「わたしたちとごみ」の実施〔再掲〕

別記4－（1）－①（P54）参照

### ◆移動消費生活センター事業

〔市民安全課〕

消費生活に役立つ情報の提供を目的とした「移動消費生活センター」出前講座の中で、リサイクルをテーマに掲げた講座を申し込みに応じて実施し、市民の意識啓発を図りました。

◇平成23年度事業内容

- ・申込開催回数 1回
- ・受講人数 15人

### ◆人・環境フェスタ in 郡山事業〔再掲〕

別記4－（4）－①（P72）参照

### ◆森林環境交付金事業(教卓更新)〔再掲〕

別記2－（1）－①（P30）参照

### ◆子どもエコクラブ活動支援〔再掲〕

別記5－（2）－②（P93）参照

### ◆環境フェスティバル〔再掲〕

別記5－（2）－②（P94）参照

### ◆川の健康診断事業

〔生活環境課〕

「川の健康診断」は、河川にすむサワガニやカゲロウなどの「肉眼で見ることのできる大きさの様々な生物（指標生物）」を調べ、その結果から河川の水質をしらべるもので、河川に親しみ水環境保全の重要性を学ぶことを目的として、市内の小中学生等を対象に学校の近くの河川等で

## 5. 「学び、考え、行動する」 ～環境教育・学習の推進～

実施しました。

◇平成 23 年度事業内容

[実施時期] 平成 23 年 5 月から 10 月にかけて実施

[実施場所] 阿武隈川水系で 10 河川 91 地点、阿賀野川水系で 1 河川 1 地点

[参加者数] 5 団体(1 小学校、1 中学校、その他の団体 3) 延べ 829 名

### ◆アグリキッズクラブ

[営農推進課]

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響等により休止しました。

### ◆食糧問題啓発事業(学校農園奨励事業)

[農業委員会事務局]

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響等により休止しました。

### ◆郡山市小学校教育研究会環境教育研究部での取り組み

[学校教育課]

前年度に引き続き、研究主題「身近な環境に意欲的にかかわり、環境の理解を深めるとともに、環境の保全や創造のために主体的に行動できる児童を育成するための指導はどうあればよいか」について、研究を進めました。

◇平成 23 年度事業内容

[研究の成果]

#### ①地域素材を生かした教材化の在り方

大学の先生を招き、猪苗代湖における水質等について、具体的な調査結果を基にした話や水質保全のためにできることなど、実際に教材化につながる話を聞くことができました。

#### ②教科との関連を図った指導計画の工夫・改善

年間、夏と秋の 2 回の研修会において、各学校の環境教育への取り組みについて情報交換を行いました。震災後の状況下、各学校が様々な工夫をしていることが分かり有益でした。

#### ③地域や児童の実態に即した指導法の開発

東部森林公園において、施設の概要の説明を受けました。また、福島県の「もりの案内人」の方から、自然と関係を深めるための自然観察指導法を学び、指導法に関する研修を深めることができました。

### ◆花いっぱいコンクールへの参加

[各小中学校]

豊かな情操を育み、連帯意識の醸成を図ることを目的として、各学校が自主的に参加しました。

◇平成 23 年度事業内容

東日本大震災の影響により、学校花壇の部が中止になったため、参加校はありませんでした。

### ◆教育施設生ごみ再利用処理機設置事業[再掲]

別記 4 - (1) - ① (P 5 3) 参照

### ◆都市と農村交流促進事業

[農政課]

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響等により休止しました。

### ◆子ども農山漁村交流プロジェクト推進事業費

[農政課]

国の事業「子ども農山漁村交流プロジェクト」の開始に沿って設立した「郡山ふるさと田舎体験協議会」に補助金を交付し、受入体制の整備を図りました。

◇平成 23 年度事業内容

[交付団体] 郡山ふるさと田舎体験協議会

[交付金額] 100 千円

[活動内容] 料理講習会の開催

インストラクター研修会への参加  
 農家民宿申請指導  
 市内在住者を対象にした農業や自然体験実施

◆**こおりやままるごと給食の日事業**

〔農政課〕

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響等により休止しました。

◆**食料問題啓発事業(食と農に関するコンクール)**

〔農業委員会事務局〕

食糧・農業問題について意識を高めてもらうことにより、安全・安心な食生活の実現を図るため、市民及び市内に勤務されている方を対象に、写真・川柳・絵画コンクールを実施し、作品を募集・表彰しました。

◇平成 23 年度事業内容

「食と農に関する写真・川柳・絵画コンクール」

[応募期間] 平成 23 年 10 月 11 日～12 月 9 日

[応募総数] 写真の部 36 点、川柳の部 1550 点、絵画の部 80 点

[表彰式] 平成 24 年 1 月 29 日

[表彰数] 写真の部 7 点、川柳の部 21 点、絵画の部 10 点

◆**水道週間ポスター展**

〔水道局総務課〕

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響等により休止しました。

◆**保育所地域活動事業**

〔保育課〕

保育所の持つ子育てに関する専門的な知識等を地域住民のために提供するとともに、世代間のふれあい促進を目的とし、地域住民が参加できる郷土伝統芸能伝承、高齢者施設等との交流、季節の行事等を実施しました。

◇平成 23 年度事業内容

- ・実施箇所数 公立保育所 25 か所
- ・実施回数 計 130 回
- ・参加人数 8,741 名

◆**伝統文化伝承育成支援**

〔中央公民館〕

各公民館において、伝統文化や歴史の講座などを 22 件開催し、地域伝統文化の伝承・育成を図りました。

◇平成 23 年度事業内容

【伝統文化の継承】

- ・小原田甚句・太鼓・笛教室（小原田）・名倉太鼓伝承教室（名倉）・久留米伝承押し絵教室（久留米）・白岩たけのこクラブ（三春甚句）（東部）・たちばなお祭り広場（橘）・牛庭水まつり奉納踊り（安積）・フレッシュレディ！ふれあい太鼓とどろき講座（片平）・シニアうねめ太鼓講座（片平）・開湯子ども太鼓教室（熱海）・西田和太鼓教室（西田）・海老根手漉き和紙体験教室（中田）・柳橋歌舞伎ふれあい教室（中田）・中田太鼓教室（中田）

【地域の歴史の継承】

- ・あなたの知らなかった町の歴史（桃見台）・ふるさと歴史講座「郡山北部編」（富田）・市民学校「民話を語る」（永盛）・片平の歴史と文化講座「片平の館を学ぶ」（片平）・ぐるっと湖南新発見（湖南）・ぐるっと湖南めぐり中学 2 年生対象（湖南）・紙芝居をつくろう養成講座（湖南）・田村町史跡案内ボランティアガイド養成講座「たむら歴史人」講座（田村）・古文書講座（中田）

## 5. 「学び、考え、行動する」 ～環境教育・学習の推進～

### ◆環境推進員研修会

〔生活環境課〕

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響等により休止しました。

### ◆職員研修の実施

〔職員課〕

研修等への派遣を通して、環境行政に関わる職員の人材育成を行いました。

◇平成 23 年度実施状況

- ・財団法人 省エネルギーセンター

研修内容「エネルギー管理講習」平成 23 年 10 月 28 日(1 名)

### ◆専門職員研修

〔生活環境課・環境保全センター・清掃課・廃棄物対策課〕

環境調査研修所（環境省）等での研修に参加し、環境に関する専門知識の習得を図りました。

◇平成 23 年度参加研修

- ・環境調査研修所主催  
地球温暖化対策研修（一般コース）、廃棄物・リサイクル基礎研修、産業廃棄物対策研修、大気・交通環境研修、水質分析研修
- ・社団法人日本経営協会（NOMA）主催  
地方自治体の環境行政推進講座
- ・その他機関主催

廃棄物処理施設積算要領研修会、廃棄物行政実務者研修会、廃棄物処理施設技術管理セミナー、シンポジウム「低炭素社会の実現に向けて」、実務セミナー、ダイオキシン類ばく露防止対策特別教育講習、環境大気常時監視技術講習会、低周波音測定評価方法講習会

出張講座

出張講座「どこでも環境教室」

お呼びがかかれば、  
どこでも出張。（市内限定ね。）  
気軽に呼んでね。

市民の皆さんの  
環境への関心や意識を高めること  
を目的に、小中学校・高校や一般の方の  
申し込みに応じて、行政だけではなく、  
賛同いただく企業・個人の方が講師  
として出張し、無料で環境に関する  
講座を実施しています。

講座メニューは、  
郡山市ウェブサイトを見  
てね。実験などを交えた  
楽しい講座がいっぱいだよ。  
気軽に連絡してね！



## (2)人材の育成と連携の促進

環境教育・学習活動のリーダーとなる人材の把握・育成を図り、効果的な環境教育・学習を推進し、自発的な環境保全活動につながるよう努めます。

また、市民・事業者が行う自主的な環境保全活動を支援し、地域密着型・世代間交流型の取り組みの輪を広げるとともに、行政も含めた三者の連携・交流を推進します。

No.	環境指標	目標	目標年度
20	「こどもエコクラブ」 の登録者数	70クラブ 1,000人	平成29年度
子どもたちが地域で自主的な環境保全活動に取り組む「こどもエコクラブ」のクラブ数と会員数の増加を図ります。			

### ● 環境指標・目標の実施・達成状況について

No.	年度	現状	実施・達成状況
20	平成22年度	18クラブ 723人	△
	平成23年度	13クラブ 469人	△
平成23年度は、原発事故の影響による屋外活動の自粛等により、エコクラブの活動を行う団体が減少したことにより、登録者数も大幅に減少しました。今後、地域での自主的な取り組みを推進するための地域活動のリーダーを増やすことで活動の拡大に努めます。加えて、登録クラブの継続的な活動の推進を図ります。			

## (2)-①人材の育成・活用

### ◆環境モニター事業

〔生活環境課〕

毎年30名程度の市民を環境モニターとして委嘱し、研修会等の開催を通して環境の現状を認識していただきながら、環境に対する市民の方々意見を把握するとともに、今後の施策に反映させるよう努めるものとして実施しました。また、モニター経験者には、学んだことをそれぞれの地域において実践していただき、環境への取り組みにおける底辺の拡大を図りました。

### ◆エコサポーター養成講座

〔生活環境課〕

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響等により休止しました。

### ◆生涯学習きらめきバンク

〔生涯学習スポーツ課〕

さまざまな分野で活躍する指導者やボランティア、会員、グループ・サークルに、「きらめき達人先生」として登録いただき、活動の場を提供しました。(環境以外の分野も含む)

◇平成23年度事業内容

- ・情報提供：ホームページ、冊子による人材情報の提供
- ・人材登録：随時、登録者を受付
- ・人材情報の更新：平成24年2月～3月に登録者照会し、掲載内容を更新

## 5. 「学び、考え、行動する」 ～環境教育・学習の推進～

- ・登録者・団体数：283人・21団体
- ・登録メニュー：468件
- ・活動状況：12,546件

### ◆環境浄化推進員制度[再掲]

別記4－(1)－②(P56)参照

### ◆環境に関する出張講座「どこでも環境教室」[再掲]

別記5－(1)－②(P85)参照

## (2)-②環境保全活動の支援

### ◆郡山市エコ・オフィス認定事業[再掲]

別記1－(1)－②(P20)参照

### ◆中小企業金融対策事業(中小企業成長融資制度)

[商工振興課]

資金繰りの厳しい中小企業者の資金調達円滑化を目的として中小企業融資制度を設けており、その中でISO取得に係る融資制度(成長融資制度)を設けています。

◇平成23年度「成長融資」利用実績(新規)

3件 59,000千円

### ◆清掃用器具貸出に関する取り組み

[道路維持課]

道路側溝のふた上げ器具の貸出を行い、地域で行われる環境保全活動の支援に努めました。

### ◆地区で行われる環境保全活動支援

[各行政センター等]

地域における清掃活動への用品提供やごみの収集作業、道路側溝のふた上げ器具の貸出など、地域で行われる環境保全活動の支援に努めました。

### ◆河川クリーンアップ作戦[再掲]

別記3－(4)－③(P51)参照

### ◆かんきょう図書館

[生活環境課]

環境活動に必要な用品の貸し出しを行うことにより、市民の環境活動の一層の推進を図りました。

◇平成23年度事業実績

[利用件数] 3件

[利用者数] 13,001人

[延べ貸出・提供用品数] 15品目

【参考:平成23年度貸出・提供用品】平成24年3月現在

貸出用品(双眼鏡、実体顕微鏡、虫めがね等)	22種
貸出用パネル	15枚
貸出用ビデオ・DVD・CD	29本
貸出用紙芝居(専用舞台あり)	7種
貸出用書籍	299冊



エコまる(ウォークバルーン)

### ◆「環境活動ハンドブック」の改訂・配布

[生活環境課]

市民が環境保全等に関する活動に取り組みやすくなるよう、環境情報を集めたハンドブックの作成・配布を行い、環境活動の一層の推進を図りました。

- ◇平成 23 年度事業実績
- ・作成配布部数：500 部

#### ◆貸出用教材等整備事業[再掲]

別記 5 - (3) - ② (P 97) 参照

#### ◆市民活動団体への支援

[市民協働推進課]

ボランティアやNPOを始めとした市民活動団体等は、環境保全分野へも積極的に参加しており、人材育成及び環境に配慮した活動の実践など、行政とは違う視点から地域における様々な市民ニーズや課題解決に取り組んでいます。

市民活動サポートセンターでは、市民活動推進事業等を実施し、多くの市民に協働意識の醸成を図るとともに、自主的・主体的活動を促すため、活動の環境整備を図りました。

◇平成 23 年度事業内容

##### ○市民活動推進事業

- ・市民対象講演会の開催：平成 24 年 2 月 4 日、労働福祉会館大ホール、参加者 270 名
- ・市民活動交流サロンの開催：5 回開催 開催ビッグアイ 7 階会議室等 参加者延べ 54 名
- ・広報紙「あしすとばあく」の発行：3 回(8、11、3 月ごと)、各 1,500 部発行
- ・市民活動応援講座の開催：2 回開催(平成 23 年 9 月、平成 24 年 3 月) ビッグアイ 7 階会議室等、参加者延べ 41 名
- ・市民自主企画イベントサポート事業の開催：公共施設手配、広報協力、職員派遣等の事業協力、2 団体 3 事業

##### ○市民活動交流広場事業

平成 23 年度こおりやま市民活動交流フェスタの開催

平成 24 年 2 月 4 日・5 日 10 時～16 時 30 分：労働福祉会館 参加者延べ 600 名

同時開催：①市民活動顕彰事業（まちづくりハーモニー賞）表彰式 ②市民対象講演会  
③郡山市町内会等功労者表彰式 ④町内会加入率促進講演会

##### ○市民活動サポートメール発信事業

メールによる市民活動の情報等発信：毎月 1 回（基本 10 日）、計 12 回配信

##### ○市民公益活動総合補償保険制度事業

全市民対象とし、市民公益活動中の損害賠償責任事故及び傷害事故を補償

##### ○その他：各種相談窓口業務等

#### ◆ひとまちづくり活動応援事業

[市民協働推進課]

地域特有の歴史、文化、自然環境等の地域資源を生かした活動等、市民や市民活動団体を取り組む自主的・主体的な地域づくり活動に支援を行い、市民が主役の協働のまちづくりを推進しました。

##### ○情報提供

市民活動に対する支援事業（制度）の情報発信

市民活動ガイドブックの改訂（作成部数：3,000 部）

##### ○ひとまちづくり活動支援事業

- ・地域づくり活動支援事業 平成 23 年度補助団体：2 団体
- ・市民提案型活動支援事業 平成 23 年度補助団体：4 団体

##### ○郡山市市民活動推進顕彰事業「まちづくりハーモニー賞」

平成 23 年度顕彰者数：8 団体

##### ○交流・連携事業

補助団体の事業成果展示「わくわくふれあいまちづくり」

開催期間：平成 24 年 3 月 23 日～3 月 27 日（市民ふれあいプラザ展示スペース）

## 5. 「学び、考え、行動する」 ～環境教育・学習の推進～

### ◆桜の里づくり事業

〔観光物産課〕

郡山市では「桜の里づくり」を提唱し、地域住民と一体となった観光地を作り出し更なる交流人口の増加を目指して、地域住民が実施する桜の植樹の際に苗木の配布を行うなど、自然を生かした観光地としての活用を図りました。

◇平成 23 年度事業内容

- ・桜の苗木配布：50 本

(内訳 熱海地区：20 本、中田地区：10 本、片平地区：10 本、湖南地区：10 本)

### ◆花壇整備事業[再掲]

別記 4 - (4) - ① (P 7 2) 参照

### ◆フラワーロード推進事業[再掲]

別記 4 - (4) - ① (P 7 3) 参照

### ◆郡山市緑あふれるまちづくり事業[再掲]

別記 4 - (4) - ① (P 7 3) 参照

### ◆都市緑化事業[再掲]

別記 4 - (4) - ① (P 7 3) 参照

### ◆こどもエコクラブ活動支援

〔生活環境課〕

将来を担う子どもたちの環境意識の高揚を図るため、自主的な環境活動を行うこどもエコクラブの活動に役立つ物品や情報を提供するなど活動を支援するとともに、小中学校や地域等に呼びかけ、規模の拡大を図りました。

◇平成 23 年度事業内容

- ・こどもエコクラブに登録した小中学生に、オリジナルキャップの配布、活動の参考となる冊子や環境調査機材の提供を行いました。

【平成 23 年度 市内こどもエコクラブ登録一覧表(登録順)】

No.	クラブ名	学校名等	参加者数(名) 子ども(サポーター)
1	オノファミリー	個人	2(2)
2	明健リバー・レスキュー隊	明健中学校	163(2)
3	三和小エコクラブ	三和小学校	20(1)
4	湖南エコクラブ	湖南小学校	23(5)
5	芳賀っ子エコクラブ	芳賀小学校	13(2)
6	イオン郡山フェスタ店チアーズクラブ	ジャスコ郡山フェスタ店	11(5)
7	片平小学校エコクラブ	片平小学校	42(5)
8	海老根エコクラブ	海老根小学校	9(1)
9	大成エコキッズ	大成地域公民館	9(2)
10	安積三小エコクラブ	安積第三小学校	24(1)
11	上小グリーンエコキッズ	上伊豆島小学校	24(2)
12	行健小エコクラブ	行健小学校	127(5)
13	パープルズ	個人	2(2)
合 計			469(35)

◆環境フェスティバル

〔生活環境課〕

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響等により休止しました。

(2)-③連携・交流の促進

◆環境に関する出張講座「どこでも環境教室」[再掲]

別記5-(1)-②(P85)参照

◆地球温暖化防止対策事業[再掲]

別記1-(1)-①(P18)参照

◆明るいまちづくり推進事業(花いっぱいコンクール)[再掲]

別記4-(4)-①(P74)参照

◆猪苗代湖水環境保全調査等対策事業[再掲]

別記3-(2)-①(P45)参照

◆猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会[再掲]

別記3-(2)-④(P47)参照

◆エコネット推進事業

〔生活環境課〕

環境保全に関心のある個人・団体等に呼びかけ、登録者へさまざまな情報を掲載したメールマガジンを発行し、情報を共有する場としてのネットワーク形成を図りました。

◇平成23年度事業内容

- ・メールマガジン毎月1回、年12回配信

◆各種団体などとの連携

実行委員会の組織や協議会、連絡会など各種団体と連携を図り、効果的な事業推進を行いました。

◇平成23年度事業内容

- 猪苗代湖水環境保全推進連絡会
- 猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会
- 人・環境フェスタ など

◆共催・後援事業

他団体等が開催する環境についてのイベント等の共催、後援により、連携し効果的な環境教育・学習を図りました。

◇平成23年度事業内容

○後援

- ・会津大学復興支援フォーラム「ITとスマートコミュニティー」  
主催：公立大学法人 会津大学

### (3) 環境情報の共有化

環境教育・学習の推進にあたっては、環境に関する正しい情報を適切に収集し、提供していくことが重要となります。

パンフレット・情報誌などのほか、インターネットなどさまざまな手段を活用し、積極的に環境に関する情報の収集・提供を行い、情報の共有化と有効利用を図ることにより、自らが気づき、環境にやさしい行動をするための知識を育みます。

No.	環境指標	目標	目標年度
21	環境コーナーの活用 ウェブサイトの充実	内容充実	平成29年度

環境に関する情報発信の拠点として市役所内に開設した「かんきょう学習コーナー」の活用やウェブサイトの充実により、市内の環境や地域環境の現状、環境にやさしい取り組みなど各種環境情報を広く提供し、情報の共有化に努めます。

#### ● 環境指標・目標の実施・達成状況について

No.	年度	現状	実施・達成状況
21	平成22年度	内容充実 ウェブサイト参照	○
	平成23年度	内容充実 ウェブサイト参照	○

平成23年度については、東日本大震災で被災した本庁舎の修繕等に伴う配置転換により、分庁舎1階のかんきょう学習コーナーの規模の縮小等を行いました。一方で、ウェブサイトやメールマガジンによる情報提供の充実を図りました。今後も、人々が環境問題に関心を持ち、自主的な環境活動への参加のきっかけとなるような情報提供に努めていきます。

### (3)-①情報の収集

#### ◆希少野生生物等の情報収集・提供[再掲]

別記2-(2)-①(P33)参照

#### ◆公共用水域水質調査[再掲]

別記3-(1)-①(P38)参照

#### ◆大気汚染、ダイオキシン等各種調査[再掲]

別記4-(3)-①(P69)参照

#### ◆調査活動等(星空等)[再掲]

別記5-(1)-②(P83)参照

#### ◆各種環境情報の収集

[生活環境課]

環境情報誌やインターネットなど、さまざまな方法により環境情報を収集するとともに、情報の有効活用を図るため、各種資料の収集に努め、「かんきょう学習コーナー」等を活用して一般市民へ配布を行いました。

◆我が家の省エネ大作戦事業

〔生活環境課〕

省エネに対して創意工夫して取り組んだ事例やアイデアを募集し、優秀であったものを表彰しました。

◇平成 23 年度事業実績

応募件数 75 件

表彰 最優秀賞 1 点

優秀賞 2 点

奨励賞 5 点

(3)-②情報の提供

◆マスメディアによる市政広報事業

〔広聴広報課〕

テレビ・ラジオ・新聞等のマスメディアを活用し、より幅広い層へ環境に関する市政広報を行い、市民意識の啓発を図りました。

◇平成 23 年度事業内容

【テレビ】

週間トピックス

くらしのセミナー「家庭の省エネ」(7/21)

【ラジオ】

わが家の省エネ大作戦アイデア募集 (7/21、23)

環境モニター募集 (9/3)

◆「広報こおりやま」「暮らしのガイドブック」等の活用

〔広聴広報課〕

毎月発行の「広報こおりやま」において環境の特集を組むことや、「暮らしのガイドブック」において環境の項目を設けるなど環境の啓発を行いました。作成にあたり、環境にやさしい大豆油インキと再生紙またはF S C 認証紙を使用しました。

◇平成 23 年度事業内容

・広報こおりやま

①環境特集：8 月（節電） ②情報ページ：随時掲載

◆かんきょう楽習コーナーの活用

〔生活環境課〕

多様化する環境問題の解決には、環境の現状や環境に配慮した取り組みなどについて、正しい情報を知り、理解を深めていくことが必要であり、そのためには様々な場や機会を活用し環境に関する情報を発信していくことが重要となることから、環境に関する情報を継続して発信していく拠点として市役所分庁舎 1 階に「かんきょう楽習コーナー」を設置し、定期的な展示内容の変更や最新の情報を提供するなど、コーナーの充実・活用を図りました。なお、平成 23 年度は、震災の影響で庁舎内の配置移動があり、展示スペースを縮小して実施しました。

◇平成 23 年度事業内容

・展示内容の充実、パンフレット、情報誌、啓発品の提供など

◆消費者啓発事業

〔市民安全課〕

◆石けん使用運動推進事業

人体への安全性や水質汚濁等の環境問題への対策の一つとして、市民に対して石けん使用を推進するための啓発活動を行う石けん使用運動連絡協議会と啓発活動を行い、市民への意識啓発を図りました。

◇平成 23 年度事業内容

・各種事業開催時に石けん使用のパネル展示や見本配布による啓発活動の実施

## 5. 「学び、考え、行動する」 ～環境教育・学習の推進～

- ・生活展における啓発（パネル展示とアクリルたわしの実演）
- ・出生届時に液体石けんの見本（200ml）の支給

### ◆くらしの情報コーナーでの啓発事業

省エネなどについて消費者への啓発を行うため、くらしの情報コーナーを活用し市役所分庁舎1階において年間を通して展示啓発を行い、市民への意識啓発を図りました。

◇平成23年度事業内容

- ・2月「2月は省エネルギー月間です」

（省エネルギー月間につき、冬場における省エネルギーのポイントについて展示啓発）

### ◆くらしのセミナーでの啓発事業

温暖化や電力不足問題への対策として、家庭で実践出来る省エネについて、市民に対してセミナーを開催して啓発を図りました。

◇平成23年度事業内容

- ・テーマ「家庭の省エネ」 講師 省エネルギー普及指導員 秋葉 賢二 受講者数 8人

### ◆エコネット推進事業[再掲]

別記5－（2）－③（P94）参照

### ◆ウェブサイトを活用した環境情報提供

市ウェブサイトにおいて、環境問題や市の取り組み、環境に関連するイベント・事業等の情報提供を行い、市民、事業者に広く周知を図りました。

### ◆貸出用教材等整備事業

〔中央図書館〕

市民の環境保全に関する意識を高めるため、市民のニーズに合わせ、貸出教材リストの中に環境教育に関するソフトを導入し、活用を図りました。

◇平成23年度事業実績（震災による影響で、貸出業務が一部休止となり減少）

- ・環境教育に関するソフト（ビデオ・DVD）の活用実績

貸出 件数：5件 利用者数：259人

- ・環境教育に関するソフト（ビデオ・DVD）の導入実績

購入数：6本 寄贈数：1本 計7本

### ◆環境月間等推進事業

〔生活環境課〕

6月の環境月間及び12月の地球温暖化防止月間に合わせて各種の環境啓発を実施し、市民に環境保全の必要性を広く呼びかけ、意識の高揚を図りました。

◇平成23年度事業内容

○環境月間（6月）

- ・環境月間のPR懸垂幕設置の設置
- ・環境に関する啓発パネル展の実施

かんきょう楽習コーナー（市役所分庁舎1階）、ふれあい科学館展望ロビー（ビッグアイ22階）、安積図書館2階ロビー、富久山図書館2階ロビー

- ・広報こおりやま6月号で環境に関する特集を掲載

○地球温暖化防止月間（12月）

### ◆地球温暖化対策防止月間の推進[再掲]

別記1－（1）－②（P20）参照

### ◆「うつくしまエコイベント」認定推進

〔生活環境課〕

イベント開催時には、チラシ等の紙の使用による森林資源の減少、電気やガソリンの使用による地球温暖化などの様々な環境への負荷が発生するため、環境配慮への一定の要件を要する「うつくしまエコイベント」の認定を受けることにより、イベントを開催するにあたっては、環境への配慮を推進しました。

## 5.「学び、考え、行動する」～環境教育・学習の推進～

◇平成 23 年度認定事例

- ・かんきょう楽習塾 ★★★★★
- ・郡山市成人のつどい ★★★★★
- ・郡山の農業・観光物産展 ★★★★★

※「うつくしまエコイベント」とは・・・福島県が行っている制度で、テーマや規模にかかわらず、環境に配慮して実施するイベントで、一定の要件を満たすものを「うつくしまエコイベント」として認定します。認定の際に取組内容に応じて★印（★～★★★★★）が付きます。



### ◆「郡山市のかんきょう」作成・配布事業

〔生活環境課〕

子どもからの環境教育を推進するため、本市の環境の現状及び近年の環境問題について興味を持って学習してもらい、自分たちにもできる環境保全の取り組みについて理解してもらうことを目的に、環境学習用資料として「郡山市のかんきょう（A4判 39 ページ、FSC 認証紙を使用）」を作成して市内小学 5 年生に配布しました。

◇平成 23 年度事業実績

- ・配布部数：約 5,000 部

### ◆「環境活動ハンドブック」の改訂・配布[再掲]

別記 5 - (2) - ② (P 9 1) 参照

### ◆「わたしたちとごみ」作成・配布事業[再掲]

別記 4 - (1) - ① (P 5 4) 参照

### ◆事業紹介冊子、パンフレット作成・配布

環境情報や環境教育・学習に活用できる施設・事業等を紹介する各種冊子、パンフレット等を作成・配布しました。

- ・平成 23 年度版郡山市の環境（平成 22 年度郡山市環境基本計画年次報告書）
- ・環境学習資料集「郡山市のかんきょう」（主に小学 5 年生に配布）
- ・平成 24 年環境カレンダー など

### ◆公用自転車活用事業(CO<sub>2</sub>削減開拓チャレンジ事業)[再掲]

別記 1 - (1) - ④ (P 2 3) 参照

### ◆希少野生生物等の情報収集・提供[再掲]

別記 2 - (2) - ① (P 3 3) 参照

### ◆埋蔵文化財周知紹介事業[再掲]

別記 4 - (4) - ② (P 7 5) 参照

### ◆古文書筆耕事業[再掲]

別記 4 - (4) - ② (P 7 5) 参照

## 郡山の環境守り隊 チーム環太郎



**エコ助**

空も飛べる環太郎の  
よきパートナー。



**スーパー環太郎**

郡山の環境を守るために集まった  
「チーム環太郎」のリーダー。



**ヒロ君**

市内を走り回っている。  
ケンちゃんの助手。



**リサイクルえみちゃん**

リサイクルが大好き。  
えみちゃんの知恵袋は  
アイデアいっぱい。



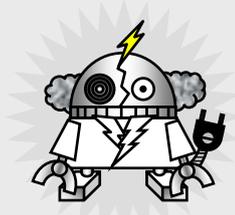
**ドクターケンちゃん**

環太郎の生みの親。  
チームの頭脳。



**タケちゃん**

環境の勉強を始めたばかり  
だけど、やる気満々。



**ドクターCO2**

環境破壊の帝王。  
口ぐせは「ギロギロロー」



**メタンちゃん**

ドクターCO2の助手。  
ポイ捨て大好き。



**よし君**

謎のスーパー環太郎応援団長。  
団員はまだ一人。  
みんなの入団待ってるよ！

# 郡山市地球温暖化対策 実行計画（区域施策編）

## 温室効果ガス排出状況

◇ 本報告書は、データの入手可能な最新年度の平成21年度の内容になっております。

# 郡山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の概要

### (1) 郡山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）とは

「郡山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」は、本市の地域特性を活かした地球温暖化対策を積極的に推進することで、本市を低炭素社会へと転換するとともに、世界共通の喫緊の課題である地球温暖化の防止に貢献することを目的としています。また、エネルギー消費の少ない低炭素社会への転換を図るための方向性を示し、中期における温室効果ガス削減目標や本市の地域特性を活かした対策、市民・事業者・行政の各主体における削減目標達成に向けた具体的な取り組み等について定めた計画であり、「郡山市第二次環境基本計画」の地球温暖化対策に関する個別計画です。

### (2) 計画の期間と目標

「郡山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」は、温室効果ガス排出量を基準年度（平成 19 年度）比で 25%削減することを目標とするものであり、平成 23 年度を初年度とし、平成 32 年度を目標年度としています。

### (3) 計画の対象とする温室効果ガス

本市から排出される温室効果ガス排出量の算定対象とするのは、京都議定書及び温対法で対象としている以下の 6 種類としています。

#### ◇対象とする温室効果ガス

温室効果ガス		概要
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )		化石燃料の燃焼等に伴い発生するもの。
メタン (CH <sub>4</sub> )		水田や家畜の腸内発酵、廃棄物処理等から発生するもの。
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)		耕地への化学肥料の施肥や、廃棄物処理等から発生するもの。
代替フロン類	ハイドロフルオロカーボン (HFC)	冷蔵庫・エアコン等の冷媒や、スプレー等に使用されるもの。
	パーフルオロカーボン (PFC)	半導体洗浄や溶剤等に使用されるもの。
	六フッ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )	半導体製造や電気絶縁ガスとして使用されるもの。

### (4) 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、本市全域としています。ただし、地球温暖化対策は、広域的な視点での対策も必要となるため、対策によっては、周辺自治体、福島県、国との連携を図ります。

郡山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

郡山市における温室効果ガス排出量(平成21年度)

単位 千t-CO<sub>2</sub>

温室効果ガスの種類、排出部門	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 19 年度比
温室効果ガス総量	2,703.6	2,531.0	2,485.3	8.1%削減
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	2,573.3	2,411.5	2,381.0	7.5%削減
エネルギー起源二酸化炭素	2,529.9	2,369.1	2,347.8	7.2%削減
産業部門	644.5	575.9	589.9	8.5%削減
(内訳)				
建設業・鉱業	(25.7)	(24.7)	(26.1)	1.6%増加
製造業	(589.9)	(522.4)	(537.7)	8.8%削減
農林水産業	(28.9)	(28.7)	(26.1)	9.7%削減
民生家庭部門	612.5	555.2	546.9	10.7%削減
民生業務部門	574.8	554.4	539.4	6.2%削減
運輸部門	698.1	683.6	671.6	4.6%削減
(内訳)				
自動車(乗用)	(320.5)	(320.6)	(319.9)	0.2%削減
自動車(貨物)	(355.7)	(341.8)	(331.4)	6.8%削減
鉄道	(21.9)	(21.2)	(20.3)	7.3%削減
廃棄物起源二酸化炭素	43.4	42.4	33.2	23.5%削減
メタン (CH <sub>4</sub> )	44.6	44.5	44.5	0.2%削減
(内訳)				
廃棄物部門	(1.7)	(1.6)	(1.6)	5.9%削減
農業部門	(42.9)	(42.9)	(42.9)	—
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	12.7	12.6	12.4	8.4%削減
(内訳)				
廃棄物部門	(4.4)	(4.2)	(4.1)	6.8%削減
農業部門	(8.4)	(8.4)	(8.4)	—
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	40.2	40.4	36.2	10%削減
パーフルオロカーボン (PFC)	19.4	12.2	7.2	62.9%削減
六フッ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )	13.3	9.9	4.1	69.2%削減

## 郡山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

### <郡山市の関連統計>

項目（単位）	平成 19 年度	平成 21 年度	備考
人口（人）	339,079	338,731	
世帯数（世帯）	129,184	131,726	
製造品出荷額等 （億円）	10,199	7,372	
農業粗生産額（億円）	182	182	H18 年度値
卸・小売業年間販売額（億円）	14,914	14,914	H19.6.1
卸売業年間販売額（億円）	10,748	10,748	H19.6.1
小売業年間販売額（億円）	4,166	4,166	H19.6.1
販売電力量（千 kWh）	2,184,006	2,172,008	
自動車台数（台）	237,983	236,937	被けん引・二輪・原付・小型特殊を除く

※ 四捨五入の関係で合計値と内訳の合算値が異なるものがあります。

※ 統計等の資料で平成 21 年度の数値が確認できないものに関しては、確認できる最新のものを使用しています。

### 郡山市の温室効果ガス排出状況

#### （1）温室効果ガスの総排出量

平成 21 年度の郡山市の温室効果ガス排出量は、総排出量 2485.3 千 t-CO<sub>2</sub> であり、平成 19 年度比で約 8.1%削減されました。

種類	平成 19 年度の排出量(千t-CO <sub>2</sub> )	平成 20 年度の排出量(千t-CO <sub>2</sub> )	平成 21 年度の排出量(千t-CO <sub>2</sub> )	平成 19 年度比(%)
温室効果ガス	2703.6	2531.0	2485.3	8.1%削減

#### （2）温室効果ガスの種類別排出量

##### ①二酸化炭素

二酸化炭素の総排出量は 2381.0 千 t-CO<sub>2</sub> であり、平成 19 年度比で約 7.5%削減されました。

##### <部門別排出量>

産業部門・・・・・・排出量は 589.9 千 t-CO<sub>2</sub> であり、平成 19 年度比で約 8.5%削減されました。

## 郡山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

民生家庭部門・・・排出量は 546.9 千 t-CO<sub>2</sub>であり、平成 19 年度比で約 10.7%削減されました。

民生業務部門・・・排出量は 539.4 千 t-CO<sub>2</sub>であり、平成 19 年度比で約 6.2%削減されました。

運輸部門・・・・・・排出量は 671.6 千 t-CO<sub>2</sub>であり、平成 19 年度比で約 4.6%削減されました。

廃棄物起源・・・・・・排出量は 33.2 千 t-CO<sub>2</sub>であり、平成 19 年度比で約 23.5%削減されました。

### 部門別二酸化炭素排出状況

部門	平成 19 年度の排出量(千t-CO <sub>2</sub> )	平成 20 年度の排出量(千t-CO <sub>2</sub> )	平成 21 年度の排出量(千t-CO <sub>2</sub> )	平成 19 年度比(%)
産業	644.5	575.9	589.9	-7.2%
民生家庭	612.5	555.2	546.9	-10.7%
民生業務	574.8	554.4	539.4	-6.2%
運輸	698.1	683.6	671.6	-4.6%
廃棄物起源	43.4	42.4	33.2	-23.5%
計	2573.3	2411.5	2381.0	-7.5%

### ②メタン

メタンの総排出量は 44.5 千 t-CO<sub>2</sub>であり、平成 19 年度比で約 0.2%削減されました。

部門	平成 19 年度の排出量(千t-CO <sub>2</sub> )	平成 20 年度の排出量(千t-CO <sub>2</sub> )	平成 21 年度の排出量(千t-CO <sub>2</sub> )	平成 19 年度比(%)
メタン	44.6	44.5	44.5	-0.2%

### ③一酸化二窒素

一酸化二窒素の総排出量は 12.4 千 t-CO<sub>2</sub>であり、平成 19 年度比で約 8.4%削減されました。

部門	平成 19 年度の排出量(千t-CO <sub>2</sub> )	平成 20 年度の排出量(千t-CO <sub>2</sub> )	平成 21 年度の排出量(千t-CO <sub>2</sub> )	平成 19 年度比(%)
一酸化二窒素	12.7	12.6	12.4	-8.4%

## 郡山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

### ④ハイドロフルオロカーボン

ハイドロフルオロカーボンの総排出量は 36.2 千 t-CO<sub>2</sub> であり、平成 19 年度比で約 10% 削減されました。

部門	平成 19 年度の排出量(千t-CO <sub>2</sub> )	平成 20 年度の排出量(千t-CO <sub>2</sub> )	平成 21 年度の排出量(千t-CO <sub>2</sub> )	平成 19 年度比(%)
ハイドロフルオロカーボン	40.2	40.4	36.2	-10.0%

### ⑤パーフルオロカーボン

パーフルオロカーボンの総排出量は 7.2 千 t-CO<sub>2</sub> であり、平成 19 年度比で約 69.2% 削減されました。

部門	平成 19 年度の排出量(千t-CO <sub>2</sub> )	平成 20 年度の排出量(千t-CO <sub>2</sub> )	平成 21 年度の排出量(千t-CO <sub>2</sub> )	平成 19 年度比(%)
パーフルオロカーボン	19.4	12.2	7.2	-69.2%

### ⑥六フッ化硫黄

六フッ化硫黄の総排出量は 4.1 千 t-CO<sub>2</sub> であり、平成 19 年度比で約 69.2% 削減されました。

部門	平成 19 年度の排出量(千t-CO <sub>2</sub> )	平成 20 年度の排出量(千t-CO <sub>2</sub> )	平成 21 年度の排出量(千t-CO <sub>2</sub> )	平成 19 年度比(%)
六フッ化硫黄	13.3	9.9	4.1	-69.2%

## 「平成24年度版 郡山市の環境」に対する意見

平成24年11月28日  
郡山市環境審議会

「郡山市第二次環境基本計画」及び「郡山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の実効性を確保するための客観的な進行管理や事後評価を行うにあたり、市民、事業者及び行政のパートナーシップに基づく計画の推進という観点から、郡山市環境審議会が第三者としてこの役割を担い、報告書に対して以下のように意見を述べます。

### 1. 平成23年度の状況について

平成23年度は、東日本大震災や東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により、環境に関する活動ができなかったことや、台風15号による洪水により廃棄物が増えたことなど特異な年であったことから、市民の方々に平成23年度の取組状況をより理解していただくことを念頭に取りまとめる必要があると考えます。その点について、本報告書は当審議会の審議を通じて、平成23年度の状況について各所に記述しており、市民の方々に十分に理解していただける内容になっていると考えます。

### 2. 個別の施策について

#### (1) 再生可能エネルギーについて

地球温暖化対策については、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入など多様な取り組みが行われています。その中でも、再生可能エネルギーについては、太陽光、バイオマスなど、ここ数年で注目が高まっています。郡山市においても、住宅用太陽光発電システム設置費補助や薪ストーブ及びペレットストーブ等の購入補助を行っていますが、導入を推進する前の情報提供が不足していると感じます。今後は、各設備を設置することのメリット及びデメリットを市民に伝えていくような取り組みの推進を期待します。さらに、太陽光発電については、地域性があるため、郡山市に設置した場合の平均発電量など、「郡山のデータ」を示すような取り組みの展開を期待します。

### (2) 野生鳥獣の保護と管理について

生物多様性の保全の一環として、郡山市では野生鳥獣の保護及び有害鳥獣の捕獲を行っています。近年では農業従事者の減少により里山の管理が不十分になっていることや、狩猟者の高齢化に伴い駆除隊の編成が課題となっていました。さらに、原発事故以降は、事故に起因する放射能の問題により狩猟をする人が減少したため、イノシシやクマ等の個体数の増加に拍車がかかり、山間部の集落が危険地帯になりかねないと危惧されます。

このような状況においては、「保護」と「管理」が重要であると考えますので、今後は、「保護」と「管理」の強化を図るような施策の展開を期待します。

### (3) 猪苗代湖の保全について

猪苗代湖は、郡山市の水道水源の約7割を担う大切な資源です。その猪苗代湖をきれいに保つことは、私たち郡山市民の責務です。現在、漂着水草の回収やヨシ刈り、湖岸の清掃等の湖水をきれいにする活動は多く見られます。しかし、猪苗代湖をきれいに保つには流入する水をきれいにすることも重要です。そのためには、より多くの方々に下水道や高度処理型浄化槽を利用してもらうことが不可欠ですので、今後は公共下水道の整備と接続率の向上及び高度処理型浄化槽の導入促進につながるような取り組みの推進を期待します。

また、郡山市のみでなく、猪苗代町や会津若松市、さらには流入河川の流域にある市町村等の活動も水質に影響を及ぼすことから、流入河川流域の市町村等を含めた協力体制が必要であると考えます。今後は、より多くの市町村や環境保全団体との連携を図りながら、猪苗代湖の水質をきれいに保つような取り組みの推進を期待します。

## 郡山市環境基本条例

### 目次

#### 前文

#### 第1章 総則（第1条—第7条）

#### 第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本指針等（第8条・第9条）

#### 第3章 環境の保全及び創造のための基本的施策（第10条—第25条）

#### 附則

わたくしたちの先人は、安積疏水を開さくすることで、猪苗代湖の水を安積平野に行き渡らせ、この大地を開拓し、本市発展の礎を築いた。わたくしたちは、これら先人の歴史的遺産を受け継ぐとともに、豊かな自然の恵みを受けて生活を営み、産業を興し、伝統や文化を育んできた。

しかしながら、近年、都市化の進展、市民の生活様式の変化等に伴い、生活の利便性が高まる一方で、資源やエネルギーが大量に消費され、本市においても都市型・生活型公害、廃棄物の増大などの問題が顕在化してきた。また、自然の復元力を超えるまでに拡大しつつある人間の活動は、地域の環境にとどまらず、自然の生態系に影響を及ぼし、さらには、地球の環境を脅かすまでに至っている。

わたくしたちは、健全で恵み豊かな環境の下に、健康で文化的な生活を営む権利とともに、この環境を保全し、さらにより良い環境とし、将来の世代に継承していくべき責務を有している。わたくしたちは、人類が自然の生態系の一部であり、地球の環境は有限でかけがえのないものであることを深く認識し、市、事業者及び市民が相互に協力し合って、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築し、人と自然が共生できるまちづくりに取り組んでいくことを決意し、この条例を制定する。

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

##### （定義）

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に

## 資 料

密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営むことのできる健全で恵み豊かな環境を確保し、及び向上させ、並びに将来の世代へ継承できるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、生態系が健全に維持され、人と自然との共生が確保されるよう適切に行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、資源の適正な管理及び循環的な利用の推進により、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを旨として、市、事業者及び市民の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。

4 地球環境保全は、市、事業者及び市民がこれを自らの課題として認識し、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関し、市民の意見を尊重して、本市の自然的社会的条件に応じた基本かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(年次報告書)

第7条 市長は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策の状況を明らかにするため報告書を作成し、公表するものとする。

## 第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本指針等

(施策の基本指針)

第8条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1) 公害を防止し、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持することにより、市民の健康を保護し、及び生活環境を保全すること。

(2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性を確保するとともに、森林、

農地、水辺地等における多様な自然環境の保全及び回復を図り、人と自然が共生できる良好な環境を確保すること。

- (3) 緑化の推進、水辺地の整備、良好な景観の創造及び歴史的文化的遺産の保全を図ること。
- (4) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等を推進することにより、環境への負荷の低減を図るとともに、地球環境保全に貢献すること。
- (5) 環境の保全及び創造のため、市、事業者及び市民が相互に協力し合える社会を形成すること。

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、郡山市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、郡山市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

### 第3章 環境の保全及び創造のための基本的施策

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るとともに、環境の保全について配慮しなければならない。

(環境影響評価の推進)

第11条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(規制の措置)

第12条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(財政上の措置)

第13条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進)

第14条 市は、下水道等の公共的施設の整備事業その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

## 資 料

---

- 2 市は、公園、緑地等の快適な生活環境の確保のための公共的施設の適正な整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市は、前2項に定める公共的施設等の適切な利用を促進するために必要な措置を講ずるものとする。  
(資源の循環的な利用の促進等)
- 第15条 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるとともに、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量の推進に努めるものとする。  
(森林及び緑地の保全及び創造)
- 第16条 市は、快適な生活環境を保全し、及び生物の多様性の確保に資するため、森林及び緑地の保全及び創造に関し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。  
(水環境の保全及び創造)
- 第17条 市は、生物の多様性の確保に配慮しつつ、良好な生活環境を保全するため、水環境の保全及び創造に関し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。  
(良好な景観の形成等)
- 第18条 市は、地域の特性が活かされた快適な生活環境を保全するため、良好な景観の形成及び歴史的文化的遺産の保全に関し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。  
(環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興等)
- 第19条 市は、関係機関等と協力して、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興、広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。  
(民間団体等の自発的な活動の促進)
- 第20条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動、環境美化に関する活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう、指導、支援その他の必要な措置を講ずるものとする。  
(情報の提供)
- 第21条 市は、第19条の環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに前条に規定する民間団体等の自発的な環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。  
(調査研究の実施)
- 第22条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な調査研究を実施するよう努めるものとする。  
(監視等の体制の整備等)
- 第23条 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。
- 2 市は、前項の監視、測定等により把握した環境の状況について公表するものとする。

(地球環境保全の推進)

第 24 条 市は、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

2 市は、国、他の地方公共団体、民間団体等その他の関係機関等と連携し、地球環境保全に関する調査研究、情報の提供、技術の活用等の推進に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力等)

第 25 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策であって広域的な取組を必要とするものについては、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

2 市は、事業者及び市民との緊密な連携の下に、環境の保全及び創造に関する施策の推進に努めるものとする。

附 則

この条例は、平成 10 年 7 月 1 日から施行する。

### 用語の解説

#### 地球温暖化

18世紀後半の産業革命以降、経済活動の発展などにより温室効果ガスが増加し、地球の気温が急激に上昇する現象のことで、異常気象の多発、海水面の上昇、食糧不足、伝染病の流行や生態系への影響などが懸念されており、現在、人類が抱える諸問題の中でも特に大きな問題となっています。2100年までに最大6.4℃上昇することが予測されています。

#### 温室効果ガス

太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあるガス。適度な温室効果により、地球の平均気温は約15℃に保たれています。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の6ガスが削減対象となっています。

#### 二酸化炭素排出係数

電気やガスなどを単位量使用した場合にどの程度二酸化炭素が排出されるかを数値化したもの。各項目の使用量（電気：kWh、ガス：m<sup>3</sup>など）に排出係数を掛けると実際に排出された二酸化炭素の量が算出されます。

##### 【参考】二酸化炭素排出係数

項目	二酸化炭素排出係数
電気	0.43
水道	0.23
都市ガス	2.2
プロパンガス	6.0
灯油	2.5
ガソリン	2.3
軽油	2.6
ごみ	0.34

#### 酸性雨

石炭や石油等の化石燃料の燃焼に伴って、硫酸化物や窒素酸化物が大気中へ放出されることにより、これらの物質が雲に取り込まれて複雑な化学変化を繰り返して、強い酸性を示す降雨または乾いた粒子状物質として降下する現象をいいます。これによって、石造建築物の溶解、湖沼や井戸水の酸性化等や森林、農作物の枯死等の被害を受けます。ちなみに水素イオン濃度（pH）が5.6以下を酸性雨とよびます。

#### 環境基準

環境基本法に基づき「人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定める基準のことで、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音などについて基準が設定されています。

### 化学的酸素要求量(COD:Chemical Oxygen Demand)

海や湖沼の汚れの度合いを示す数値。水中の有機物を酸化剤（過マンガン酸カリウム）で化学的に分解したときに消費される酸素量を mg/l の単位で表したもので、この値が大きいほど、有機物が多く汚れていることを示します。

### 生物化学的酸素要求量(BOD:Biochemical Oxygen Demand)

河川などの汚れの度合いを示す数値。水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素量を mg/l の単位で表したもので、この値が大きいほど、有機物が多く汚れていることを示します。

### 75%値

水質調査の測定値を値の低い順に並べ、低いほうから数えて 75%目の値。市の水質調査の場合には、月 1 回ずつ年 12 回の調査を行っているため、12 回の測定値のうち値の低いほうから数えて 9 番目の値となります。(9/12=75%)

### 特定事業場

水質汚濁防止法、大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法等で定められています。人の健康や生活環境に係る被害を生ずる恐れがある物質を排出する施設、あるいは、騒音や振動を発生する施設を設置する工場又は事業場を指します。

### 全窒素

水中に含まれる窒素化合物の窒素の総量。過剰になると、湖沼やダム湖等の閉鎖性水域で藻類等の増殖を引き起こし、富栄養化の度合いを示す代表的な指標の一つです。

### 全りん

水中に含まれる「りん化合物」の「りん」の総量。全窒素同様、富栄養化の度合いを示す代表的な指標の一つで、過剰になると、湖沼やダム湖等の閉鎖性水域で藻類等の増殖を引き起こします。

### 廃棄物

ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥などの汚物又は不用として廃棄される物。事業活動に伴い発生する廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック、建設業にかかる木くず、コンクリートくず、食品製造業に係る原料由来の不用物など、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び施行令で規定されているものを産業廃棄物といい、産業廃棄物以外の廃棄物を、一般廃棄物といいます。

### 公害

環境基本法では、公害とは、事業活動などに伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭により、人の健康及び生活環境に係る被害が生ずることと定義しています。これらは、「典型 7 公害」といわれています。

## 用語の解説

---

### 硫黄酸化物(SO<sub>x</sub>)

二氧化硫黄(SO<sub>2</sub>)や三酸化硫黄(SO<sub>3</sub>)など、硫黄の酸化物の総称で、ソックス・SO<sub>x</sub>ともいいます。硫黄分が含まれる石油や石炭など化石燃料の燃焼の際に発生します。大気中の水分と結合して強い酸性を示し、大気汚染、酸性雨の原因となります。

### 窒素酸化物(NO<sub>x</sub>)

一酸化窒素(NO)や二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)など、窒素の酸化物の総称。高温燃焼時に、空気中の窒素が酸化され、一酸化窒素が発生し、大気中でさらに酸化され、二酸化窒素になります。人の健康に悪影響を与える恐れがあり、光化学オキシダントや酸性雨の原因ともなります。

### 光化学オキシダント

工場、自動車などからの窒素酸化物、炭化水素等の一次汚染物質が、太陽光線(紫外線)の作用により光化学反応し、二次的に生成される酸化性物質の総称です。粘膜への刺激、呼吸への影響といった健康被害のほか、農作物など植物へも影響を与えます。この光化学オキシダントが局所的に集中して、白くもやがかかったような状態になることがあり、これを光化学スモッグと呼んでいます。

### 浮遊粒子状物質(SPM:Suspended Particulate Matter)

空気中を漂う直径10μm(マイクロメートル)以下の粒子のことで、主なものに砂ぼこりや工場から排出されるばいじん等があり、最近ではディーゼル自動車の排ガスに含まれる黒鉛、硫黄酸化物等がぜんそくの原因になっているといわれています。

### 一酸化炭素(CO)

不完全燃焼の際、発生する無色無臭の気体で、肺に吸い込まれると血液中のヘモグロビンと結合し、酸素の供給を阻害します。

### 等価騒音レベル(Leq)

等価騒音レベルは、一定時間内に測定した騒音をエネルギー量として平均した値であり、より現実的な評価手法として国際的にも採用されている新しい指標です。一般環境基準や道路に面する地域の環境基準については、従来、中央値(L50)で評価していましたが、現在は等価騒音レベル(Leq)に変更されています。

### ダイオキシン類

塩素を含む有機化合物のうち、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)及びコプラナーPCBを総称してダイオキシン類といいます。物質の燃焼時に発生し、人工物質としては最も強い毒性をもつ物質といわれています。

### ポリ塩化ビフェニル(PCB:Polychlorinated Biphenyl)

熱安定性、電気絶縁性に優れ、トランス、コンデンサー、熱媒体、ノーカーボン紙、インキ等に用いられていましたが、PCBは難分解性で生体に蓄積するため、昭和45年の「カネミ油症事件」の原因物質と確定されました。現在、PCBの製造・輸入は原則的に禁止され、事業者の保管するPCBの廃棄処理が決められています。

## 単位

ppm(ピー・ピー・エム)

100 万分率のことで、ある量が 100 万分のいくつかであることを表す単位です。

ppmC(ピー・ピー・エム・シー)

炭化水素の濃度をメタンに換算した単位です。

mg(ミリグラム)

重さの単位で、1,000 分の 1 グラムを表します。

 $\mu$ g(マイクログラム)

重さの単位で、100 万分の 1 グラムを表します。

ng(ナノグラム)

重さの単位で、10 億分の 1 グラムを表します。

pg(ピコグラム)

重さの単位で、1 兆分の 1 グラムを表します。

M(メガ)

100 万倍を表す単位です。

G(ギガ)

10 億倍を表す単位です。

T(テラ)

1 兆倍を表す単位です。

dB(デシベル)

音圧や音の強さを表す単位です。

## 【参考】騒音の大きさ

騒音レベル	大きさの例
120dB	ジェット機のエンジン付近、ロックバンド演奏(3m)
110	自動車のクラクション(2m)、リベット打ち
100	電車のガード下、オーケストラ演奏
90	地下鉄内、騒々しい工場内
80	電車の車内
70	電話のベル、騒々しい事務所内
60	日常の会話、静かな自動車内
50	静かな事務所内
40	図書館、郊外の夜間
30	ささやき声



# 平成24年度版 郡山市の環境

平成25年2月

発行： 郡山市

編集： 郡山市 生活環境部 生活環境課

〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号

TEL 024-924-2731 FAX 024-935-6790

E-mail [seikatukankyou@city.koriyama.fukushima.jp](mailto:seikatukankyou@city.koriyama.fukushima.jp)

URL <http://www.city.koriyama.fukushima.jp/>

楽都  
—— 東北のウィーン ——  
郡山